

閱覽用

令和7年12月定例会

(12月8日招集)

和水町議会会議録

令和7年12月和水町議会定例会目次

○12月8日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 行政報告	4
日程第5 承認第5号 専決処分の承認について (令和7年度和水町一般会計補正予算(第5号))	6
日程第6 議案第64号 和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	7
日程第7 議案第65号 和水町専用水道使用料条例の一部改正について	8
日程第8 議案第66号 和水町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	9
日程第9 議案第67号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	10
日程第10 議案第68号 和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について	11
日程第11 議案第69号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12
日程第12 議案第70号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	13
日程第13 議案第71号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	14
日程第14 議案第72号 令和7年度和水町一般会計補正予算(第6号)	15
日程第15 議案第73号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)	19
日程第16 議案第74号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)	20
日程第17 議案第75号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)	21
日程第18 議案第76号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	22
日程第19 議案第77号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号)	24
日程第20 議案第78号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)	25
日程第21 議案第79号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の	

	一部変更について	27
日程第22	議案第80号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）	27
日程第23	議案第81号 指定管理者の指定について （三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）	28
日程第24	議案第82号 指定管理者の指定について （和水町特別養護老人ホームきくすい荘）	29
日程第25	議案第83号 工事請負変更契約の締結について	29
日程第26	議案第84号 損害賠償の額を定めることについて	30
日程第27	陳情等の委員会付託等について	31
日程第28	一般質問	31
	5番 白木 淳 議員	32
散会		50

○12月9日（第2日）

出席議員	51	
欠席議員	51	
職務のため出席した事務局職員	51	
説明のため出席した者の職氏名	51	
開議	51	
日程第1 一般質問	52	
	1番 亀崎 清貴議員	52
	2番 千々岩 繁議員	68
	4番 荒木 宏太議員	81
	3番 木原 泰代議員	98
散会	111	

○12月10日（第3日）

出席議員	113	
欠席議員	113	
職務のため出席した事務局職員	113	
説明のため出席した者の職氏名	113	
開議	113	
日程第1 一般質問	114	
	10番 笹淵 賢吾議員	114
	6番 齊木 幸男議員	128
	11番 坂本 敏彦議員	144

9番 秋丸 要一議員	156
散会	171

○12月12日（第4日）

出席議員	173
欠席議員	173
職務のため出席した事務局職員	173
説明のため出席した者の職氏名	173
開議	174
日程第1 承認第5号 専決処分の承認について (令和7年度和水町一般会計補正予算(第5号))	175
日程第2 議案第64号 和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についての	175
日程第3 議案第65号 和水町専用水道使用料条例の一部改正について	176
日程第4 議案第66号 和水町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	178
日程第5 議案第67号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	178
日程第6 議案第68号 和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について	179
日程第7 議案第69号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	179
日程第8 議案第70号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	180
日程第9 議案第71号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	180
日程第10 議案第72号 令和7年度和水町一般会計補正予算(第6号)	181
日程第11 議案第73号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)	204
日程第12 議案第74号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)	205
日程第13 議案第75号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)	205
日程第14 議案第76号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	207
日程第15 議案第77号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号)	207
日程第16 議案第78号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)	207
日程第17 議案第79号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部日程変更について	208
日程第18 議案第80号 指定管理者の指定について(菊水ロマン館)	208

日程第19	議案第81号	指定管理者の指定について (三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館) ……………	209
日程第20	議案第82号	指定管理者の指定について (和水町特別養護老人ホームきくすい荘) ……………	213
日程第21	議案第83号	工事請負変更契約の締結について……………	214
日程第22	議案第84号	損害賠償の額を定めることについて……………	215
日程第23	諮問第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	215
日程第24	同意第4号	和水町監査委員の選任について……………	216
日程第25	地域公共交通検討特別委員会中間報告について……………	217	
日程第26	陳情等の常任委員長報告について……………	218	
日程第27	発委第1号	再審法の改正を求める意見書の提出について……………	220
日程第28	閉会中の継続調査について……………	221	
閉会……………			221

1 2 月 8 日 (月曜日)

令和7年12月和水町議会第4回定例会会議録

令和7年12月8日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年12月8日午前10時00分招集
2. 令和7年12月8日午前10時00分開会
3. 令和7年12月8日午後2時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	有働和明	書記	倉掛裕美
------	------	----	------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	石原佳幸	副町長	藤本麻衣
教育長	米田加奈美	総務課長	坂口圭介
まちづくり課長	野田敏治	地域振興課長	鍋島忠隆
建設課長	牧野秀彦	税務課長	中嶋啓晴
住民環境課長	上原克彦	デジタル行政推進課長	大山和説
保健子ども課長	永田雅裕	福祉課長	新木隆
農林振興課長	益永浩仁	農業委員会局長	中山寛久
学校教育課長	中原寿郎	社会教育課長	樋口恭子
特養施設長	前渕康彦	病院事務部長	石原康司
会計管理者	松尾修		
12. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認について
(令和7年度和水町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第6 議案第64号 和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第65号 和水町専用水道使用料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第66号 和水町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第67号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第69号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第70号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第71号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第72号 令和7年度和水町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議案第73号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第74号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第75号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第76号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第77号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第78号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第79号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第22 議案第80号 指定管理者の指定について(菊水ロマン館)
- 日程第23 議案第81号 指定管理者の指定について(三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館)
- 日程第24 議案第82号 指定管理者の指定について(和水町特別養護老人ホームきくすい荘)
- 日程第25 議案第83号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第26 議案第84号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第27 陳情等の委員会付託等について
- 日程第28 一般質問 5番 白木 淳 議員

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和7年第4回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番 竹下周三議員、9番 秋丸要一議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和7年第4回和水町議会定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位には御出席を賜り、御礼を申し上げます。

去る11月12日に開催された全国町村議長大会に参加をいたしました。大会では、国に対する要望事項が採択をされました。

主な要望事項として、町村議員の成り手不足対策への支援、主権者教育の推進や被選挙権年齢の引下げなど、議会への多様な人材確保対策に関する要望、地方創生の切れ目ない支援や町村財政強化のための地方交付税等の充実に関する要望、学校給食費の無償化や保育士の処遇改善などの少子化対策及び子ども子育て政策の推進に関する要望などであります。

その後、元プロ野球選手で広島カープの捕手でありました達川氏による「リーダーシップ論」の講演がありました。

リーダーは、「礼儀を欠いてはいけない」「他人のために働け」「焦るな、驕るな、威張るな、くさるな」など笑いを交えた示唆に富む講演でありました。

夕方からは、熊本県選出国會議員の7名の御参加をいただき、熊本県内31町村議長との意見交換会が開催されました。玉名郡で要望しております矢部谷トンネルの早期整備と有明沿岸道路の延伸について要望いたしたところです。

さて、11月18日に大分県佐賀関で発生しました大規模火災は、約180棟の家屋等に被害を受け、お一人が亡くなられる大惨事となりました。被災された皆様にはお見舞いを申し上げ、お亡くなりになった方の御冥福をお祈りするとともに、一日も早い復旧復興を願うばかりです。

また、11月25日には阿蘇地方を震源とするマグニチュード5.8の地震が発生し、産山村では震度5強を記録しました。大きな被害等もなく安心したところですが、地震はいつ発生するか分かりません。日頃の備えが重要であることを再度認識させられました。

本定例会に提出された諸議案は、専決1件、条例8件、補正予算7件、その他6件、人事案件2件の計24件であります。

これらの諸議案については、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられることを切望してやまない次第であります。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の出席を要請しております。

9月定例会以降の主な行事と地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況については、別紙にてお手元に配付しているとおりで。

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めまして、おはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。

令和7年第4回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心をお寄せいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

まず11月18日に大分佐賀関で発生した大規模火災では、住宅や空き家170棟以上、約4万8,900平方メートルが焼失し、人命に関わる被害も発生し、現在も多くの住民が避難所で生活をされています。火災により被害を受けた皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

これから乾燥する季節となり、特に警戒が必要な時期に入ります。火の元には十分注意していただき、地域での呼びかけなど火災予防により一層努めていただきますようお願い申し上げます。

また11月26日火曜日には阿蘇地方を震源とする震度5強の地震が発生しました。和水町は震度

2ではございましたが、突然の揺れに不安になられた方も多かったのではないかと存じます。

火災や地震はいつどこで発生するか分かりません。被害を最小限にするためには、まず一人一人が自ら取り組む自助、次に、地域や身近な人同士が助け合って取り組む共助、そして国や地方公共団体などが取り組む公助が大変重要となってまいります。

現在、町では行政区ごとに職員を割り当て地域の課題やニーズの把握に努めておりますが、今年度、頻発する自然災害に備え、地域の防災力の向上のため、職員が防災士の資格取得を目指す取組を始めます。防災士の資格取得後は、地域の防災リーダーとして担当する地区における自主防災組織の防災啓発活動や地域防災計画の策定に関わっていく予定です。町民の皆様におかれましても、防災への意識を高めていただき、日頃から災害に備え早めの避難、行動をお願い申し上げます。

町としましても、より一層関係機関と連携し防災体制の強化を図るとともに、安心安全なまちづくりを目指してまいります。

また、いまだ収束のめどのないウクライナ情勢や中東情勢の不安定化によるエネルギー価格高騰、そして円安による輸入コストの増加、温暖化や異常気象による農作物の生産量減少などが複合し、物価上昇に歯止めがかからない状況が続いております。

政府においては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援について、地方公共団体が地域の实情に応じて必要な支援を実施できるよう重点支援地方交付金の交付を決定しました。本町においても、国や県の動向を注視しながら、町民の皆様が安心して生活を送ることができるよう各種施策を推進してまいります。

さて、本年も残すところあと1か月となりました。本年を振り返りますと、今年の秋も様々な行事で町が盛り上がりました。

例年8月に実施しておりました古墳祭は、昨今の気温上昇に配慮し9月27日から28日までの2日間に開催いたしました。27日に行われた古墳祭ライブでは沖縄出身のアーティストかりゆし58の皆様をお迎えし、約1,700人の観衆がその歌声に酔いしれました。翌28日には、メインイベントである炎の宴が行われ、火巫女の舞い、ムリテの舞、舞踊団「花童&はつ喜」によるアトラクションや約400人が参加した松明行列の炎が会場一帯を照らし、幻想的な雰囲気になりました。

10月1日には元ラグビー日本代表の大畑大介さん、元メジャーリーガーの上原浩治さんを講師としてお招きし、ナゴミ夢チャレンジトークを開催しました。高校時代は控え選手であったという上原さんの「努力しないとその立場に立てない」という言葉は、子供たちの大きな励みになったことと存じます。

そして11月2日には、第42回金栗四三翁マラソン大会を開催しました。町内外から1,000名を超えるランナーの皆様がゲストランナーの野口みずき様と共に金栗四三の生誕の地を駆け抜けました。さらに会場では、地域づくり団体によるおにぎり、豚汁の振る舞いをはじめ三加和中学校生徒の皆さんによる出店があり、沿道ではたくさんの声援を届けていただくなど多くの町民の皆様に大会を盛り上げていただきました。

また11月16日には2025山太郎祭を開催しました。祭りの醍醐味であるガネ飯・ガネ汁には長蛇

の列ができる大盛況となりました。

祭りに合わせて国際交流促進覚書MOUを締結する台湾・屏東県九如郷から藍郷長をはじめとする訪問団の皆様が来町され、国史跡であります江田船山古墳、そして金栗四三生家などを御案内し、町内の歴史や文化に触れていただきました。引き続き、九如郷との友好関係を築き、相互の発展に寄与してまいります。

そして祭にはふるさと大使でもある廣田彩花選手にも御参加をいただき、山太郎祭の魅力を発信していただきました。

本年、今年は様々な分野で活躍している方に本町の魅力を発信いただくため、新たに中村花誠様、大畑大介様そして野口みずき様にふるさと大使を委嘱しました。ふるさと大使の皆様には、その活動を通して本町の認知度向上や地域振興、観光振興にお力添えをいただきます。

和水町は来年3月で町制施行20周年という節目の年を迎えます。今後におきましても、議会の皆様をはじめ各種機関と連携を図り、笑顔輝き魅力あふれる和水町の実現に向け、そして、町民の皆様が笑顔で住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりの実現に邁進してまいりますので、引き続き、町政運営に御理解と御協力をお願い申し上げます。

そのほか、9月定例会以降の行政報告につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり、専決処分の承認についてが1件、和水町技能労務職の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてのほか、条例についてが8件、令和7年度和水町一般会計補正予算についてのほか、補正予算についてが7件、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてのほか、その他についてが6件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてのほか、人事についてが2件の計24件の議案を上程しております。

特に、一般会計補正予算の主な内訳としましては、まちづくり課のふるさと納税事業で6億円、建設課の公共土木施設災害復旧事業で1億1,650万円、同じく建設課の農地等災害復旧事業で3,880万円など、一般会計を8億3,695万8,000円増の総額113億7,781万5,000円としているところです。

各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課より御説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告といたします。

令和7年12月8日、和水町長 石原佳幸

日程第5 承認第5号 専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第5号））

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、承認第5号、専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました承認第5号、専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めます。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

それでは、補正予算書の2ページを御覧ください。

令和7年度和水町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ997万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,085万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年10月20日専決、和水町長石原佳幸でございます。

この専決処分につきましては、大きく分けると定額減税に係る調整給付金の補正と職員の人件費の補正となります。いずれも12月補正の対応では支払処理が間に合いませんので、専決により予算を確保させていただいております。

まず、歳出から申し上げます。

8ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税費、2目の賦課徴収費を883万円追加いたします。

これは、今年度の6月議会定例会においてその不足すると見込まれる調整給付金として3,000万円の予算を承認いただきましたけれども、見込みよりもさらに給付金が必要となったため、追加するものでございます。

次に、7款1項商工費、1目商工総務費の16万8,000円の追加、並びに10款教育費、5項保健体育費、3目学校共同調理場費97万3,000円は10月1日の人事異動による職員人件費の不足に伴う追加となります。

次に、歳入を御説明いたします。

予算書の7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金を883万円追加いたします。

これは、歳出で申しあげました定額減税調整給付事業の国庫補助金となります。

最後に、20款1項1目繰越金を財源調整として114万1,000円追加いたします。

以上で、承認第5号、専決処分の承認について（令和7年度和水町一般会計補正予算（第5号））の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

日程第6 議案第64号 和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6、議案第64号、和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第64号、和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明をいたします。

議案書の下段を御覧ください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、和水町の技能労務職員の部分休業に係る給与の減額の規定を見直すため、和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

今回の法律の一部改正により、部分休業制度拡充として、従来の「1日2時間以内」の部分休業とは別に、年間を通して一定の範囲内であれば勤務時間の全部を休業とするなど柔軟な選択ができるようになりました。

これは、9月定例会で御提案し御承認をいただきました和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正と同様に、部分休業の時間の制限がより柔軟化されたことに伴い、関連する第16条の給与の減額の規定を改正することになります。

以上で、議案第64号、和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第7 議案第65号 和水町専用水道使用料条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第65号、和水町専用水道使用料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鍋島地域振興課長

○地域振興課長（鍋島忠隆君） 議案第65号、和水町専用水道使用料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町専用水道使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

議案書1ページ下段を御覧ください。

本案の提案理由としましては、和水町専用水道の使用料に関して、和水町簡易水道及び和水町飲料水供給施設に係る水道使用料との均一化を図るため、和水町専用水道使用料条例の一部を改

正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、改正内容につきまして、3 ページ目の新旧対照表を御覧ください。かいつまんで御説明申し上げます。

第1条中、改正前の「専用水道」を「和水町専用水道（以下、「専用水道」という）」に改正します。

次に、第2条中において、改正前の「1立方メートル当たり12円とする」を削除し、「専用水道の使用料は和水町簡易水道条例第22条第1項の規定を準用する。」に改正します。

次に、第3条において見出しを改正前の（使用料の免除）から（使用料の免除等）に改正し、同条中に「ただし、町長が別途定める施設については、使用料を免除し、水道供給に係る費用負担に関して別に定める。」を加えます。

次に第4条において、見出しを改正前の（使用料の納付）から（使用料の算定及び徴収）に改正し、本文を「専用水道の使用料は、和水町簡易水道条例第23条の規定を準用し、徴収する。」に改正を行います。

最後に、附則につきまして申し上げます。

本条例案の施行日につきましては令和8年4月1日からの施行となります。

以上で、議案第65号、和水町専用水道使用料条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第8 議案第66号 和水町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第8、議案第66号、和水町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） ただいま議題となりました、議案第66号、和水町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の最後のページを御覧ください。

児童福祉法の改正により、乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されたことに伴い、本事業を実施するにあたり、設備及び運営に関する基準を国の定める基準に従い条例で定めなければならないことから、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

この条例は、第1条の趣旨から第28条の委任で構成されており、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に係る設備及び運営に関する基準を規定しております。

1 ページ目を御覧ください。

第1章として、乳児等通園支援事業の実施に係る概要、運営に係る基本的事項を第1条から5ページ目の第19条まで規定しております。

次に、6 ページ目を御覧ください。

第2章として、本事業の具体的な内容を規定しており、第20条では本事業の区分として、一般型と余裕活用型を規定しております。

一般型とは、在園児と別の専用の部屋を設け保育を実施する方法と、在園児と合同で保育を実施する方法がございます。一方、余裕活用型とは、保育所、認定こども園等で、利用児童数が定員数に達していない場合、空き人員の範囲の中で保育を行うものでございます。

第21条は、一般型における設備の基準を規定し、9 ページ目の第22条は同じく一般型における職員について規定しております。この設備の基準及び職員については、国の定める基準に準拠しております。

次に、10ページ目の第25条を御覧ください。

第25条は、余裕活用型の設備及び職員の基準について規定しており、設備及び職員の基準は、事業を行う保育所等の施設における、設置及び運営基準等に準拠することと規定しております。

最後に、附則について申し上げます。

施行日につきましては公布の日となります。

以上で、議案第66号、和水町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第9 議案第67号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第67号、和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） ただいま議案となりました、議案第67号、和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページの下段を御覧ください。

子ども医療費受給者証（償還払限定）を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、改正内容につきまして、御説明申し上げます。

資料2 ページ目の新旧対照表を御覧ください。

子ども医療費の助成につきましては、原則、医療機関等の窓口での支払いを必要としない「現物給付」としてありますが、受給者の属する世帯及び対象者の属する世帯において、税金等の滞納がある場合には、一旦、医療機関等の窓口で支払いを行い、後日、受給者等が保健子ども課へ申請いただき、受給者の指定口座に振り込む「償還払い」の手続を行っております。

この滞納世帯等に係る償還払いの取扱いを廃止し、迅速な助成を行うことを目的としております。

このため、滞納世帯等に発行している償還払限定の受給者証の発行を規定している第5条第3項及び第4項を削り、それに伴い、不要となる同条第2項中の（以下「受給者証」という。）を削るものであります。

最後に附則について申し上げます。

施行日につきましては公布の日となります。

以上で、議案第67号、和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第10 議案第68号 和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について
○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第68号、和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） ただいま議題となりました、議案第68号、和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1 ページの下段を御覧ください。

和水町子育てひろばを利用できる者の範囲を見直し、施設の活性化及び他市町の子育て支援センターとの相互利用を可能とするため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

資料2 ページ目の新旧対照表を御覧ください。

子育てひろばにつきましては、本条例で、利用できる者の範囲を「就学前児童であって町内に居住する者又はその保護者が町内に勤務する者」と規定しているところですが、この範囲を見直し、里帰り出産を含む町外の子育て世帯に利用していただくことで、施設の活性化及び和水町の

子育て施策の周知を図りたいと考えます。

このため、第8条に規定する利用できる者の範囲について、文言の削除、及び条文の整理を行っております。

最後に、附則について申し上げます。

施行日につきましては公布の日となります。

以上で、議案第68号、和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第69号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第11、議案第69号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） ただいま議題となりました、議案第69号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページ目の下段を御覧ください。

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、改正内容につきまして御説明申し上げます。

資料2ページ目の新旧対照表を御覧ください。

近年、保育所等における虐待等の不適切事案が全国的に多発していることから、既に児童養護施設等で設けられている職員による虐待等の発見時の通報義務の仕組みを、保育所等にも適用することを目的に、児童福祉法の改正が行われました。

具体的には、通報義務等の対象となる施設に、保育所、家庭的保育事業、放課後児童健全育成事業等が追加されました。

加えて、上記の施設のうち、保育所、放課後児童健全育成事業等の職員等による虐待について、発見した者による通報義務及び通報を受けた都道府県知事や市町村長による事実確認や児童の安全確保のために必要な措置を講じることが規定されております。

このことにより、同法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたため、同法を引用する本

条例の第25条の表記を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

なお、認定こども園や幼稚園における虐待等の対応につきましては、認定こども園法、学校教育法で児童福祉法と同様の規定が創設されましたので、そちらを引用する表記に改めるものでございます。

また、第15条において、認定こども園法という略称規定の及ぶ範囲を「以下この号及び次号において、「認定こども園法」という」と規定しておりますが、今回の改正により、第25条において、認定こども園法を引用することから、当該略称の及ぶ範囲を「以下「認定こども園法」という」に改めるものでございます。

最後に、附則について申し上げます。

施行日につきましては、公布の日となります。

以上で、議案第69号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第70号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12、議案第70号、和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） ただいま議題となりました、議案第70号、和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページの下段を御覧ください。

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に改正内容につきまして、御説明申し上げます。

資料2ページ目の新旧対照表を御覧ください。

議案第69号で御説明しました虐待に関する通報義務の創設を伴う児童福祉法の改正に、家庭的保育事業等も追加されたことから、本条例の第12条でも同法を引用しておりますので、表記を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

最後に、附則について申し上げます。

施行日につきましては、公布の日となります。

以上で、議案第70号、和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**日程第13 議案第71号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について**

○議長（高木洋一郎君） 日程第13、議案第71号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） ただいま議題となりました、議案第71号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページ目の下段を御覧ください。

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布及び国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知の改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次に、改正内容につきまして御説明申し上げます。

資料2ページ目の新旧対照表を御覧ください。

まず、議案第69号及び第70号と同様、虐待に関する通報義務の創設を伴う児童福祉法の改正に、放課後児童健全育成事業も追加されたことから、本条例の第12条でも同法を引用しておりますので、表記を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

また、附則の第2条については、放課後児童支援員について、一定期間内に都道府県知事等が実施する認定資格研修を修了する予定の者も放課後児童支援員とみなすことができることを規定しておりますが、この研修修了予定者の範囲が変更され、みなし措置が無期限化されておりますので、同条を新旧対照表のとおり改めるものでございます。

最後に、附則について申し上げます。

施行日につきましては公布の日となります。

以上で、議案第71号、和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第14 議案第72号令和7年度、和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第72号、令和7年度和水町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました、議案第72号、令和7年度和水町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,695万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億7,781万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、歳出の主なものについて御説明いたします。

15ページを御覧ください。

各予算において、給料、職員手当等、共済費の増額につきましては、職員の人事異動や退職職員等による調整でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目の財産管理費を施設修繕費として123万7,000円増額いたします。

これは町体育館の隣にあるふれあい会館が、落雷の被害により火災受信機が損傷したことによる取り換え費用となります。

同じく6目の企画費を6億1,880万3,000円増額いたします。

この増額した補正額のうち6億円はふるさと納税寄附額の伸びによる必要経費を増額しております。

詳細を申し上げますと、7節の報償費を8,381万2,000円、11節の役務費1億4,744万2,000円、12節の委託料の9,017万4,000円のうち除草等維持管理経費を除いた8,985万1,000円、あと、16ページになりますが、24節積立金の2億7,889万5,000円が必要経費の内訳となります。

次に、同じく14節工事請負費として568万8,000円増額いたします。

これは春富コミュニティセンターの消防用設備整備工事の不足する費用の増額となります。

次に、16節公有財産購入費は、旧菊水南小学校跡地取得費用として1,000万円の補正をいたし

ます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目の高齢者福祉費を498万4,000円増額いたします。

この主なものといたしましては、27節繰出金を特別養護老人ホーム事業会計繰出金としての448万2,000円となりますが、内訳といたしましては、給食調理器具の交換費用、空調ポンプ、配水ポンプの修繕費や電気料の高騰による不足する分の増額となります。

次に、17ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目の環境衛生費を838万5,000円増額いたします。

内訳といたしましては、町内地区公民館5か所のP F A S水質検査料として38万5,000円と令和7年度から実施しております家庭用飲料井戸施設整備の補助が当初見込みよりも多くの申請があり、今回800万円を増額するものでございます。

次に、18ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、2目の農業総務費を225万2,000円増額いたします。

主なものといたしましては、新規就農者に対する就農直後の経営確立に向けた支援を行う経営開始資金1名分の225万円となります。

次に、7款1項商工費、1目の商工総務費を460万4,000円増額いたします。

主なものを申し上げます。19ページの14節工事請負費を御覧ください。

これは春富コミュニティセンター2階をサテライトオフィスとして整備中ですが、W i - F i 整備工事費用として209万円を補正するものでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目の道路維持費を230万円増額いたします。

これは8月豪雨に伴う道路の小規模災害に対する復旧工事等の増加に対応するための補正となります。

次に同じく3項河川費、2目の河川維持費を緊急自然災害防止対策工事として190万円増額いたします。

これは8月豪雨により被災した大久保川の災害復旧工事分となります。そもそも災害復旧事業で工事を予定しておりましたが、災害査定により災害復旧事業としての要件を満たさないう事になりましたので、緊急自然災害防止対策事業に切り替えて事業実施をしております。

次に、20ページを御覧ください。

9款1項消防費、2目の非常備消防費、17節の備品購入費を1,500万4,000円減額いたします。

これは消防団員の活動服を購入予定でしたが、有利な財源となる補助が不採択となり、追加の2次募集もなかったために、令和7年度の予算を全額減額いたします。

今後は有利な財源を活用することを基本とし事業展開できるよう、令和8年度においても補助申請を再度行い、採択できるように準備を進めてまいります。

次に、21ページを御覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、1目の保健体育総務費を129万7,000円追加いたします。

これは金栗四三の生家の敷地内にベンチを設置するための工事費用となります。財源といたしましては金栗生家の整備に活用してほしいという指定寄附がありましたので、その分を充当させ

ていただいております。

次に、同じく2目の体育施設費を332万8,000円追加いたします。

これは町体育館、スカイドーム2000の施設本体や施設に設置している機器等の老朽化による修繕費用や工事費用になります。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目の農地等災害復旧費を3,880万円の追加、同じく3目の林業施設災害復旧費を1,900万円追加いたします。

これは、8月豪雨により被災した農業用施設11件、農地3件、林道1件の復旧に必要な工事費用となります。

次に、同じく2項、2目の公共土木施設災害復旧費を1億1,650万円追加いたします。

これも、8月豪雨により被災した公共施設の道路2件、河川14件の復旧に必要な工事費用となります。

続きまして、歳入の主なものを申し上げます。

11ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目の農林水産業費分担金を現年度農地等災害復旧事業費分担金として388万円追加いたします。

これは歳出で申し上げました8月豪雨により被災した農業用施設及び農地の復旧費用に必要な受益者負担分となります。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目の災害復旧費国庫負担金を現年度公共土木災害復旧費負担金として7,770万5,000円追加いたします。

これも歳出で申し上げました8月豪雨により被災した公共施設の道路や河川の復旧費用に必要な国負担分となります。

次に、16款県支出金、2項県補助金、4目の農林水産業費県補助金を1,290万1,000円追加いたします。

主なものにつきましては、これも8月豪雨で被災した林道施設の復旧費用に必要な県補助金950万円となります。

次に、12ページを御覧ください。

同じく7目の消防費県補助金を427万5,000円減額いたします。

これは、歳出で申し上げました消防団員活動服購入に伴う補助金が不採択となったための減額でございます。

次に、同じく9目の災害復旧費県補助金を現年度農地等災害復旧事業費補助金として2,450万円追加いたします。

これも8月豪雨により被災した農業用施設及び農地の復旧費用に必要な県補助金となります。

次に、18款1項1目の寄附金を6億61万円追加いたします。

主なものといしましては、ふるさと納税寄附額のこれからの伸びを見込み6億円を追加するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、8目熊本地震復興基金繰入金を700万円減額いたします。

この財源は消防団員の活動服購入費用に活用する予定でしたが、有利な財源である補助金が不採択となりましたので、今年度の購入を次年度以降へ切り替えるため繰入金を減額をするものでございます。

次に、同じく9目ふるさと応援寄附金基金繰入金として899万7,000円追加いたします。

この繰入金の主な活用といたしましては、家庭用飲用井戸施設等整備補助金事業の財源として800万円になります。

次に、21款諸収入、5項2目の雑入を125万3,000円追加いたします。

主なものといたしましては、旧菊水南小学校に係る和解金100万円となります。

次に、22款1項町債、商工債を610万円追加いたします。

これは、春富コミュニティセンターの消防用設備整備工事や高圧ケーブル等の更新修繕費用並びに2階部分のサテライトオフィスの整備費に合併特例債を活用するものでございます。

次に、同じく9目災害復旧事業債を4,720万円追加いたします。

これは、歳出で申し上げましたが、8月豪雨により被災した農業用施設や公共施設の災害復旧事業を行うため、緊急自然災害防止対策事業債を活用するものでございます。

戻りまして6ページを御覧ください。

第2表繰越明許費になります。

まず、町道整備事業ですが、これは町道・中道皆行原線道路改良工事費と町道・栗崎線道路改良工事費の5,776万1,000円を繰り越しいたします。

次に、通学路緊急対策事業ですが、これは町道・牧野小田線歩道新設工事費の1億4,947万円を繰り越しいたします。

次に、町急傾斜崩壊防止事業ですが、これは内田地区の急傾斜地の崩壊を防ぐため、工事費1,700万円を繰り越しいたします。

今、申し上げました3つの事業とも年度内に十分な工期を確保することが困難なため、次年度へ繰り越すものになります。

続きまして、7ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正の追加となります。

まず、広報紙印刷製本業務は、広報なごみ印刷業務の年間委託料として497万5,000円、次の令和7年度和水町道路維持管理業務は、町の道路管理業務として4,064万円、次に、令和8年度給食配送業務は、学校給食配送業務として551万円、最後に、役場本庁舎清掃業務及び執務環境衛生管理業務として962万円となります。合計で6,074万6,000円を債務負担行為補正の追加として計上させていただいております。

次に、8ページを御覧ください。

第4表地方債補正の変更分となります。

ここでは起債における限度額の増額補正を行っております。

まず、サテライトオフィス整備事業債ですが、限度額を2,210万円から70万円増額し2,280万円

といたしております。

これは春富コミュニティセンター2階に企業誘致を行うためのWi-Fi工事分となります。

次に、春富コミュニティセンター整備事業債は、限度額を890万円から540万円増額し1,430万円といたしております。

これは春富コミュニティセンターの消防施設整備等の工事費用となります。

次に、緊急自然災害防止対策事業債は、限度額を1億5,830万円から190万円増額し、1億6,020万円といたしております。

これは、8月豪雨により被災した大久保川の復旧工事分となります。

次に、農林水産業施設災害復旧事業債は、限度額を680万円から850万円増額し1,530万円といたしております。

これも8月豪雨により被災した林道の復旧工事分となります。

次に、公共土木災害復旧事業債は、限度額を1,120万円から3,870万円増額し、4,990万円といたしております。

これも8月豪雨により被災した町道や河川の復旧工事分となります。

以上で、議案第72号、令和7年度和水町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

日程第15 議案第73号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第15、議案第73号、令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上原住民環境課長

○住民環境課長（上原克彦君） ただいま議題となりました、議案第73号、令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,642万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を32万円追加し1,774万6,000円とします。

これは、令和5年度に発生した第三者行為求償事務が完了したことに伴う事務手数料になりま

す。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金を40万円追加し107万9,000円とします。

これは令和6年9月に遡及して国保の資格喪失があり、当初予算の予測を上回る還付金が発生したためでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金を72万円追加し、72万1,000円とします。

これは、先ほど説明いたしました歳出に係る費用を前年度繰越金の一部を充てるものでございます。

以上で、議案第73号、令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第16 議案第74号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、議案第74号、令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） 議案第74号、令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億561万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料を85万5,000円増額しております。これは令和7年度の税制改正に伴うシステム改修委託料となります。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目の償還金を1,608万1,000円増額しております。

これは、令和6年度の決算に伴い、見込みより介護サービス等の利用が少なく推移したことによる国等への返還金となります。

次に、7款諸支出金、2項1目の繰出金を266万4,000円増額しております。

これも先ほどの国等への返還と同じく、令和6年度の決算に伴い町へ返還するための繰出金となります。

続きまして、歳入を申し上げます。

7ページを御覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業費補助金を42万7,000円増額しております。

これは先ほど歳出にて説明いたしましたシステム改修費の2分の1に当たる国庫補助金となります。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金を103万円増額しております。

これは決算に伴い介護給付費が見込みを上回ったことによる追加の交付分となります。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目のその他一般会計繰入金を42万8,000円、先ほどと同様のシステム改修費の2分の1、町負担分として増額をしております。

次に、8款1項1目の繰越金を1,771万5,000円、財源調整のため増額補正をしております。

以上で、議案第74号、令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案第75号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第17、議案第75号、令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 議案第75号、令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,253万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、歳出について御説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費、10節の需用費について、物品修繕料として110万5,000円を増額します。

これは、給食調理器具のスチームコンベクションオーブンの基盤とインバータの故障により修繕が必要であるためです。

また、2目の施設管理費の10節需用費の光熱水費について、物価高の影響から274万1,000円と、冬場のポンプや配管等の不具合への緊急的対応を図るための施設修繕料として100万円を増額します。

次に、2款サービス事業費、1項1目の居宅サービス事業費の10節需用費について、デイサービスセンターの閉所イベントのお別れ茶話会を開催するため、食糧費として2万円を増額します。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

7ページを御覧ください。

1款サービス収入、1項介護給付費、1目1節の施設介護サービス費収入について34万6,000円を、2項自己負担金、1目1節の施設介護自己負担金収入について3万8,000円を、8款繰入金、1項1目の一般会計繰入金について448万2,000円を増額します。

以上で、議案第75号、令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第18 議案第76号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第18、議案第76号、令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいま議題となりました、議案第76号、令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、総則、第1条、令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度和水町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款簡易水道事業収益、既決予定額7,035万1,000円、補正予定額0円、計7,035万1,000円。

支出、第1款簡易水道事業費用、既決予定額6,056万2,000円、補正予定額24万3,000円の増、計6,080万5,000円、第1項営業費用、既決予定額5,722万2,000円、補正予定額24万3,000円の増、計5,746万5,000円。

続きまして、資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額672万5,000円は損益勘定留保資金等で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入、既決予定額7,000万3,000円、補正予定額742万4,000円の増、計7,742万7,000円。第1項企業債、既決予定額4,220万円、補正予定額860万円の増、計5,080万円。

第3項補助金、既決予定額2,474万4,000円、補正予定額117万6,000円の減、計2,356万8,000円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額7,639万5,000円、補正予定額775万7,000円。第1項建設改良費、既決予定額5,428万5,000円、補正予定額775万7,000万円の増、計6,204万2,000円。

企業債の補正、第4条、予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、簡易水道事業、既決予定額4,220万円、補正予定額860万円の増、計5,080万円。

一時借入金の限度額の変更、第5条、予算第6条中5,400万円を6,200万円に改める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

13ページを御覧ください。

まず、収益的項目の支出について御説明します。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、2目浄水費17万9,000円を増額しております。

内訳としましては、中和装置の電極が不具合を起こし、薬品を多く使用して、当初の予算が不足したためであります。

次に、6目業務費6万4,000円を増額しております。

内訳としましては、郵便代が不足したためと水道使用量を検針する機器の更新料を追加したためであります。

続いて、資本的項目の支出について御説明します。

15ページを御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目簡易水道事業建設改良費を775万7,000円増額いたします。

これは、江田交差点の改良工事に伴う用地取得が完了したことを踏まえまして、水道管の更新範囲が増加する見込みであるためであります。

次に、収入について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良事業債として、簡易水道事業債1,290万円増額、過疎対策事業債430万円減額、計860万円を充当できる分まで増額しています。

3項補助金、1目国庫補助金の簡易水道等施設整備費国庫補助金ですが、117万6,000円を減額しております。国からの内示額が減額されたことによるものであります。

以上で、議案第76号、令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第19 議案第77号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第19、議案第77号、令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいま議題となりました、議案第77号、令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）、総則、第1条、令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度和水町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益、既決予定額2億803万1,000円、補正予定額0円、計2億803万1,000円。

支出、第1款下水道事業費用、既決予定額1億8,239万9,000円、補正予定額2万4,000円の増、計1億8,242万3,000円。第2項営業外費用660万4,000円、補正予定額2万4,000円の増、計662万8,000円。

続きまして、資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,794万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入、既決予定額1億7,834万3,000円、補正予定額2,870万円の減、計1億4,964万3,000円。第1項企業債、既決予定額1億2,230万円、補正予定額2,870万円の減、計9,360万円。

支出、第1款資本的支出、既決予定額2億2,514万4,000円、補正予定額2,755万2,000円の減、計1億9,759万2,000円。第1項建設改良費、既決予定額1億6,991万2,000円、補正予定額2,770万1,000円の減、計1億4,221万1,000円。第6項その他資本的支出、既決予定額0円、補正予定額14万9,000円の増、計14万9,000円。

企業債の補正、第4条、予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的、下水道事業、既決予定額1億2,230万円、補正予定額2,870万円の減、計9,360万円。一時借入金の限度額の変更、第5条、予算第6条中1億6,900万円を1億4,200万円に改める。令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

14ページを御覧ください。

まず、収益的項目の支出について説明いたします。

1 款下水道事業費用、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2 万4,000円を増額しております。

内訳としましては、企業債の償還利息が当初想定していたよりも利息が増高したことにより、予算に不足が生じたため補正を行います。

次に、資本的項目の支出について説明いたします。

16ページを御覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目下水道事業建設改良費を2,770万1,000円減額いたします。

理由としましては、菊水浄化センターマンホールポンプ更新工事と自家発電機新設工事が単価見直し等により増高したことにより、今年度分の補助決定額を既に満足しておりますので、紫外線装置更新工事を次年度へ先お送りするため減額しております。

また、6 項その他資本的支出を14万9,000円増額いたします。

これは、令和6年度の国庫補助金を多く受け入れていたことによる返還のための補正予算であります。

次に、収入について説明申し上げます。

15ページを御覧ください。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目建設改良事業債として下水道事業債2,870万円減額いたします。

理由としましては、先ほど説明申し上げました紫外線装置更新工事減額したことにより、発電機新設工事の財源組替え等により、企業債の充当額を落としたことによりまして減額しております。

以上で、議案第77号、令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第20、議案第78号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第20、議案第78号、令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原病院事務部長

○病院事務部長（石原康司君） ただいま議題となりました、議案第78号、令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）、総則、第1条、令和7年度和水町病院事

業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度和水町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益、既決予定額11億2,140万4,000円、補正予定額1,746万8,000円の増、計11億3,887万2,000円。第1項医業収益、既決予定額9億703万3,000円、補正予定額1,270万4,000円増、計9億1,973万7,000円。5項訪問看護事業収益、既決予定額1,995万6,000円、補正予定額476万4,000円の増、計2,472万円。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額11億2,140万4,000円、補正予定額1,746万8,000円の増、計11億3,887万2,000円。第1項医業費用、既決予定額10億4,311万6,000円、補正予定額1,217万2,000円の増、計10億5,528万8,000円。第4項居宅介護支援事業費用、既決予定額1,980万3,000円、補正予定額53万2,000円の増、計2,033万5,000円。第5項訪問看護事業費用、既決予定額1,908万5,000円、補正予定額476万4,000円の増、計2,384万9,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第3条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、既決予定額6億7,743万3,000円、補正予定額529万6,000円の増、計6億8,272万9,000円。

たな卸資産購入限度額の補正、第4条、予算第9条中、たな卸資産の購入限度額9,020万1,000円を1億154万9,000円に改める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

それでは、補正予定額の内容について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず収入につきましては、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益では、10月までの実績で患者数が昨年より2,714人増加したことに伴いまして、889万2,000円を増額しております。2目外来収益でも同じように10月までの実績で、患者数が昨年度より252人増加したことに伴い、381万2,000円を増額しております。5項1目の訪問看護事業収益につきましては、看護師の配置を1名増員したことに伴い、新規の患者数が増加し、476万4,000円を増額となります。

次に支出のほうを御説明します。

12ページを御覧ください。

1款病院事業費用、1項医業費用、2目材料費の薬品費を入院、外来の患者数の増加に伴いまして、1,134万8,000円増額いたします。この材料費の補正後の金額1億154万9,000円が、先ほど御説明しました予算書2ページのたな卸資産購入限度額の補正金額となります。続きまして、3目の経費では、燃料費を82万4,000円増額します。これは、訪問診療や訪問看護の訪問回数の増加による公用車の利用増、また患者数の増加に伴うガスの使用量の増加によるものになります。4項、4目の居宅介護支援事業費用は53万2,000円を増額。職員の扶養手当等の変更に伴うものです。

13ページの5項5目訪問看護事業費用は、476万4,000円を増額、これは看護師1名の増員に伴うものとなります。

以上で、議案第78号、令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第21 議案第79号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（高木洋一郎君） 日程第21、議案第79号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました、議案第79号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

一部改正の詳細は議案書の中ほどにある別表第2第3条第10号に関する事務の項中にあります「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改めることが一部改正の詳細となります。

この別表第2第3条第10号に関する事務は、住民の交通災害見舞金に関することとなります。

菊池市におかれましては、令和8年3月31日限りで共同処理から外れることとなります。

以上で、議案第79号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第22 議案第80号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）

○議長（高木洋一郎君） 日程第22、議案第80号、指定管理者の指定について（菊水ロマン館）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいま議題となっております、議案82号、指定管理者の指定について（菊水ロマン館）について、提案理由の説明を申し上げます。

菊水ロマン館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称、菊水ロマン館。
2. 指定管理者となる団体、熊本県玉名郡和水町江田455番地、株式会社菊水ロマン館代表取締役社長石原佳幸。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

提案理由でございます。

菊水ロマン館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第80号、指定管理者の指定について（菊水ロマン館）の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 議案第81号 指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）

○議長（高木洋一郎君） 日程第23、議案第81号、指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいま議題となっております、議案第81号、指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）について、提案理由の説明を申し上げます。

三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称、1、三加和温泉ふるさと交流センター、2、和水町緑彩館。

2. 指定管理者となる団体、熊本県菊池郡大津町室686番地1、株式会社グッドスタッフ代表取締役社長 日野源男。

3. 指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

提案理由でございます。

和水町三加和温泉ふるさと交流センター設置及び管理条例第13条第1項の規定、及び和水町緑彩館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第81号、指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第24 議案第82号 指定管理者の指定について（和水町特別養護老人ホームきくすい荘）

○議長（高木洋一郎君） 日程第24、議案第82号、指定管理者の指定について（和水町特別養護老人ホームきくすい荘）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前渚特養施設長

○特養施設長（前渚康彦君） ただいま議題となりました、議案第82号、指定管理者の指定について（和水町特別養護老人ホームきくすい荘）について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町特別養護老人ホーム（きくすい荘）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

1. 管理を行わせる公の施設の名称、和水町特別養護老人ホームきくすい荘。
2. 指定管理者となる団体、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3002番地1、社会福祉法人ゆうき会 理事長 反後敏夫。
3. 指定の期間、令和8年12月4日から令和18年12月3日まで。

提案理由の説明を申し上げます。

和水町特別養護老人ホーム設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第82号、指定管理者の指定について（和水町特別養護老人ホームきくすい荘）についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第25 議案第83号 工事請負変更契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第25、議案第83号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいま議題となりました、議案第83号、工事請負変更契約の

締結について、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年4月25日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出、和水町長石原佳幸でございます。

1. 工事名、和水町板楠地区排水路改修工事。
2. 工事場所、和水町板楠地内。
3. 変更前の契約金額税込みで、1億2,507万円。変更後の契約金額税込みで、1億3,488万3,426円。変更増金額税込みで、981万3,426円でございます。
4. 契約の相手方、熊本県玉名郡和水町上板楠754番地1、株式会社 大昭建設 代表取締役 高木繁でございます。

提案理由につきまして、令和7年4月25日に請負契約を締結した和水町板楠地区排水路改修工事について、変更設計による請負金額の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の理由といたしまして、地質調査を実施した結果、地層の一部が非常に硬いため、鋼矢板打ち込みをバイブロを工法から圧入工法に変更する必要が生じたこと。週休2日制導入について、本工事特記仕様書において、その達成状況に応じて変更を行うこととしていたこと。交通誘導員についても同様に、警察等の第三者との協議結果に伴い変更することとしていたことなどから、工事費が大きく増額となりました。

本工事は令和6年度の繰越事業であり、補正により増額することができないため、繰越事業予算の範囲内で工事内容を変更する必要があり、開渠工、擁壁工などの工事の一部を縮小することとしています。

また、工期については、工法の内容検討協議などに時間を必要としたため17日間延長し、令和8年3月13日までとしています。

以上で、議案第83号、工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第26 議案第84号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（高木洋一郎君） 日程第26、議案第84号、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました、議案第84号、損害賠償の額を定めることについての提案理由を御説明申し上げます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済事務の遅延により、適用されない当該災害共済給

付に係る損害を下記のとおり賠償するものとする。

賠償件数、12件。

損害賠償額 2万886円。

令和7年12月4日提出、和水町長石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条に規定する共済掛金の支払期限を超過したため、本来、対象となる共済給付を受けることができなくなりました。そこで、保護者が不利益を被らないよう損害の賠償を行う必要があります。

なお、この賠償金につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

本件につきましては、今年7月の議会全員協議会におきまして、事務の遅延の原因、今後の対応等につきまして御報告するとともに、おわびを申し上げたところでございます。

以上で、議案第84号、損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第27 陳情等の委員会付託等について

○議長（高木洋一郎君） 日程第27、陳情等の委員会付託等については、お手元に配りました陳情等一覧表のとおり配付及び所管の委員会に付託しましたので、報告します。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第28、一般質問を行います。

本日は、1名の議員に一般質問通告によって発言を許します。

なお、質問答弁は一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行います。

質問者の最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答方式で行います。

第2項目めからの質問は質問席から行います。

第1答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は、執行部答弁を含め60分以内とします。白木議員の発言を許します。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 皆さん、改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

12月定例会一般質問の一番目の登壇をさせていただきます5番議員の白木 淳です。本日は師走のお忙しい中に傍聴にお越しくださいませ誠にありがとうございます。

また、モニター等で御覧の皆様にもお礼申し上げます。

会議の日程上、本日は私1人の一般質問となりますが、精いっぱい質問をさせていただきますので、最後までお付き合いくださいますようよろしくお願いいたします。

さて、一般質問に入る前に、3月の一般質問の際は一言話をしませんでしたけども、今回はさせていただきます。しばらくお付き合いください。

本日12月8日は真珠湾攻撃によって太平洋戦争が始まった日であります。そこで戦争の話をしようかと思いましたがやめまして、今回は暦の上では事納めとなっておりますので、この話をさせていただきます。

事納めとは、1年の仕事や農作業を締めくくり、道具を片づけて新しい年を迎える準備を始める日で、一般的に本日12月8日を指します。現代では、農作業の区切りという意味は薄れていますが、年末の節目として仕事納めや針供養などに形を変えて残っているのが事納めです。

年神様を迎える準備を始める日としても意識され、暮らしのリズムを整える役割を果たしています。私は議員2期目の締めくくりとして、初めて農業の分野をお聞きします。

皆様、御存じのように、私は自動車板金塗装業を営んでおり、小さい頃から農業の経験、また知識も全く皆無でありまして、皆様にお与えいただいた議員になったことによって少しずつ勉強することができました。

農業はなかなか奥が深く分からない点も多くあり、実際に農業されている方から見ればずれた質問をするかもしれませんが、私のような農家ではない者の視点での質問としてお聞きいただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

農業振興について。

1、農業を担っている認定農業者の人数と営農組織の組織数を問う。また、その方々の平均年齢と一番若い方、一番年配の方の年齢を問う。

2、スマート農業に対する補助金が創設されているが、創設後の現状を問う。

3、昨年度のふるさと納税寄附金の返礼品における農産物の割合を問う。

再質問以降は質問席にて行います。執行部におかれましては、簡単明瞭な答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、白木議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、農業振興について。

質問の要旨（1）農業を担っている認定農業者の人数と営農組織の組織数を問う、また、その方々の平均年齢と一番若い方、一番年配の方の年齢を問うについてお答えします。

現在、和水町認定農業者協議会に参加している会員数及び和水町地域営農組織等連絡協議会に参加している組織数をお答えします。

認定農業者数は97経営体で、平均年齢は62歳、最も若い方は30歳、最も年配の方が83歳です。

次に地域営農組合等の組織数は19組織で構成員は264名、平均年齢は66.3歳、最も若い方は27歳、最も年配の方が90歳となっています。

質問の要旨（2）スマート農業に対する補助金が創設されているが、創設後の現状を問うについて、お答えします。

町では、令和4年度に新型コロナ地方創生臨時交付金を活用し、和水町スマート農業加速化支援事業を創設し、令和6年度まで実施しています。

この事業は、農業用ドローンによる防除作業等を行う方に対し、技術習得に必要な講習経費の2分の1以内、上限15万円以内を補助するもので、3年間で3件の実績です。

また、令和4年度から、ロボット技術や情報通信技術などを活用し、農業経営の省力化や高品質の生産が実現できるものに対し、スマート農業機械等整備補助を行っています。補助対象者は、認定農業者、農業法人、地域営農組織等連絡協議会の会員、青年等就農認定者で補助率は事業費の30%以内、限度額は150万円となっております。実績は令和4年度が1件、令和6年度が1件、令和7年度が2件となっております。

質問の要旨（3）昨年度のふるさと納税寄附金の返礼品における農産物の割合を問うについてお答えします。

令和6年度のふるさと応援寄附金の寄附件数は約8万7,000件、寄附額は約19億1,400万円となっており、寄附いただいた皆様へは寄附の返礼品として本町の特産品をお送りしています。本町で現在、登録している返礼品の数は603件であり、そのうち305件が農作物であり、割合としては50.5%となっています。

ふるさと納税は本町のまちづくりを進める上で貴重な財源であるとともに、返礼品は地元産品の販路拡大や地域経済の活性化にもつながる重要な取組です。

今後も、農作物を含む魅力ある返礼品の開拓、そして充実に努めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 答弁ありがとうございました。年配の方で90歳というのが聞こえましたけれどもすごいなと思います。本当ありがたいことですね。また元気で活動されているならばいいんですけども、その先につながるかどうかというのが私も少し危惧するところですけど、後でお聞きします。

現在の農林畜産業全ての農業従事者の総数を何名か教えてください。

○議長（高木洋一郎君）

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

令和2年度の農林業センサスで、年間60日以上農業に従事した数でお答えします。

981名となっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 認定農業者のことについてお聞きしますが、認定農業者になるとどのようなメリットがあるのか、私もよく存じてないので教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

認定農業者には国・県の補助事業であります補助金や交付金の支援が受けられること、融資の金利や融資率の優遇が受けられること、それと税制上の特例があることが主なメリットでございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 先ほど、農業従事者の総数が981名、最初の答弁で認定農業者数が97経営体、地域営農組織が19組織の264名というところを考えると、3割、4割程度の方が認定農業者なり営農組合に入っておられると。

この認定農業者というのは誰でもなることは可能なんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

認定農業者になる主な要因としまして、農業経営改善計画書を作成すること、その計画が合理的かつ実現可能であること、持続的に農業を行う意思と体制があること、原則として農業が主業であること、であります。

また、農業経営改善計画書とは、5年後の農業経営や農業方針や指数の目標等を作成するものでございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） よく分かりました。それから農業機械の補助金については、認定農業者が事業実施の要件となるケースが国や県の事業で多く見られます。

町での補助金制度でも認定農業者、農業法人、和水町地域営農組織等連絡協議会の会員、青年等就農認定者を要件としておられますけれども、これに限る必要があるのかというのをお答えい

ただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） まず、国・県の補助事業につきましては、農業経営基盤強化法に基づき5年後の経営改善計画を策定し、市町村が認定するものでございます。計画的に経営が営む農業者を前提としておるといようなことから補助の方針でございます。

和水町におきましても、農業を継続的にされる目的から基準を定めているというふうな状況でございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 先ほどお答えいただいた農業従事者981名、それよりも今少なくなっているのか少しそこら辺は正式な数は分かりませんが、それで兼業農家がうちの町は多分多いと思います。米や粟、タケノコを生産している方は大勢おられる中で、兼業農家が米や粟などを作らなくなったら、農地の荒廃化が進んで、数年後にはもうイノシシ、アナグマの行動範囲が拡大してしまって、今より課題が蓄積することが大変予想されると思います。

兼業農家の離農者を減らすために、町の補助金制度においては交付要件の範囲を広くすることができないか、お答えいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

現在、町では兼業農家を対象とした町の農業機械等補助金制度については対象としてはしていません。

農業の維持や農地の活用を進める上では、兼業農家への支援も考える必要があるというふうに考えております。まず他の自治体などの先進事例等を調査研究してまいりたいと思っております。

また、ちなみに有害鳥獣対策補助金につきましては、町内の全ての農業者を対象としております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） よく分かりました。ほかの自治体でこれから考えていかれるというふうな話も聞いておりますので、うちの町でも少しでも進むように、兼業農家の方にもその補助ができるような体制をちょっと考えていただきたいと思います。

それでは、スマート農業のほうに移りますが、スマート農業、先ほど創設後の現状を御披露いただきましたけども、その効果について検証されたか、またその検証方法をお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

補助事業者につきましては、活用状況を3年目と5年目に報告いただくこととしております。事業の実施計画書に掲げた成果目標が達成されているかを確認し、検証を行っております。以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） これまで町長の公約の中にもスマート農業の導入の推進を掲げられてこられたと思います。

そもそも国が考えているスマート農業、和水町のような中山間地で活用できるのかは、私は甚だ疑問であります。

先ほど、実績を答えられましたけども、農業のドローンの技術取得に必要な講習経費の補助が3年間で3件、農業機械の補助が令和4年が1件、令和6年1件、令和7年が2件で、合計4件。この数字は町長がスマート導入を推進する上で満足いく結果が出ているのか。また、中小規模農家では高額な導入コストで費用対効果がないなどとよく話を聞くことがあります。

我が町ではどのようなスマート農業ができるのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

和水町のような中山間地では大規模な取組はできませんが、取組としましては、自走可能なトラクター、田植機の導入、ラジコン草刈り機やパワーアシスト付の運搬機の導入、ドローンによる防除、営農管理アプリの導入、通信機器センター装置による有害鳥獣駆除などがあると思います。

このスマート農業分野におきましては現在進行形でありまして、本当、多種多様の機械が日々進化しているような状況でございますので、そのような中でも町に合った中山間地に合ったスマート農業が今後も出てくるというふうを考えておるところであります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 町長、一言あれば。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

スマート農業の機械というのはやはり高額になるということで、補助は行っておるんですけども、なかなか導入が進んでいないというのが現状だと認識しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 導入コストですね、一番は。

それと地域的な、先ほど言いました中山間地域、地域的な問題のほかにも、また後継者。先ほどの若い方が30歳、27歳と年配の方が83歳、90歳。本当に、少し言い方は悪いですけども農業をやっているのかな、先ほど言われましたが3年、5年と申請をしていくとか、そういうことの中でやっているのかなとか、そういうところを考えますと、後継者人材不足、年齢的にスマート農業を活用できない方もおられるんじゃないかなと思います。

そういう問題についてどう考えておられるか、お答えをお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

やはり若手の方の就農というのが現在進んでいないという状況でございます。昨年からは始めております地域産品ブランディング事業などにおきまして、町内の地域の農産物を、都会とか流通のほうを確保していこうという取組も始めておりますので、そういったものを地道に続けていくことで若手の農業者の就農につながっていければというふうに考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） スマート農業を活用することで作業時間の短縮とか労力の削減などの効果は理解しておるところですけども、自分がするとなるとちゅうちょされる方がほとんどではないかと。その件数がもう補助の件数を見れば分かると思います。

もっと具体的なこの活用方法についての研修会とか効果検証についての報告会などを町主催で開催して、農業に関心を持っていただくことで担い手確保につながるのではないかと思いますけれども、この点について、執行部の考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

現在、国ではスマート農業に対する支援が数多く制度をつくり、力を入れているような状況でございます。そのため国・県や各協議会、そして企業等でスマート農業関係の勉強会、または実演会等が実施されております。

町でも、認定農業者協議会や地域営農組織等連絡協議会の中でも、スマート農業に対する研修会、勉強会を行っている状況であります。町としましても、率先してそういった研修会等に参加してまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） しっかり考えて農業の方が続くように、お願いしたいと思います。

次のふるさと納税のほうに行きますけども、先ほど答弁いただきましたけども、割合ですかね、

50.5%。この19億1,000万円のうちの農産物での返礼品というのの金額は幾らぐらい上がってるんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの白木議員の御質問についてお答えいたします。

すみません、金額についてはちょっと持ち合わせておりませんが、返礼品の上位5品ということで、農作物につきまして、まず1位がお米ということで、こちらが全体の76.1%、次に2位が豚肉ということで6.8%、続いて3位が果物で、こちらが4.9%、そして4位がスイカで3.0%、次いで最後の5位がミックスナッツということで、2.1%となっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） ちょっと聞くことを変えますけども、ふるさと納税についてですけども、寄附金を使った農業に対する事業というのは何かされてきましたか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほど町長の答弁でもありましたが、主に商品開発事業の補助金、それから地域産品ブランディング事業ということで、農作物を使いました加工品ですとかそういったものに活用しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） その農産品、ブランディングというんですかね、いろいろ作ったりする、どれぐらいの件数が、実績とかが分かれば教えていただきたいです。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時28分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず商品開発事業の補助金ですが、こちらは令和6年度の決算になりますが、3件で決算額が

42万6,000円というふうになっております。予算額については100万円ということになります。

また、ブランディング事業につきましては、令和6年度でいきますと、まず商品化というところで巨峰のアイスクャンディーですとかミカンのブランド化、それから四川飯店と協力いたしました麻婆豆腐の素ですとか肉焼売、こういったものの商品の開発を行っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） つまり商品開発とかブランディングで、そもそも農家の方にどうこうというのはないような状況じゃないかなとちょっと私は思ったんですけども、間違ってたらすみません。

和水町の基幹産業は農業だと、これまで幾度となくどの町長も言われてきたと思います、基幹産業。

基幹産業の意味が、皆さんどう捉えるか知りませんが、ふるさと納税の返礼品は、先ほど言われたとおりで言うなら返戻約19億1,000万円のうちの9割弱ぐらいは農産物なんですね。それなのになぜこうも寄附金を活用した農産物に対する事業とか補助が、ブランディングとかはよく分かりますよ、これ、ないのは本当にこの基幹産業だということを町長、考えておられるのかなど。少し逆に心配になります。

本当に基幹産業だということであれば、近隣自治体よりも遥かに高水準な事業を考えるべきだと思いますけれども、何か考えがあればお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、ふるさと応援寄附金の使途についてですが、ふるさと納税制度を活用して本町を応援したいという思いで寄せられた寄附となりますので、本町のまちづくりに資する事業に活用しております。

具体的には、まず子育てと教育のまちづくり、2つ目に、文化とスポーツのまちづくり、3つ目に、介護と福祉のまちづくり、4つ目に、魅力的なまちづくり、そして最後に、町長一任の5項目を設定しております。

農産物、そういった産業分野で活用する場合は、こちらの町長一任で寄附があった分について活用しております。

御指摘のとおり、先ほどの農業分野、産業分野のほうですが、商品開発事業補助金ですとか地域産品ブランディング事業に活用しておりますが、基本的にふるさと納税、ふるさと応援寄附金につきましては、新規事業に主に充てているというところがございます。

また、ふるさと応援寄附金から子育て支援基金のほうに積立てを行っておりますが、この子育て支援基金につきましては、学校給食の無償化ですとか、大体、年間約1億円ぐらいの事業を扱っております。

こちら町長の答弁でこれまでであったかと思いますが、子育て支援につきましては少なくとも10年は継続していくことでそれによって何かしらの成果、効果があるものというふうを考えております。

ですので、こういったふるさと応援寄附金の新規事業ですとか子育て支援基金ですとか、そういったものを有効に活用しながら基金を充当しているということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） ちょっと僕が聞いているのと聞きたい答弁というのがちょっと違うような気がしたんですけども。あくまで返礼品の9割は農産物なんだから、農産物に対する何かもうちょっと考えて出したほうがいいんじゃないのということを聞いてるのに、子育てとかの答弁を欲しいわけじゃないんですよ、そもそも。

そこをもう一回お願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

ふるさと納税の寄附額19億円ほどあったんですけども、納税される方というのはやはり農作物というのを選ばれる。うちの品ぞろえも農作物がメインということで19億円のうちの9割程度が農作物になっております。

今、課長から話がありましたように、寄附をいただく際には5つの項目を選択していただくことになっておりまして。「町長一任」に丸がついてた場合は、それを産業関係に使っていくということになります。ちょっと金額などの詳細については、後ほどお答えします。

そんな中で現在、先ほどから繰り返しありますように、商品開発の補助金だったり地域産品のブランディング事業というのにこれまで充ててきているところです。

そのほかにも、実は今年度、機械等整備補助金の率を5%上げたり、有害鳥獣対策の補助金を3割から5割に上げたりしておりますけれども、先ほど、答弁があったように、基本的に新規事業というものに充ててきておりますので、既存事業の増高分というか率を上げた分等については、ふるさと納税を現在充てていないという状況です。でも一般財源という視点から見れば、そちらにも使えているというのが農業分野へ貢献しているということになるかと思えます。

ただ、御指摘のように昨年から寄附額が伸びているという状況がございますので、今後、農業分野に対しての新たな事業というのもこれから検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） もう大分、たちましたね。もう農業の質問はやめたいと思いますけども、どの業種でも人材不足とか稼げないといったことが問題となっております。

とりわけ農業は、言い方は悪いかわかりませんが、きつい・汚い・稼げないといったこの3つのKと言われてネガティブなイメージであると。農業は国民生活の支えとなる重要な役割を担っており、途絶えさせるわけにはいかないものでございます。

本当これ、町長、農業分野に関しては、先ほど第1答弁の年齢とか見れば分かりますよね、どういう状況かというのは。本当にちょっと考えていただきたいと思います。

私は農業をやっておりませんので、今日、質問したことが、白木が言ったことは机上の空論じゃないかと言われてそれまでですけども、私どもの車業界もそうです。整備士不足とかいろいろあっております。そして、それでいて、もう給料が安いとか、それでする人がいないんですよ。でも結局する人がいなくなると困るのは国民なんです。車を修理する人がいなくなったら車に乗れなくなるんですよ。そういうのを考えると、本当に人材育成については、私は今まで一般質問で必ず人材育成についてはこの8年間言ってきました。真剣に本当、考えていただきたいと思います。

農業の3Kを払拭するためにも、町長と同様にスマート農業を推進する必要があるとも私は思っておりますので、そこら辺のことを考えながら、またやっていきたい、また町長にやっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

消防団についてです。

- 1、和水町消防団条例に定める定員数及び現在の団員数を問う。
- 2、和水町消防団条例で定める入団に伴う対象年齢を問う。

お願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、消防団について。

質問の要旨（1）和水町消防団条例に定める定員数及び現在の団員数を問うについて、お答えします。

消防団の団員数については、人口減少や少子化の影響により全国的に減少傾向にあり、本町においても同様の状況が続いています。本町の消防団の定員数は和水町消防団条例第3条の規定により450人と定めております。また、現在の在籍団員数は令和7年9月1日時点で396人となっております。

次に、質問の要旨（2）和水町消防団条例で定める入団に伴う対象年齢を問うについてお答えします。

消防団員の年齢につきましては、こちらも同条例の第2条の規定によりまして、団長及び副団長を除き年齢18歳以上50歳未満であると定めております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） おととの12月定例会において、消防団について町長に質問しましたことは覚えておいでかと思えますけども、そのときに、うわさではあるけども定年が延長されるのではないかというやり取りをちょっとした。そこで、まことしやかにささやかれていると申し上げまして、町長は、定年の延長は考えていないというふうな答弁をされたかと思えます。

おととの時点で50歳以上の方は何人おられたのかお聞きします。おととの時点で、この町長の答弁のあった時点のとき。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時41分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 大変失礼いたしました。

御質問の団員数は、50歳以上は1人です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） それでは、今年度の50歳以上の団員は何名おられますか。お答えください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

今年度の50歳以上の団員は6名でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 消防団におかれましては、町民の生命・身体・財産を守っていただいているということに大変感謝しております。

私も入ってございましたけれども、それはさておいてですね、この和水町消防団条例では、消防団員に任用できるものは満50歳未満であることと明確に規定されておりますけども、現時点で50歳以上の団員が6名おられると。

このことについては、私ははっきり言うなら条例違反じゃないかと考えるところでもありますけども、町の見解をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、町長からも答弁がありました消防団条例にのっとって私たち、消防団の在籍を決めておりますが、第2条第1項第3号の規定によりまして、町長が認めた者はその限りではないというところのルールで、在籍をしていただいているというところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 今、答弁いただいたこの消防団条例の第2条第3号についてですけども、町長が認めたものだったら何でもいいというような曖昧な条文というか、いうふうに私は感じるんですけども、近隣自治体の定年については、どういうふうな状況になっているか、分かるならばお知らせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。荒・玉管内を申し上げます。

荒尾市、玉名市、玉東町につきましては、定年はございません。長洲町が60歳未満、和水町と南関町が50歳未満となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） ほかの玉名、荒尾、玉東は定年なし。条例が最初からできたときからそういうふうななしだったのか少し分かりませんが、長洲が60歳、南関、和水が50歳と。

私は、条例違反ではないかと思料で申し上げましたけども、もし、50歳以上の団員が災害活動中に事故に遭った場合は、町の賠償責任とか公務災害認定が否定されるおそれがあるんじゃないかと思料しますが、それは考えはいろいろあるかもしれませんが、町はそのリスクをどのように判断しているのか、お聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

消防団員の公務災害等につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の中で規定されております。その中で、年齢要件の制限はございません。

したがって、正式に登録された消防団員であれば、年齢にかかわらず補償の対象となるというところがございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） つまり町がそのリスクは考える必要がないと。条例違反じゃないんだからというスタンスで、スタンスというのかな、で、おられると。

そこは私もこれから考えていきますけども、別のところで、今年4月1日から消防団員の退職報償金の勤務年数の区分が改正されております。

35年以上が新たに導入されました。我が町の条例では、35年以上というのは現実的に今のこの50歳未満というところであれば、もう無理じゃないかと思えますけども。ならばですね、もう国の法律が変わってるんですよ、区分が。なら条例を制定して、またやり直して改正して、定年についてはもう荒・玉管内、玉名、荒尾、玉東と同じように明記しないとか、もしくは35年以上いけるような、60にするとか、やり方はあるかと思えますけれども、もう明記しないで各地域の実情に合わせて、もしくは、というか自由に入退団ができる仕組みのほうがいいのではないかと思いますけども、見解をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

50歳未満を定年なしという形の考え方をどう思うかというところがございますが、現に玉名市、荒尾市、玉東町は定年なしというところでありましてけれども、実際、50歳以上の団員が玉名郡の4町でどのくらいいるのかというのを少し調べさせていただきました。

その中で、定年を撤廃している玉東町は50歳以上がお一人、南関町が5人、あと長洲町が51人、長洲町は結構、優秀だと思いましたが、定年制を撤廃しても、そこまで在籍していただけるという何か保証がないというところは少し感じております。

定年を撤廃したところで、団員さんのモチベーションがどうなのかとか、いろいろその課題もちょっと考えられますので、そのところは慎重に検討すべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） モチベーションというのは確かに分からんじゃありません。今まで大体、もう条例で50未満となっていて、私が前は40歳ぐらいで退団してというような、何かそういうのがあったと思います。

今はもう50歳というそのラインが今引っ張ってあるので、確かにモチベーションというところはあるかもしれませんが、地域の実情として団員が入ってこないというところが一番なんですよね。団員が入ってこないから、年を取っても入っていきたくないというのが実情だと思います。

そこら辺については、どうお考えですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

地域によっては、そもそもやはり人口が少ない、若手が少ないというところの地域がございます。

和水町としていたしましても、そもそもの全体人口、あと18歳から50歳までの人口、辺りの分析もしながら、何とか団員確保に努めていきたいと思いますが、これからの検討課題だと思っております。

以上です。

すみません、お答えになってないかもしれませんが、すみません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） もう一つ聞きます。

18歳から50歳というのはどう考えても32年にしかならないんですけども、国が制定している35という区分に達していないのはどう思いますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

確かに35年という上限があって、50歳未満というルールをそのまま置くと、ほとんどの方が対象外になるというところは私も認識しておりますが、団長、副団長、あと特例で町長が認めた団員は該当するところもありますので、私的にはそこまで危惧されるところではないなと考えております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時52分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

定年制度の年齢の件についてでございますけれども、まず、消防団員の数というのはもう年々減ってきておりまして、条例の定数のほうも5年に1回ぐらい見直しをして減らしてきている状況です。

玉名管内の状況を見ますと、人口に対する消防団員の数というのは、今、和水町が4.4%ということで一番多い、人口に占める消防団員の数というのは、状況です。ちなみに玉東が4%、南関が3.8%、長洲が2.8%といった状況で、人口に対しては消防団たくさん在籍していただいているという状況でございます。

そんな中で、定年を延長するに当たってはもちろんメリット・デメリットがあると思いますが、でも、まずデメリットとしましては、高齢化による安全リスクの増大、それと心理的に辞めづらくなる可能性、50で辞められるとなっていたのが、延びちゃうと辞められないとか、あとは団員の役職付の年齢が上がってしまうとか、いろいろな課題があると思います。

それとメリットとしましては、やはり団員不足の緩和と地域防災力の向上だったり、経験と技術の継承など多くのメリットもあるというふうには考えております。

当然、消防については常備消防と非常備消防の考え方があるので、側方支援、後方支援というのが非常備消防の役目ではあり、当然、人数が充足しているほうがもちろんいいんですけども、先ほどから話しているとおり、人口減少だったり少子化の影響で減ってきている状況です。

ただ、消防団の定年の引上げ等については、町だけではなく、先ほどからありましたように消防団の団長なり幹部の皆様と協議をしながら進めていくべきであると考えておりますので、今回の御意見を踏まえて、また消防団のほうと話し合いを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） もっと話をして深めたいんですけども、ちょっと時間がございませんので、ここら辺で。これからも消防団がいつまでも繁栄しますことを祈念いたしまして、次の質問に移ります。

文化の継承について。

1、和水町文化協会に加入している組織数と会員数を問う。

2、地域の伝統芸能や郷土の歴史を伝える団体等が、少子高齢化により継承できない事態になっている。町として援助しているものがあるか、また今後の方策を問う、です。

よろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の3、文化の継承について。

質問の要旨（1）和水町文化協会に加入している組織数と会員数を問うについてお答えします。

令和7年11月末現在で、和水町文化協会に加入している組織数は13団体、会員数は135名となっております。

詳細については、教育長から答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）地域の伝統芸能や郷土の歴史を伝える団体等が少子高齢化により継承できない状態になっている。町として援助しているものはあるか、また今後の方策を問うについてお答えします。

本町では和水町教育文化補助金交付要綱に基づき、和水町文化協会に対し補助金を交付し地域の文化活動の継承、そして振興を支援しております。

こちらにつきましても詳細については、教育長から答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君）

米田教育長

○教育長（米田 加奈美君） 議員の質問の要旨（1）和水町文化協会に加入している組織数と会員数と問うについて、お答えします。

和水町文化協会に加入している組織数は、令和4年度末の8団体から令和5年度に2団体、令和6年度に2団体、令和7年度に2団体が新たに加入し、一方で1団体が休会となったことから、現在までに5団体増加しております。

また、会員数につきましては、新規団体の加入に加え、令和6年度から個人会員の募集を開始されたこともあり、令和4年度末と比較して88名増加しております。

次に、質問の要旨（2）地域の伝統芸能や郷土の歴史を伝える団体等が、少子高齢化により継承できない状態になっている。町としての援助しているものがあるか、また今後の方策を問うについて、お答えします。

和水町文化協会に対し、令和6年度までは上限14万円を補助金の交付しておりましたが、文化活動の継承や振興の支援をより一層強化するため、令和7年度からは上限額を19万円と増額し、支援の充実を図っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 11月8日、9日、10日にわたって和水町文化祭が行われまして、町文化協会の作品をはじめ町内の園児や小・中学生、社会福祉施設利用者及び町民の皆さんからの一般作品など数多く展示されました。

特別展示として、上妻利弘氏の作品展、秀島由己男氏の回顧展がありまして、文化祭に花を添えていただいたと。

昨年、加入されました玉名スイングオーケストラの演奏もありまして、大変、度肝を抜かれる臨場感と一体感がありました。また、私が加入しております三加和太鼓が雨で中止になりましたことを大変残念に思った次第であります。

そこで教育長にお聞きしますが、小・中学生に対して、地域の伝統文化・芸術を学ばせるような機会はどれぐらい行っているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

米田教育長

○教育長（米田 加奈美君） 議員の質問にお答えします。

学校教育においては、教育基本法で教育目標の一つに伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を養うことが掲げられており、社会や音楽、道徳、総合的な学習の時間などを通して、郷土の歴史や文化についての理解を深めているところです。

現在、町内の学校では総合的な学習の時間において、江田船山古墳や八つの神様、金栗四三氏

に関する学習を行っております。

また、菊水小学校のクラブ活動におきましては、太鼓クラブがあり、そのほか両小学校の音楽の授業では琴に関する学習も行われるなど、文化に触れる機会の充実に努めております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 私が教育のことをどうこう言うのはあれなんですけども、何か今の子どもたちはもうスポーツとかそっちのほうにばかり目が行ってですね、ダンスとか。それが悪いとは言いませんけども、文化的な伝統を継ぐようなことに、行事に参加してもらえないというところがとても多く見れると思います。

一番私が思いますのが、神楽ですね。よそのどこの地区にもあったような神楽が、もうする人がいない、教える人がいない、もう途絶えるしかないんですよね。それを地域でどうにかしようとしても、してくれる地域の人もいなくなっていますね、どんどんどんどん過疎化が進んでいる。

こういう状況について、町長、どう思われますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

やはり地域地域において少子化の影響がかなり出てきているものだと認識しています。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 先ほど農業の分野でも言いましたけども、やはり人材不足、こういう子供たちの今から担ってもらいたい、故郷のことについても人材不足というか、もう継ぐ人がいないというのは本当もうどうにか解決しなくちゃいけない事態だと思います。

そこはそれで今から考えていきたいと思いますが、これまで我が町に観光で来られて、ガイドがあった場合、菊水地区は菊水史談会の方だったり、三加和地区の場合はふるさとガイドがされていたかと思いますが、現在、菊水史談会は解散されておられますよね。

今、ガイドというのは大体、そもそもどういう受付でどういうふうな感じになっているんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、今年度から観光ガイドの事務局機能を町の観光協会に移管しております。

申込みの受付ですとか各団体との調整のほか、観光ガイドの積極的なPR活動を強化しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 観光協会がされているんですね。

もし例えば、古墳のことについてとか詳しく聞きたいというような観光客の方がおられた場合、詳しく答えられるだけのスキルというか知識というか、を持った方がされているのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、観光ガイドを行っている団体というのは2つございます。

まず1つ目が、先ほどお話にありましたふるさとガイド。こちらのほうが八つの神様の御利益巡りツアーですとか、金栗四三氏の生家や国指定史跡田中城跡、豊前街道、腹切坂を有償で御案内されております。

また2つ目に、観光案内の会のほうで江田船山古墳ですとか肥後民家村、トンカラリンを案内されております。ガイドの方のその知識というものにつきましては、当然、知識が十分にあられるというふうに認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間少なくなりました。簡潔明瞭な質問・答弁をお願いします。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） いろいろ聞こうと思いましたが、1つだけ。

三加和地区のふるさとガイドの皆さんもそれなりの年齢に達せられたというか、方々ばかりだと思えます。

お話を少しお聞きしますと、回数ですとか1年にどれぐらい依頼があつてるとかそういうことはよく私も聞いておりませんが、1回のガイドにつき、2件で1,500円が支給されているんですかね、とのことですが、先日、ちょっと鹿児島県の知覧特攻平和会館、よく戦争のあれのところで行くんですけれども、初めて私、見学しに行きまして、私も戦争のことは大変多くを学びたい人間なものですから、このガイドの要請をしたんですよ。そしたら、人員不足でお断りされました。

私は思うんですけれども、こういう多くの方が訪れるところでもガイドがもう足りない、不足しているような状況が起きているんですよ。うちの町は、ガイドしてくれる方はそのうちいなくなるんじゃないかと危惧するところなんです。

業務委託ですとか、詳しくどうされているとかのそういうことは知りませんが、もうボランティアであつたりとか、安い委託料でもらおうとしても、もう限界が来ていると思うんですよ。

町長の公約の中に、観光資源の磨き上げによる観光客の増加を図るというふうに申されております。

最後に、こういった点について、これから観光どうしていこうとか、そういう意見があれば、

お答えいただきたいと思います。

これを最後にします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、ガイドの皆様についてなんですけれども、以前と違いまして、やはり働く年齢、定年延長なりになって、やはり皆様、お歳を召しても働きになられるという実情があつて、そのボランティア等でガイドをしていただく方がなかなか増えていかないというのが今の実情かなというふうに認識しております。

費用については、先ほどありましたように1時間1,500円ということで報酬のほうを町は払っている状況です。

そういった隙間の時間で協力していただける方というのを増やして行って、和水町の観光資源について、たくさんの町内外の皆様にご案内いただく機会というのは創出していく必要があるというふうには考えております。

観光資源の磨き上げというのは、やはり町内外の皆様にご案内いただく和りに宝があるんだよというのをお知らせしていきたいというので、ああいう文言を書かせていただいております。

そういったことを進めていくためには、やはりインターネットやSNSへの発信なり、また来ていただいた方に喜んでいただけるような仕組みづくりというのを考えていく必要がありますので、ガイドについても、今回の御意見を参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、白木議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後2時07分

1 2 月 9 日 (火曜日)

第 2 日

1. 令和7年12月9日午前10時00分招集
2. 令和7年12月9日午前10時00分開会
3. 令和7年12月9日午後3時47分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹渕賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 有働和明	書記 倉掛裕美
-----------	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 石原佳幸	副町長 藤本麻衣
教育長 米田加奈美	総務課長 坂口圭介
まちづくり課長 野田敏治	地域振興課長 鍋島忠隆
建設課長 牧野秀彦	税務課長 中嶋啓晴
住民環境課長 上原克彦	デジタル行政推進課長 大山和説
保健子ども課長 永田雅裕	福祉課長 新木 隆
農林振興課長 益永浩仁	農業委員会局長 中山寛久
学校教育課長 中原寿郎	社会教育課長 樋口恭子
特養施設長 前渕康彦	病院事務部長 石原康司
会計管理者 松尾 修	
12. 議事日程
日程第1 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は4人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行います。質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。

第2項目めからの質問は質問席から行います。

第1答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、亀崎議員の発言を許します。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 改めまして、おはようございます。

（おはようございます。）

1番議員の亀崎でございます。くじの順番によりまして、一般質問2日目、一番最初の登壇を飾らせていただきます。

また、本日は議会傍聴に足を運んでいただきました傍聴席の皆様方や、各公民館等にて御観覧いただいております町民の皆様方に、心より感謝と御礼を申し上げます。また、本定例会一般質問の動画配信を後日に御視聴になられます方々におかれましては、最後まで御視聴いただきますようよろしくお願い申し上げます。

しばらくの間、私にお付き合いのほどお願い申し上げます。今日もしっかりと執行部に対しまして、貴重な時間を無駄にすることなく自分の思いを伝えてまいる所存でございます。

昨夜11時過ぎ、青森県沖を震源とする震度6強の地震が発生いたしました。まだ被害の状況につきましては把握されておりませんが、被害に遭われました方々に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を願っております。また今後も余震等、地震が想定されております。しばらく余震が心配されますが、どうぞ早めの行動に取り組んでいただければと思っております。

それではこれより、和水町議会定例会会議規則第61条第2項の規定によりまして、さきに通告しておりました一般質問通告書に基づき一般質問いたします。

質問事項1、職員の時間外労働の適正化と働きやすい職場環境の実現に向けた総合的対策について伺います。

地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置については、平成31年4月1日に施行された、いわゆる働き方改革関連法による制度改正及び労働安全衛生法及びこれに関連した国家公務員制度の改正に沿って、本町においても制度改正に対応しておられます。

そのような中、総務省にあっては地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康措置の実効的な運用等について、制度の実効的な運用に当たって留意すべきこと等を助言しています。これらの制度改革は、官民を通じた労働者の健康や安全の確保を推進する働き方改革に関連した改革であり、地方公共団体も当然その改革趣旨に沿って対応すべきものです。

しかしながら、地方公務員についてはその業務の性質上、公務のために臨時の必要がある場合や災害その他、避けることのできない場合に、職員に上限時間を超えた時間外勤務を命ずることが可能な制度となっています。

だからといって、上限時間を超えた時間外勤務を命ずることが想定されている状況にあるからこそ、時間外勤務の事後の要因の整理、分析、検証や長時間勤務者に対する医師による面接指導など、地方公共団体における時間外勤務の上限規制及び健康確保措置の実効的な運用が重要であり、こうした認識の下、制度を厳格に運用していただく必要がございます。

働き方改革の進化に伴い、地方公共団体における時間外勤務の縮減と職員の健康確保は重要な行政課題となっています。特に総務省が示す自治体における働き方改革の推進に関する指針、通知やガイドブックにおきましては、労働基準法第36条、いわゆる36協定や地方公務員法第42条、職員の服務規程等を踏まえ、本町における時間外勤務の実態と改善策を明らかにするため、今後、幾つかの質問をさせていただきます。

要旨（1）「時間外労働の実態と要因」について。

民間では労働時間の規制や働き方改革が推進されてきており、国及び地方公務員にあっては時間外労働の適正化が求められています。

本町職員の時間外労働について、令和5年度から令和7年度までの時間外勤務の推移と部署ごとの状況と、時間外勤務実態から見える町の分析、改善策について伺います。

また併せて、特定の部署で長時間労働が常態化している場合にその要因は何なのか、明確な御認識を伺います。

要旨（2）「国の働き方改革指針との整合性」について。

総務省が示す働き方改革実行指針では、業務棚卸し、ICTやRPAの活用、管理職の労働時間管理の徹底などが求められているが、本町の進捗状況と課題、今後の取組についてどのように考えておられるか、御説明をお願いいたします。

要旨（3）「働きやすい職場環境」について。

カスハラやパワハラは職場風土を大きく左右する問題であり、辞職の要因ともなる場合がございます。職員の相談体制、研修実施状況、また過去の相談件数など、把握されている状況と今後の対応策、取組等について町の考えを伺います。

これで1回目の質問を終わりますが、執行部におかれましては、答弁は簡単明瞭な答弁をいただきますようお願いいたします。再質問以降の質問は質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

(おはようございます。)

町長の石原でございます。それでは亀崎議員からの御質問にお答えします。

質問事項の1、職員の時間外労働の適正化と働きやすい職場環境の実現に向けた総合的対策について。

質問の要旨(1)「時間外労働の実態と要因」についてお答えします。

民間企業において働き方改革が進む中、国及び地方公務員、公共団体においても時間外労働の適正化は職員の確保と行政サービスの質の維持、向上のために極めて重要な課題であると認識しています。

職員の出退勤システムのデータによる令和5年度から令和7年度にかけての時間外勤務の状況を分析したところ、令和5年度から令和7年度にかけて平均時間外勤務時間数は増加傾向にあります。

また特定の部署、職員に業務が集中する状況も見られます。特に災害対応や大規模なイベントの準備など、突発的かつ他律的な業務に当たる時期に時間外勤務が増える傾向にあります。

また、部署によって業務量の繁閑の差が大きいことも課題であるため、業務の棚卸し分析と情報共有の徹底により、特定の職員への業務集中を解消し応援態勢を強化するなど、負担の平準化や人員配置の見直しなどを図っていくことを検討しています。あわせてDXを推進し、最新の技術やシステムを積極的に活用し、定型業務の削減と効率化を進め、職員が働きやすい環境を整備し、時間外勤務の削減につなげてまいります。

次に、質問の要旨(2)「国の働き方改革指針との整合性」についてお答えします。

国は2040年にかけての人口減少、高齢化に伴う地方自治体の人員確保の困難を見据え、行政の構造改革やDXの推進を求めています。このことから総務省が示す働き方改革についての実行指針では、業務棚卸し、ICTやRPAの活用、管理職の労働時間管理の徹底などが求められており、本町においてもこれらの取組を段階的に進めているところです。

現在、各課において業務の棚卸しを行い、重複業務や非効率な作業の見直しを進めています。また、ICTの活用につきましては窓口業務の電子化や勤怠管理のデジタル化、会議資料の電子化などを進めています。

さらに今年4月にはデジタル行政推進課を新設し、定型作業の自動化処理といったRPAの導入検討やネットワーク環境の改善など、DXを専門的に推進する体制も整備いたしました。また、職員の時間外勤務の状況を正しく把握し、健康管理と業務効率の両立を図るため、カードキーによる入退庁記録データを活用し、各所属へ時間外勤務の状況を毎月通知し、管理職が所属職員の勤務実態を把握しやすい環境を整えています。

一方で、業務棚卸しの進捗にはばらつきがあり、業務量の偏りが解消し切れていない状況です。また、時間外勤務の事前命令が徹底されていないケースも見受けられ、管理職をはじめとする職員の意識の向上などが課題であると認識しています。現在、勤務時間管理の精緻化や時間外勤務の事前命令の徹底、職員アンケートによる業務量やワーク・ライフ・バランスの状況把握を進めています。

今後は職員アンケート結果等を踏まえた課題の整理、業務統廃合を含む全庁的な業務棚卸しの徹底、そして人員配置や定員管理の見直し、ICTやRPAの本格導入、管理職の研修の充実などに取り組み、職員の働きやすさと住民サービスの質の両立を目指して取り組んでまいります。

次に、質問の要旨（3）「働きやすい職場環境」についてお答えします。

ハラスメントは職員の尊厳を損ない、就業環境の悪化につながるおそれがある重要な課題であると認識しています。本町においては総務課にハラスメント相談窓口を設置し、相談体制を整えています。

当該窓口寄せられた過去3年間の相談件数は令和6年度の1件でした。しかし、町としては相談件数が実態を反映しているとは考えておらず、潜在的な事案がある可能性も踏まえ、定期的な職員アンケートの実施や職員研修による意識向上など、引き続き対策を強化しているところです。

今年度は特にカスタマーハラスメント対策を重点的に進めており、全職員に対しカスタマーハラスメント対応研修を実施しているほか、1月にはカスタマーハラスメント対応基本方針を庁内外に周知するよう準備を進めております。

今後もこれらの取組に対する効果検証や改善を行いながら、誰もが相談しやすく安心して働ける職場づくりを進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 執行部、補足説明はありますか。ほかに質問はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 町長から答弁いただきましたけれども、まず令和5年度から令和7年度までの時間外勤務の推移を部署ごとに分かる範囲で構いませんので、どこの部署が何時間の時間外がされていたのか、今の町長の答弁だと増加傾向にあると御答弁いただきましたけれども、そこが何なのかというのをお知らせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

過去3年の時間外労働の推移というところで申し上げますと、まず総務課、まちづくり課においては増加傾向にあるというところがございますが、令和5年度におきましては大体30時間程度で推移しておりましたが、両課につきましては6年度以降、1人当たり月平均40時間を超えてきたという状況でございます。

それとほかの課につきましては若干ばらつきはありますけれども、大体月平均20時間以内で収まっている状況でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 総務課長から答弁いただきましたけれども、令和6年度は総務課、まち

づくり課で平均月40時間ということで、1日2時間程度です。就業を22日ぐらいで計算すると2時間弱の時間外と。今回、私がこれを一般質問で取り上げさせていただいたのは、昨日もちよつと会議で公民館を利用させていただきました。町民の方からもよく、「役場はよう何時まで電気がついとんね」というお声をいただいたり、またそして私たち自身も様々な活動をさせていただいておりますので、その折に夜遅くまで一生懸命に町のために職員の方々が残っていただきながら、時間外をしながら町政のために務めていただいているのは承知しているんですけども、2時間、1時間程度であれば当然7時ぐらいだと思うんですけど、私が昨日の会議を終わったのは9時過ぎだったんですけど、まだ職員の方がいらっしゃったと思うんです、電気がついていたので。

ちなみに一番高い時間外労働は、法律では月45時間以内、年間360時間という上限がございますけれども、一月にそれを上回る職員の方々がいらっしゃるのかどうか、その辺を把握されているのかどうか、分かれば教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

月45時間以上取得している、超過勤務しているという職員につきましては、総務課、まちづくり課で令和6年度で申し上げますと、大多数の職員が年間月平均45時間、年間を通すと360時間を超えているという状況でございます。ほかの課につきましては、それ以内に収まっているという状況でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 大多数を超えておられるということで、一番にそこにおられるのが課長だと思うんですけど、これはちょっと伺いたいんですけど、私も17年間公務員をさせていただいておりました。時間外をするときには、まず主事時代は係長の方に、今日はこういった業務で時間外をさせていただきたいと思うんですけど、係長よろしいですかと。それでどういった業務で時間外をするのか、そして大体何時間ぐらい時間外をするのかというのを明記した後に、係長が了承した後、課長のほうにその時間外の印鑑をもらいに行って、課長に承諾をもらった後に時間外をさせていただいておりましたけれども。

本町においてはどのように、まず管理職の方々であったり部下の方々が時間外をされるとき、毎日時間外をされる方もいらっしゃるかと思うんですけど、相談を受けたりとか、また時間外勤務を命ぜられておられるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、議員のほうから申された経験上の流れは町役場としても同じような流れでございます。事

前に時間外をしたいというところで、係長から事前申請がございます、課員も含めてです。それで業務内容を聞き取りしながら、何時までしたいという事前申請をして命令を出すという形が基本でございます。

事前申請が若干おろそかになっていたというところも見え隠れしておりますが、そこは徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） ちなみに先ほど、大多数の職員が45時間以上超過して勤務されている部署も見え隠れするというお話でございましたけれども、当然その中には未就学児を抱える職員が、時間外勤務を月45時間以上されている方々もいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

正職員の職員で未就学児がいる職員は、町立病院以外の職員で171名のうち職員数で35名該当者がいらっしゃいます。その職員35人のうち45時間を超えている職員という把握はしておりません。申し訳ございません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 私が申し上げたのは、労働基準法の中には未就学児を抱える親御さんについては極力時間外をさせないよという法律が書いてあるので、今そういった質問をさせていただきました。

また、これは先ほど言いました令和5年度から7年度までの数字を求めた経緯についても、令和4年度に総務省のほうから各都道府県、市区町村に対して通知等がっております。ですので実態把握するよという通知がおりますので、私は令和5年度から7年度までの実数を求めさせていただいたところでございますけれども。

やはり私も職員時代は時間外をしておりました。それが本来ならその役場の風土、風習というのが、よく和水町役場の中が分からないんですけれども、私が考えるのは、時間外は本来なら極力しないほうがいい。先ほど冒頭に申し上げましたとおり、公務員ですのでいつ何どき何があるかは分かりません。災害があつたりとか非常時のときには当然時間外を推して、休日を推して勤務に当たる、任務に当たる必要がございますので、まるっきり駄目だとは言いませんけれども、ただ皆さんはやっぱり御家族、御家庭がある中で、自分自身のワーク・ライフ・バランスも大事だろうと思えますし、めり張りのある勤務というのが求められると思えます。

そういった中で、ずっとその部署、先ほどから言われる総務課、まちづくり課が特に時間外が多いよにお聞きいたしますけれども、若手の職員がその部署に行きたくないよと、あその部署に行くと時間外をさせられる、いっぱいせなんことになるけんが行きたくないよと思われた

りとかしてしまうと、やはりちょっとつらいものがあるのかなと思いますし、どれだけその町が
いい政策、いい提案をして前に進めていこう、人口減少であったりとか農業政策であったりとか、
様々な分野で他市町に先駆けてやっ払いこうと音頭を取っても、後ろについてくる職員が誰もい
なければ町は回らんとです。

だからその辺をやっ払い町長はじめ教育長をはじめ管理職の方々についてはしっかり御認識い
ただいて、職員があつてこそその和水町で、その職員の方々がやっ払い日夜汗を流していただいて、
時間外勤務をしなければいけないけれども、精いっぱい町のために頑張ろうと、小さいお子さん
がいる中でも頑張っていこうという思いで務められている方々の心が折れてしまうと何もならな
い。

この後に伺おうと思うんですけれども、私も議員にさせていただいて3年が過ぎて、やがて4
年近くになりますけれども、非常に職員の方々が離職されているのが多いように感じます、本町
においては。定年間際の方々もいらっしゃるであろうし、若く入庁されて離職された方々もいら
っしゃると思うんですけれども、そういった要因の中にも、辞めていかれる中にもそういった時
間外であったりとか、その勤務の内容に応じて辞めていかれる方々がいらっしゃるのかどうか、
その辺を把握されているのかどうか、執行部で分かれば離職者の推移と、もし尋ねられていられ
るのであれば、その離職される理由、内容、そういったのが分かれば教えていただければと思い
ます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

退職職員の一般事務の退職者数の推移でございますが、令和4年度で10名、令和5年度で6名、
令和6年度で7名という推移でございます。

退職する理由はなかなか深く聞き取れないところもございますが、個人の思いといいますか、
家庭環境、あと身体的な問題もございます。あと将来的な展望を考えて退職されるというところ
の聞き取りはさせていただいております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 離職の理由についてはなかなか聞きづらいというところは、総務課長す
みません、分かっておったんですがちょっと聞かせていただきました。

3年間で令和4年度から早期退職が23名と、100名ちょっとの職員の中で23名の方が辞めてら
っしゃる、早期退職が23名、定年退職を含みます。ああ、失礼いたしました。ちなみに先ほど
町長の答弁で、カスハラ、パワハラで総務課のほうに相談件数が1件寄せられているということ
でございますけれども、カスハラ、パワハラについてちょっと伺いたいと思うんですが、本町の
近年のカスタマーハラスメント、窓口業務での過度な住民からの要求ですとか暴言、暴力、そう
いったものの相談というのはあつてるんですか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） それでは次の要旨（2）に移らせていただきます。

業務棚卸し、ICTやRPAの活用、それから管理職の労働時間、管理の徹底について伺わせていただきますけれども、本町においてはカードキーで勤務実態の把握をされ、管理職等がそれを見られるような状況にされておられると。それから今年度についてはDX推進課のほうを設けて体制整備を図っておられるということでした。

ここで私が業務棚卸しと書かせていただいたのは、私は石原町政で3年数か月のことしか承知しておりませんが、非常に多くの事業を手がけられておられると思います。町職員からのいろんな意見を吸い上げながら、町政に生かしておられるところもございますけれども、そういった中で既存の業務もある、そして新規事業もある、そういった中で言えば業務の取捨選択をしていく必要性というのがあるのかなと感じております。

そうでないと、ニーズが少ない事業で事業として残っているなら、それにも職員は手を割く時間を設けていかれますので、先ほどの答弁の中では、そういった業務の棚卸しについても各課で取り組んでいく必要があるという形で町長の答弁をいただきましたけれども、もうちょっとしたら4年が過ぎようとしていきます、町政です、これまでの4年間を振り返って、またこれまでの和水町が国、県から業務を委託されている受託事業の中で、ここはちょっと切っていこうとか、ここはちょっと別の課と一緒にやらせていこうとか、そういった形で明確に何かを、私は各係長とか各課長とかが承知されてらっしゃると思いますけれども、そういった業務の内容をアンケートで答えてもらって、ここはちょっと要らないんじゃないかとか、ここは別の事業と似通っているので統合したほうがいいんじゃないかとか、そういったアンケートだったり意見の集約、そういったのを設けたらいかがなのかなと、そしてその業務改善につなげていけないのかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

様々な課題を抱える中、職員アンケートを取って職員の意見を聴取して分析したらどうかというところがございますが、12月1日から、先週ですが5日間、職員アンケートを取らせていただいております。町立病院とか現業職以外の一般事務職の職員を対象にしたところでした。

113人が対象者となり、今96人ぐらいに回答いただいております。もう少し延ばしたいという

ところで期間延長をかけながら集計に当たりたいと思っておりますが、その中で、いろいろ職員の聞き取り項目は80項目以上ありますが、その中で働き方改革の御意見等も伺うようにしておりますので、この後、集計を見ながら課題を整理して職場環境の改善に当たりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 今、80項目の働き方改革も参考にしながらアンケートをつくられておられるということでございますけれども、今後は組織編成であるとか、また人員の配置の見直し、そういったものにしっかりつなげていただきながら、そしてなおかつ、やっぱり業務の見直しです、取捨選択していただきながら、本当に住民のニーズに即したものは、より人員を配置して手厚くしていく。本当にニーズがないものについては、薄いものについては切っていくという形も必要であろうと感じますので、ぜひその辺は強くお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

次に、カスハラ、パワハラについて伺いたいと思います。

先ほど、アンケートでは現在、総務課の相談窓口のほうに令和6年度は1件寄せられているというところで、また職員へのカスハラ研修の実施であるとか、また基本方針の徹底等を今後は図っていかれるという御答弁をいただいたところでございますけれども、近年、その窓口への住民の方からによるカスハラであるとか、また職員間のパワハラ等も非常にニュース等で見受けられますけれども、そういった住民からの過度な要求等については、町としては何か前例としてあるなしを把握されておられるのか、答えられる範囲内をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

過去においてカスハラの相談があったかというところでございますが、今のところカスハラの相談は受けておりません。

それで令和7年の当初ぐらいだったと思っておりますけれども、カスハラのアンケートを職員向けに取りました。それで何かしらカスハラを感じたという職員が全体の3割程度いたと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 現状として相談はあってないけれども、アンケートとしては3割あたりの職員が過去にそういった経験をされた。その窓口で言われたのか電話であったのか、それがちょっとよく分かりませんが、近年、ほかの自治体を見ていきますと、録音・録画を窓口業務の安全対策の一環として設けておられる自治体がおられますけれども、本町としてそういった考えは、今後は取り組んでいくとか検討していくとか、そういったお考えはあるんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

カスハラ対策といたしまして、まず電話の録音機能とか庁舎内の防犯カメラあたりが非常に有効かと思っております。そこはしっかり他団体も優良事例があるかと思っておりますので、情報収集に努めて調査研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 私がこのカスハラ、パワハラも上げさせていただいたのは、やはりその職員を守るというところですか。身体的に守る、また対外的に何か犯罪に巻き込まれたりとかいうところから守るというところで、そういった対策を講じていただければと考えておるところで御質問させていただいたところでございます。

時間も時間なので時間外労働につきましてはこの辺で終わりたいと思うんですけども、今日、執行部のほうから答弁いただきました業務の見直しであったりとか、また人員体制の適正な配置等々について、できれば早急に行っていただきたいと、来年度からでも早急にやっていただきたいと、そのためには先ほど言われた現在アンケート聴取されておられるものを十分精査していただきながら、棚卸しに努めていただきながら、ぜひ今時間外勤務を多数の方が毎月されておられますので、そういったものが極力減っていきけるような体制を早急にしていただけることを強く願ひまして、次の質問に当たらせていただきます。

質問事項2、防犯・防災対策について伺います。

要旨（1）「防犯カメラ（見守りカメラ）の状況と今後」について。

本町ではこれまでに、公共施設等を重点的に防犯カメラの設置を進めてこられているが、これまでの状況と今後の取組について問う。

要旨（2）「防火用水槽の状況と今後」について。

町が設置する防火用水槽の設置状況と今後の方針等について問う。

要旨（3）「屋外防災無線の状況と今後」について。

三加和支所に設置されている屋外防災無線の更新はどのようになっているのか。また、これまでに新設及び更新等の要望が行政区により示されている場合、その対応状況について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、防犯・防災対策について。

質問の要旨（1）「防犯カメラ（見守りカメラ）の状況と今後」についてお答えします。

近年、犯罪抑止や地域の安全確保のため公共施設や通学路、そして商店街などへの防犯カメラを整備する自治体が増えています。本町においても防犯対策の強化を目的として、令和2年度に

役場本庁及び町内の4小・中学校に5基、そして令和6年度に公共施設や地域の公民館などに10基の防犯カメラを設置し、地域の安全向上に努めております。

今後の取組につきましては、今年度開催しました和水町タウンミーティングの中でも防犯カメラの設置拡大を求める御意見をいただいております、町としましては交差点や菊水インターチェンジ付近などの新たな設置箇所の検討を進めてまいります。

次に、質問の要旨(2)「防火用水槽の状況と今後」についてお答えします。

防火用水槽の整備については、本町では総務省消防庁所管の消防防災施設整備補助金を活用し、適宜整備を進めております。

直近3年間の整備実績は、令和4年度1か所、令和5年度2か所、そして令和6年度2か所の耐震性貯水槽を整備しております。令和7年度については、補助金の交付決定が得られなかったため整備に至っておりません。

今後の方針としましては、1件当たり1,000万円を超える事業であることから、補助金など有利な財源を活用し、行政区などからの要望箇所について現地調査を行い、優先順位を定めて整備を進めてまいります。

次に、質問の要旨(3)「屋外防災無線の状況と今後」についてお答えします。

現在の防災行政無線については、平成20年度に整備し運用を開始しています。また、屋外拡声子局を町内25か所に設置するとともに、希望される世帯には屋内用の戸別受信機を設置し、防災情報の伝達に努めています。

運用開始から17年が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、三加和支所に設置している屋外防災無線を含め、令和7年度、本年度に町全体の防災行政無線の更新に向けた基本設計を行い、再整備に向けた準備を進めているところです。

また、これまでに行政区から防災行政無線に関する新設や更新の要望をいただいた場合には、その都度内容を確認しております。直近ですと平成30年度に山十町区、令和元年度に竈門区から要望を受け、設置が必要と判断されたため屋外拡声子局の新設を行っております。

以上になります。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番(亀崎清貴君) 答弁いただきました。

まず要旨(1)防犯カメラについて御質問させていただきたいと思います。

これまで何度か私も一般質問で防犯カメラの設置をさせていただきました。2度ほどだったと思います。前回させていただいたのは、私の地区で強盗事案が発生いたしました。一人の高齢女性が住まわれる住宅にガラスを打ち破って侵入し、強盗されるという事案がございました。犯行時間は僅か30分、そういった中で現在も犯人は見つかっておりません。被害に遭われた方は今も雨戸を閉めて就寝されておられます、非常に恐怖の中で住まわれておられると。

そういった中で、前回質問させていただいた折に御要望させていただいたのは、ぜひ地域の行政区の公民館あたりに防犯カメラを設置していただけないかというお願いと、あわせて個人住宅

に対する防犯カメラ、見守りカメラの設置、そういったものがないかという要望をさせていただきました。その際、今後検討してまいりますというお話でございましたので、その後どのような検討がなされたのかというところを再度お聞きしたいなと思います。

犯罪抑止もそうですし、近年、高齢化率も和木町は非常に高くなっております。そういった中で消防団には私も従事しておりますけれども、火事・災害よりも高齢者の徘徊による搜索を私は町長とも一緒にさせていただいたこともありますけれども、高齢者の搜索になると一日では終わらない場合があるんです。二日、三日と一緒に搜索させていただいた記憶もございます。

そういった中で、防犯カメラ、見守りカメラがあればそういった搜索にも役立つというところで、今後、先ほどの町長の答弁では交差点付近や菊水インター周辺に防犯カメラ、見守りカメラを設置していくというお話をいただきましたけれども、行政区の公民館であったりとか、また各家庭への防犯カメラの設置に対する補助、そういったものがないか再度お聞きさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、これから設置していくという中で、町長が答弁されたとおりの主要な道路のところに設置したいということが基本でございます。

それで今検討中でございますが、各行政区の公民館のあたりで設置ができないかというところも今は作業中でございます。あとお尋ねの個人宅への設置の支援というところは今後の調査研究だと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかにありませんか。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

設置の補助等についてのお話なんですけれども、まず防犯カメラについては安価なものから高額なものまであるということを私も認識しております。

それでまず先日の区長会におきまして、区長の皆様から公民館への防犯カメラの設置についての御相談は複数いただいております、これについて検討を進めるように指示を出したところでございます。

あと個人宅への設置等については、その費用の部分もございまして、3,000を超える世帯がございますので、どこまで対応できるかということで、現在は調査研究のほうに入らせているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

主要な交差点となってくると、県道であったりとか国道であったりとかいうような部分になってくると思うんです。本町は非常に南北に長い町域がございますので、やはり行政区の公民館とかであれば、比較的その地域の主要な町道であったりとか、集落の中心にあるかと思いますので、そういったところに設置されたほうがいいのかと思います。

ただ、設置となると町も条例を制定したりとか、では画像の保管はどのようにするのかとか、様々に懸念するところがあるかと思います。そういったのも加味されながら、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

次に、要旨（２）の防火水槽について伺います。

先ほど設置件数について御答弁をいただきました。令和４年度は１件、令和５年度、令和６年度は２件ずつ、それから本年度については交付金が得られなかったため、ゼロ件ということになっておるということを伺いました。

菊水地区については消火栓がございます。三加和地区については消火栓がございません。それで近年、屋根がない防火水槽に屋根をつけたりとか、また埋設していったりとかいう形で更新されてきているかなと思うんですけれども、町長も消防団をされていらっしゃるのでお分かりと思うんですけれども、防火水槽はあくまで河川からの中継基地なので、ただその中継基地となる防火水槽がないと、なかなか消火するのは難しい。

それで今年は交付金を得られなかったと言われてますけれども、お金が非常に高くなってきているというのは分かりますけれども、交付税措置で交付金を取りにいただけて、来年度以降も、要望等が現在幾つか上がっていると思います、ぜひ前向きに進めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、御指摘いただいた件で、防火水槽に対する補助金申請の不手際があったというところで、本当に御迷惑をかけたと思っております。

防火水槽につきましては、火災の基本となる水利でございますので、しっかり対応はさせていただきたいと思いますが、町長の答弁にあったとおり多額の費用がかさむというところがございますので、しっかり有利な財源を使いながら事業展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

１番 亀崎議員

○１番（亀崎清貴君） 毎年区長会で防火水槽の設置については、どこに設置したいですかとか、更新したいですかとかいうのを区長総会のときにされてらっしゃると思います。

せっかく区長さんに当たられて、当たられた結果、ではうちの行政区でお願いしたいと出されたにもかかわらず、いや実は交付金が取られなかったのも無理でしたという話だったら、何をしているのかとお叱りを受けるのは当然だと思います。ぜひ次年度以降はそのような形ではないよ

うに善処いただければと思います。

次に、要旨（3）屋外防災無線について伺いたいと思います。

先ほどの町長の答弁では、令和7年度は町全体の基本設計を行って、三加和支所に限らずその屋外防災無線の設置について検討を図っていくというところでございましたけれども、これを取り上げさせていただいたのは、これは3年ぐらい前からずっと更新するというお話を伺ってたんですけど、なぜこれは延び延びになっているのか、その辺をちょっと分かればお知らせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

上津田地区からの御要望の件でございますか。

○1番（亀崎清貴君） いや、3年間、事業着手に至らなかった経緯です。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 防災無線の再整備で、なぜ3年の空白があったのかというところですが、3年間慎重に検討して、今年度基本設計にたどり着いたというところがございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） これは4年ぐらい前になるかと思うんですけども、三加和地区については各行政区ごとにおおむね屋外防災無線が設置されております。町はその屋外の防災無線であるとか、また家庭用の受信機については条例等を整備されていますけれども、合併以前から設置されています。

そういった中で、上津田区の屋外防災無線については、もう大分昔のやつが今もついている状況です、木製のやつになるんですけども。それで断線している状態ですので、防災無線としての機能が失われているというところで、町に対して防災無線の更新をお願いしていたところだったんですが、町のときのその当時の回答としては、三加和公民館の屋根についている防災無線の更新を行いますと。それで更新をするに当たって、三加和支所についている屋外防災無線を更新するに当たって、どこまでの範囲で音が聴こえるか計測する必要があると。計測したら、もしか

したら上津田区まで聴こえるかもしれないと。2キロ以上あるんですけど、途中で山もありますけれど、そういうようなお答えでございました。

ですので、ではその三加和支所のほうの計測であったりとか計画のほうが立った後、上津田のほうもお願いしますねというような形で、当時の区長さんであったりとか住民の方々というのは御納得されて今に至っているというところで、いまだに屋外防災無線の上津田のは断線した状態で放置されている状況に変わりはなく、聴こえない状況が続いているというところで今回質問させていただいているところでございます。

早急に、今回は基本設計等々を整備されていかれるということでございますけれども、そういった過去の事例等も鑑みながら、そして現状も把握された後に、前向きに御検討いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員のお話の中で、断線している木柱があるというところで、その件につきましては旧三加和町の防災無線のラップということで認識しております。

20年度で整備した防災無線の中ではないと、そこには電波の状況ではほかのところで聴こえるというところで、上津田のほうには設置しなかったというところをまず御報告させていただいて、御質問にお答えしたいと思いますけれども、今年度に基本設計をさせていただいておりまして、来年度、再来年度の2か年をかけて全体整備、再整備をさせていただきたいと思っておりますので、若干聴こえづらいというところの課題の対策ができていないというところは、今回の再整備で改善できるように努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 平成20年に整備されなかったからということですけど、もし分かれば今後でもいいんですけど、その近隣の下大田黒であったりとか下津田であったりとかいうところから、本来は上津田区のどこら辺までの範囲でしっかり聴こえているのかというのを、今後、議会が終わってからもいいのでお示しいただければと思います。行政区に対してです。

それから併せて、では現状、その木製の旧三加和町時代に建てられたものだと思いますけれども、今後はどのようにされるのか。現状として建った状況、町として建てておられる状況で、合併したから知らないよと、そういうことはないと思っておりますので、どのような対応をされるのか。

行政区としては更新していただきたいというところで、以前、区長さんを通じて要望されておられますけれども、それを更新されないということであれば、では現在のところはどのように、現在建っているものをどうするのか、本当に聴こえるのか、その辺の検証を明らかにしていただきたい。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

使用していない旧三加和町時代の木柱、スピーカーでございますが、町としては撤去の方向で進めていきたいと思っております。町としては更新の工事のときに撤去したいと考えておりますが、まずは地権者の方とお話をさせていただいて、方向性をちゃんと決めていきたいと思っております。

上津田地区の放送がどこまで聴こえるのかというところの御質問でございますが、基本設計の中で今作業中ございまして、そこを改善できるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間が少なくなりました。最後の質問を許可します。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 聴こえれば問題がないんですね。だから当然、上津田も三加和温泉に近い住民の方もいらっしゃるし、板楠に近い方もいらっしゃるし、平山に近い方もいらっしゃるし。皆さんが聴こえればいいんですけど、私が不安視するのは、聴こえなかったと言われることが一番懸念するんです。

でするのでその基本設計なのか今後の調査なのかは分かりませんが、そういった中でその地域全体がほかの屋外防災無線でカバーできますよということであればいいんですけど、そこがちゃんと担保されないなら、私は今までどおりその区に設置すべきだと考えるところでございます。

以上です、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、現在基本設計を行っている段階でございます。それで当時の平成20年に設置した際には図面上で届く範囲ということで、当時の上津田の古い屋外スピーカーを活用しなかったという現状だと思います。ただあれから17年が経過して、地形だったり樹木だったりいろんな環境が変わっているのは事実だと思います。

今回こうやって議員から御指摘をいただいておりますので、上津田区の状況等について、それ以外の地域についても聴こえづらい地域があるかと思っておりますので、その辺りは区長様のほうに確認を行いながら、今度の基本設計の中に盛り込んでいければと思っておりますので、よろしくお願ひし

ます。

○議長（高木洋一郎君） 1番、亀崎議員。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 質問ではないんですけど、恐らく平成20年に上津田区が更新できなかった理由というのは、現在のところ行かれれば分かりますけれども、山の上です。旧三加和町時代は木造のものを建てておられますので、恐らくその山の上まで持っていったと。しかし現在のやつは鉄柱です、コンクリートの支柱ですので、なかなか持っていくのに難しいというところもあったのかなと推察されます。

先ほど町長も言われましたように、その辺も加味しながら今後、御検討いただければと思いついて、御質問のほうを終わらせていただきます。

今回、職員の時間外労働でありますとか防犯対策について様々な御質問をさせていただきました。特に職員の時間外労働につきましては、ぜひ新年度に当たって人員の配置、また課の統廃合等を進めていただきながら、そして棚卸し等を前向きに進めていただいて、職員一丸となって取り組んでいただければと思います。

時間もございませんので、1番議員亀崎の質問を終わらせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございます。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、亀崎議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、千々岩議員の発言を許します。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

定例会2日目、2番目の質問者となります。2番議員の千々岩繁でございます。

まずは、お忙しい中、傍聴席においでいただいた方々、モニター等で、公民館等で御視聴いただいている皆様、深く感謝申し上げます。

さて、今日の熊日新聞に、古墳時代有力者の墓か、和水町に九州最大級の石棺という見出しで社会面に掲載されておりました。紙面を見ますと佐賀県の吉野ヶ里遺跡で見つかったものより大きいということで、今後の調査が気になるところです。新たな和水町のPRになることを期待したいと思っております。

ところでもう12月も残り僅かとなりました。皆さんにとって今年はどういう年だったでしょうか。原材料価格高騰による物価の上昇、ものが上がる、米の値段が上がる、非常に高騰ばかりで

私たちの生活を圧迫してきた一年ではなかったかと思っております。

また、昨夜は青森県で震度6強を記録する地震が発生しました。報道によりますと27名の方がけがをされているということで、心からお見舞いを申し上げたいと思います。今後も注視していただきながら、これ以上の被害がないことを切に願っております。

自然災害というのは避けては通れません。物価高騰というのも私たちにとっては一つの災害ではないでしょうか。しかし災害に対する備えや日常生活の中で、私たちが一つ一つ意識することで災害を最小にするということも可能だと思います。

今年は非常に暑い夏から、あっという間に秋が通り過ぎて急に冬になった今日この頃でございます。寒さ対策、インフルエンザ等、またコロナも蔓延しているとお聞きしております。感染症対策を万全に行っていただき、今年を無事に乗り切っていただければと思います。来年はまた住民の皆様にとって素晴らしい一年になるよう祈念しております。

それでは規則にのっとり質問事項1、学校教育について。

この学校教育については、私もこの一般質問で何度か話題にさせていただいております。今回、国のGIGAスクール構想に伴って、タブレットを本町でも導入させていただいております。しかしこのGIGAスクール構想というものの盲点、この盲点も幾つかやはり見え隠れしているというのが現状じゃないかなと私は思っております。

私たちが小さい頃、私たちが小学校の頃、もう五十数年前は、やはり読み書き、そろばん、しっかり本を読む、そして本当に嫌だったですけれども漢字のドリル帳というのがありました。これを何ページから何ページまで写してきなさい書いてきなさいと、書写する。それでやはり字を覚えてきました、字を書くことで覚えてきました。

算数も嫌だったですけれども、やはりそういう計算を自分で考えてやること、書くことで身につけてきました。今は本当に便利になり過ぎて、全てタブレットといえますかICがやってくれます。今はAIの時代で、私が今この質問でいろいろお聞きすること、それもひょっとしたら、AIに託せばすごくいい質問を考えてくれるかもしれません。

そうやって私たちの本来の思考力といえますか、そういうのがどんどん薄れていく。それがやっぱりこれからこの和水町を担う、あるいは日本を担う子供たちにとって本当にいいのか悪いのか、私は分かりません。

しかし少なくとも、私は学校の教員でしたのでよく分かるんですけども、生徒が字を書けない、漢字を書けない。下手をすると自分の住所を間違えて書く、自分の親の名前を漢字で書けない、そういう経験を私はしたことがあります。自分の住所が分からない、書けない、分かっているけれど漢字にできない、番地を知らない、郵便番号を知らない。やはり書くことをおろそかにしてきた、これは負の遺産だと私は思っています。

そういう意味から今回、本町でもタブレットを導入させていただいておりますので、そのことについて御質問させていただきたいと思います。

前置きが長くなりますので、質問の要旨(1)「タブレット導入に伴いメリット・デメリットについて問う」

執行部の皆さんにおかれましては簡潔明瞭なお答えをお願いいたします。次の質問については質問席からさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは千々岩議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、学校教育について。

質問の要旨（1）「タブレット導入に伴い学習の変化、メリット・デメリットについて問う」についてお答えします。

本町の小・中学校のタブレットは、令和3年度から運用を行っており、来年1月には新しいタブレットへの更新が完了する予定です。

導入に当たっては国のGIGAスクール構想の下、本町の全ての小・中学校の児童生徒1人1台の学習用端末を整備することとし、ICTを活用した教育を推進することを通して多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するとともに、非常時においても途切れることのない学習機会の提供に寄与することを目的としています。

御質問の学習の変化とメリットに関しては、個別最適な学習が可能となったことが大きいと考えます。習熟度に応じたドリル学習や、復習によって得意な科目は発展学習へ、苦手な科目は基礎の反復といった、より柔軟な学習への対応ができます。

そのほかにも調べ学習の迅速化や授業中の意見共有、家庭学習との連携強化、さらには教職員の業務負担の軽減にも寄与しているものと認識しています。

一方、デメリットに関しては、長時間使用による目の疲れ、姿勢の悪化といった健康面への影響を危惧しています。そのほかキーボードをはじめ機器操作のスキルに格差が生じることについても懸念しているところです。具体的な学校での状況、取組等については教育長から答弁いたします。

以上となります。

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 千々岩議員の質問の要旨（1）「タブレット導入に伴い学習の変化、メリット・デメリットについて問う」についてお答えします。

町内の学校でのタブレット導入に伴うメリット・デメリットについてお答えします。

まず、メリットについてですが、授業の指導面においても全校ともに大変効果を感じられています。子供主体の授業が展開しやすくなり、子供の意見や考えを把握しやすくなりました。学習意欲の変化についても、全ての学校において学習意欲が向上したという意見でございます。子供の習熟度に応じた学習課題を提供することで、意欲喚起にもつながっているようです。

また、教職員においては、タブレットを使って質の高い教材を作成したり、その教材を保存して再利用したりすることが可能であること、子供の学習評価においてもデータで確認することができることから、負担の軽減や業務の効率化が図られています。

一方、デメリットとしては、タブレットだけでなくICT機器の長時間使用による子供たちの

健康への懸念があります。視力の低下とタブレットの直接的な因果関係などについては確認できておりませんが、中学校では一日のタブレットの使用時間を制限するなど、健康面に配慮した取組がなされております。

全国学力調査等はタブレットを活用したC B T方式へと移行していきますので、キーボードを使った入力が必要となります。各学校では練習ソフトを活用するなど、タイピング練習によってキーボード操作のスキル向上にも取り組んでおられます。また、学校では字を書くことが面倒と感じている子供の存在や、漢字を書く力の低下を懸念する声もあります。

この対策として、ノートを積極的に活用したり、漢字の筆記練習を組み合わせるなど、工夫した取組を各学校で行っているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁をありがとうございました。このG I G Aスクール構想でタブレットを利用した本町でのメリット・デメリットについて、今お答えしていただきました。全国的な、これは一部かもしれませんが、このタブレットはG I G Aスクール構想がもたらす負の遺産という部分で、子供たちが調べ学習をしながら、先生からこれについて調べなさいと言われて、それをやるふりをしながら別のことをやるというケースです。

それから当然タブレットに集中してしまい先生の話を受けないとか、あるいはユーチューブとかチャットをこっそりやっているとか、職員の負担軽減にもつながっているという御答弁でしたが逆に負担が増えた、その端末の管理だったり、あるいは教材を作成するに当たり非常にそれにたけている先生は簡単にできるかもしれませんが、やはり学校の先生も得手不得手が当然ありますので、私も不得意な方でしたけれども、やはり非常に教材をつくるのに苦慮する、そういった負の遺産もあると出ているんですけれども、本町ではそういうことは事例として挙げていませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） ただいまの千々岩議員の御質問にお答えいたします。

千々岩議員が申されました、調べ学習をしながらほかのことをやっているとか、タブレットに集中して先生の話を受けないとか、そういった事例は私どもは把握しておりません。

また申されました、先生の負担が増えているんじゃないかということで、確かにタブレットの管理とかそういった面では増えているかと思いますが、相対的に申しますと先生たちの負担は減っていると伺っております。

また、I C Tの活用によって先生によっては格差があるということでございますが、実際に確かに格差はあろうかと思えます。学校では職員による意識差、技術の差がございますので、学級の取組に差が出てくる可能性を懸念する声が実際にございます。本町ではタブレットの導入以降、I C Tの支援員を配置したりですとか、窓口相談、ヘルプデスクの設置を行いまして、職員間の知識、

そういった技術力の格差を埋め、また高めるような取組も行っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁をありがとうございました。この先生方のITリテラシーの差というのを詰めていかないと、非常に教材そのものもうまいものができませんので、しっかりまた職員研修等をやっていただきながら、このリテラシーの差というのを極力縮めていただければと思います。

先ほど町長の答弁の中で、中学校ではタブレットの使用時間を制限するという御答弁がございました。具体的に教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 千々岩議員の御質問にお答えいたします。

教育長答弁の中で、タブレットの時間を制限するような取組を行っているということですが、具体的にそこまで把握はしておりませんが、やっているところは中学校の2校でそういった取組をなされているということです。すみません、詳しいことまで承知しておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ということであれば、小学校は当然そういう制限は設けていらっしゃるよね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） お答えいたします。

タブレットの学校での使用状況とかそういったことについては、今回は各4校の学校にいろいろ調査させていただきました。その中で、中学校でそういった取組をやっているということでしたが、小学校では少なくともその回答の中では取組はやってないと理解しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございました。もしその制限を設けられるのであれば、先ほどの負の面でいうとやはり視力低下であったり、いろんな健康面の被害が懸念されているという部分がございますので、やはり足並みをそろえていただいて、特に発達段階の非常に大事な時期で、本当に今はタブレットのみならずスマホの時代ですので、やはりブルーライトの関係か何かは、私も専門家じゃないのでよく分かりませんが、やはり小さいお子さんが眼鏡をかけていらっしゃる、そういう子供さんが非常に増えてきたなと思います。小さいときからちょっと

かわいそうだなと思ってますので、やはりそこら辺も健康被害を極力少なくしていくという取組の中で、小学校、中学校に足並みをそろえていただきながら、今後はちょっと検討をそこはしていただければと思います。

それから先ほどのこれも教育長の答弁の中で、全国学力調査がC B T方式に変わったという御答弁がございました。当然端末でやっていくんだろうと思いますけれども、そのためにやはりタイピングをしっかり練習させてということだろうと思います。

実際に鉛筆で書けばあつという間に書けるのに、わざわざ端末で入力していかないといけないということですよ。だったら人によっては、すごく理解は早くできているんだけど、端末の操作がちょっと苦手なために、極端な話、本来は5問できた問題が3問しかできない。5問を分かってたんだけど3問しか入力できていない、そういう問題も当然生じてくるだろうと思います。

それで今はスキルアップでタイピング練習をしていただいているかと思うんですが、どの程度そのスキル効果が上がっているか、分かれれば教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 千々岩議員の質問にお答えします。

小学校6年生と中学3年生を対象の全国学力学習状況の調査によりますと、I C T機器で文章を作成することができると思うについて、肯定的、とても思う、そう思う、と回答した割合は、本町は小学生が約9割、中学生は約8割でした。

また、I C T機器を使って情報を整理することができるについては、肯定的回答が小学生は6割、中学生は7割、またプレゼンテーションを作成することができると思うについても小・中学校ともに約7割という結果でありました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございます。比較的高い割合になっているのかなと思います。この割合が少しでも上がるように、今後努めていただければと思います。

それでは次の再質問に移らせていただきますが、こういう情報端末の普及によって、先ほど私もお話をさせていただきましたけれど、やはり自分で考えていることを文字にする、文章を書く力、あるいは思考力、考える力がやはり低下していると感じますけれども、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） ただいまの千々岩議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおりデジタル化の進展に伴い学習、生活の利便性が高まる一方で、文字や文章を書く機会は少なくなりました。さらにA Iの進化によって考える機会、力というのも減りつつ

あり、対人コミュニケーション能力も低下すると言われております。

実際に学校においても語学力、漢字力の低下が多少現れているような状況でございます。学校教育においても、語学力などを維持しながらもデジタル社会と共存しなければならないと考えております。また、タブレットはあくまでも学習を支える道具でございまして、使いこなす力を育むような教育が必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁をありがとうございました。タブレットを子供さんが利用して授業をやってますけれども、家庭での授業の予習であったり復習にこのタブレットというのは使用されてますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） お答えいたします。

家庭でのタブレットの活用状況ということですが、町内の各学校に調査をこれも行っております。小学校の2校につきましては、4年生以上で宿題等に活用されているということです。それから中学校につきましては学校での活用を重視されているという学校もあったり、個別の申請によって課題を活用するなど、学校や学年、クラスによって活用状況は様々というような結果でございました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございました。小学校は4年生以上、これは持ち帰りオーケーという認識でよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） お答えいたします。

小学校4年以上は持ち帰りで使っているかと思われま。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 中学校では、先ほどの答弁だったら非常にばらつきが、何か学年だったりクラスだったり、あるいは個人によって非常にばらつきがあるような認識を私は受けたんですけれども、タブレットで子供たちが学習している、それはタブレットを使ってその日にあった授業の復習をする、あるいは次の教材の予習をするというのに、やはりこのタブレットというのは欠かせないものだろうと思うんです。

そういう中で、小学校4年生以上に関してはほぼ持ち帰りでオーケーということでしょうが、これは各家庭によってはやっぱりインターネット環境がないと、非常に難しい部分があるんじゃないかなと思うんです。インターネットがない子供さんはタブレットを使って予習、復習をしたくてもできないという現状があるかと思いますが、そこら辺は把握されてますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 千々岩議員の御質問にお答えいたします。

確かに議員がおっしゃるように家庭でWi-Fi環境があれば、調べ学習とかで非常に家庭学習の幅が広がるかと思うんですが、今学校で使ってますドリルですが、そのドリルというのは例えばWi-Fi環境は学校にございますので、学校でダウンロードして、そして持ち帰ってそれをやる。そしてやったものをまた学校に持って行って、先生にWi-Fi環境のある中で提出するとか、使い方によってはそういった使い方もできますので、そういった活用をされているかと思えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁のとおりだろうと思いますが、やはりそれだったら私は教育の格差ができるだろうと思うんです。自分の能力というのは、子供たちが今日はここからここまでやろうと考えているかもしれませんが、やっていくうちにもっとできるよね、もっとできたねというところで、やっぱりそういうインターネット環境があれば次のこれもできたのという、この教材も課題もできたのにと当然なるんだろうと思いますけれども、そういう環境がある子供はダウンロードができて前に進める、環境がない子は学校でダウンロードしてそれしかできないというのは、非常に私は問題じゃないかなと。

これは非常にまた予算も絡んでくるだろうと思いますし、いろいろ他の自治体等も若干補助したりとか、いろんな自治体がございますけれども、やはりこの教育については、私はやっぱりしっかりこのGIGA構想が誰一人取り残さないようにというのが大きな枠組みできてますので、やはりこういう端末を使って授業をされるのであれば、やはり家庭でもそういう学習に取り残される子供さんがいないようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） お答えいたします。

学校の意見としては、家庭でインターネット環境が整備されれば学習の幅が広がるという意見がある一方で、タブレットを持ち帰ると家に忘れてきたりとか、あと充電せずに来たりとか、いざ使おうとしたら使えない、それ以外にも持ち帰ることで行き帰りで故障の原因になったりとか、そういった懸念もございます。そういったことから持ち帰らせていない学校もあると聞いております。

今後、家庭でのWi-Fi環境の整備につきましては、これまでも要望がっておりますので、学校も一緒になって支援の必要性ですとか支援内容についても、これからまた検討してまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁をありがとうございました。ぜひそこは前向きに本当に検討していただいて、やっぱり全ての子供さんが学校でタブレット導入がなされているわけですので、やはり格差なく学習ができる環境を整えていただければと思います。

それでは再質問ですが、このタブレットを導入したことによって、やっぱりいろいろ機械に頼ってしまう、なかなか自分で物事を考えて論理的にいろいろ発信していくというのが非常に苦手な子供さんもいらっしゃると思うんです。これがひいてはコミュニケーション能力というところに結ぶついていくんだらうと思いますが、この学校現場で頭を使わせるという表現が正しいか正しくないかはちょっと分かりませんが、子供たちにしっかり考えさせる授業を私は展開していただきたいと思いますが、教育委員会としてそこら辺はどうお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 議員の質問にお答えします。

デジタル時代にあっても知識、技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、そして表現力等は学力の重要な要素の一つです。

今後も子供たちを誰一人取り残さない学びの保障と教員一人一人の子供の学びの主体とする授業力の向上を通して、各学校の特色ある取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございました。時間もかなり過ぎましたので、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2、町政について。

質問の要旨（1）「石原町政1期目の成果と課題について問う」

よろしく申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、町政について。

質問の要旨（1）「石原町政1期目の成果と課題について問う」についてお答えします。

私が町長選挙に立候補した際、「人が元気、まちが元気、新しい和水をつくる」をテーマに、このことを実現するために公約として、まちづくり7つの政策を掲げました。

その7つの政策とは、「しっかりと新型コロナ対策」「子育て支援」「教育環境の充実」「活気とにぎわいを生むまちづくり」「災害に負けないまちづくり」、そして「町民に信頼される役場づくり」の7つです。

これらは人口減少、少子高齢化が進む中、10年度、20年後の本町の将来を見据えたまちづくり、行政運営に取り組むために掲げ、4年間の任期の中で社会情勢の変化を的確に捉えながら、職員とともに計画的に、またスピード感を持って取り組んできたところです。

私の1期目の取組と成果について、まず1期目の要であった子育て支援と教育環境の充実について申し上げます。

令和5年7月に、「子ども子育て応援宣言」を行い、子供を安心して産み育てることのできる環境、子供たちが確かな学力を身につけることができる環境、子供たちが元気いっぱい遊ぶことのできる環境をつくり、家庭、地域、学校、そして行政が手を携え地域全体で子育てを支えるまちを目指すその取組として、保育園の副食費、学校給食費の無償化をはじめ出生祝金の拡充、入学祝金の創設を行いました。

そして本年4月からは、ゼロから2歳児の保育料無償化を開始し、子育て世代に和木町で子育てをしてよかったと実感していただける環境整備を進めています。

また、子育て世代の皆様から多くの要望をいただきました公園整備について、本年8月に大型遊具を備えたロマンパーク、いだてんパークの2つの公園をオープンし、たくさんの皆様に楽しんでいただいております。

さらに子供たちの教育環境の充実については、中・高生を対象にした金栗四三氏が創設された箱根駅伝の観戦ツアーは、金栗先生の手紙や功績に触れることにより、本町への誇りの醸成を図っています。

また、本年8月に今年度の新規事業として実施しました、和木町中学生海外短期派遣事業では、町内の中学生10名を台湾に派遣し、グローバル社会に必要な国際感覚を養うことにつながっています。

次に、人口減少対策として重要となる住環境の整備と移住定住の促進についてです。

民間分譲宅地開発支援補助金の創設により、民間活力による分譲用宅地の開発整備、供給が進んでいます。あわせて新築住宅未来支援補助金の拡充により、さらなる移住定住者の増加、選ばれるまちづくりに取り組んでいます。また、生活の利便性向上を図るため、令和5年11月から証

明書コンビニ交付サービス、令和6年4月から町税等のコンビニ納付を開始しています。

さらに、和水町のことを全国の皆様に知っていただく取組として、地域ブランディングにも取り組み、「あなたに、なごみを。」のキャッチコピーやブランドロゴ、PR動画を作製し、イベントやSNSを通して全国的な発信を強化し、本町の知名度向上につなげています。

その結果、町の大きな財源となっているふるさと納税について、令和5年度の7億6,000万円から令和6年度は19億1,000万円、約3倍と大きく伸び、本町の魅力発信と地域経済への波及効果が着実に現れていると考えています。引き続き、全国の皆様に応援していただけるまちづくり、そしてPRを進めてまいります。

また、長年の課題であった特別養護老人ホームきくすい荘の建て替えが実現の運びとなり、来年12月からの公設民営による施設運営により、さらなる医療介護サービスの充実を図りたいと考えています。

そのほか、「ナゴミ夢チャレンジトーク」「なごみスポーツの日」、東京都にある熊本県のアンテナショップ銀座熊本館での和水町フェアなどの新規イベントの開催、そして産業用地造成事業補助金、創業支援補助金、新商品開発補助金、そしてセカンドライフ応援補助金などの補助事業の創設を行い、広く町民の皆様の福祉の向上に努めてまいりました。

また、本年度から防災士育成事業、中高生の通学支援事業、そして家庭保育応援事業や奨学金返還支援事業など、ふるさと納税の寄附金を活用した新規事業をスタートさせることができます。

以上、これまでの主な取組について申し上げましたが、その結果として令和6年度の人口増減が、社会増減になります。平成21年以来15年ぶりに社会増に転じたこと、また先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税の大幅な増加など、一定の成果が数値として現れてきていると考えています。

一方で、課題としましては昨年公表された消滅可能性自治体からの脱却も一つであると考えています。人口減少、少子高齢化が進展していく中で、この流れを緩やかにし、町内外の皆様に選ばれる和水町を創ることが必要であると考えています。

次に、近年の台風、大雨、そして頻発する地震に備えた防災体制の強化も課題の一つであり、避難所運営、自主防災組織の強化、防災士の育成など、取り組むべき課題を抱えています。

次に、町有地売却により内田地区の産業用地造成や旧春富小学校のサテライトオフィスの整備が進められておりますが、働く場所の確保として、そして地域活性化のための企業誘致の推進、雇用の拡大は残った課題と認識しています。

また、高齢化が進む中、町民の皆様が長く健康で充実した生活を送っていただくため、安心して暮らせる環境づくり、高齢者福祉の推進、これも引き続き取り組むべき重要な課題であると認識しています。

今後も人口減少、少子高齢化が進行する中で、本町を取り巻く環境、社会情勢の変化を的確に捉え、町民の皆様のニーズを考慮した上で、様々な課題に迅速に対応していく必要があると考えています。

将来を見据えた持続可能なまちづくりを継続しなければなりません。特に住環境、子育て支援、教育、産業振興、高齢者福祉の各政策は複数年をかけて効果が現れるものであり、今後も継続して取り組む必要がございます。引き続き、町民の皆様、議会の皆様の御理解と御協力をいただきながら、10年後、20年後の将来を見据えたまちづくりを職員とともに全力で進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 町長、ありがとうございました。私が質問しようと思ったことも今の町長の答弁の中にございましたので、どうしようかなと今考えてますけれど、今年はタウンミーティングを4回ほど開催されております。

やはり町長はいろんな座談会等も開かれて、広くいろんな町民の方からの意見を聞く場を設けられていると思うんですけども、タウンミーティングというのは幅広い世代の方が参加されたと思いますけれども、それぞれ4回ほどあったと思いますけれども、参加された方の数をちょっと教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後0時2分

再開 午後0時2分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの千々岩議員の御質問についてお答えいたします。

全部で215名の方に御参加いただいております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） ありがとうございます。人口割にしてこの215名という、この数字をどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

平均しますと1か所当たり35名程度の御参加をいただいている状況になります。この数につきましては、人口規模からしましても少ないとは感じておりますが、できるだけ多くの方に御参加いただけるよう広く周知していきたいとは考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁をありがとうございます。ぜひ今後もやっぱり幅広く住民の方の声を聴いていただく機会をつくっていただければと。お仕事もされている中で時間的な設定だったり場所の設定だったり、非常に難しい部分もあろうかと思うんです。そこはまた御検討いただいて、今後に活かしていただければと思います。

それから再質問ですけれども、ナゴミチャレンジトークをちょうど今年で3回実施していただいています。非常に子供たちに夢と感動、そして努力する大切さ等を、やはり生で有名なアスリートの方々から聞いて、本当に子供たちも奮い立つ思いといいますか、やっぱり頑張らないといけないんだと、あれだけ有名になるにはしっかり頑張らないといけないよねと感じてくれたんじゃないかなと思うんですけれども、非常に私もお聞きして、やはりもう一回いろんなアスリートの方からも時間的な制約だったり、もっとこういうことを話したいよねとか、こういうことを話せばよかったなというのが当然あられるのかと思うんですけれども、私ももう一回ちょっとお話をお聞きしたいなという方々がたくさんいらっしゃいます。

非常に予算的な部分もあるので難しいところはあるかと思うんですが、複数人においていただいているのであれば、その中から幾名かでも結構ですし、やはり1回目、2回目、3回目、4回目、5回目と、節目がある5回目とか10回目に、今までナゴミチャレンジトークに参加いただいた方々を一堂に会してトークショーだったり、何かそういうのができたら私はいいなと感じてますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、ナゴミ夢チャレンジトークについては、現在小学校4年生以上と中学生を対象にアスリートの方を、この3年間はいろんな貴重なお話を聞かせていただくことができました。

この夢チャレンジトークについては、アスリート及び文化人というのも対象にしておりまして、来年あたりは文化人等について招聘できないかなと話しているところです。

それでこれまでいらっしゃった講演された皆様については、本当にとてもいい話をお聞かせいただいております。そして和水のことを深く知っていただき、広く発信していただいているという現在の状況でございます。

節目となる5回目、10回目に皆さんをお集めして、そういった会ができれば最高の会になると思いますけれども、費用の面等もございますので、その辺を考慮しながらこれから検討してまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 御答弁をありがとうございます。非常に私は人の話を生で、そして

自分の実体験でお話をお伺いできるというのは本当に貴重な、映像を介してよりも本当にすばらしいものがあると思っています。その方の表情だったり息づかいだったりというのを、本当に肌で感じる部分というのは、やはり生で聞いてみないと分からない、人づてにだったり映像ではなかなか伝わりにくい部分がございますので、いろんな課題もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ御検討していただければと思います。

時間もそろそろ参っております。先ほど町長の御答弁の中に住環境だったり子育て支援だったり、教育、産業振興、高齢者福祉と非常に時間をかけて取り組んでいかないといけないというのが、そういう思いが町長にはあられるというのを最後にお話をさせていただきました。

10年後、20年後を見据えた中で、やはり町政のかじを取っていくというのは非常に大事だろうと思います。やはり中長期的な展望を持ちつつ、その達成に向けてぜひ2期目で1期目に達成できなかった部分を達成していただき、少しでも町政がよくなるよう、住民の方々がやはり和事に住んでよかったねと思われるようなまちづくりに取り組んでいただければと思います。

まだまだ私も質問を考えてたんですが、ちょっと時間が押してきましたのでここで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、千々岩議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木議員の発言を許します。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 皆様こんにちは。

（こんにちは。）

4番議員の荒木宏太でございます。

まずは昨晚起きました青森県東方沖での地震について、震度6強という非常に大きな地震が発生いたしました。現地の方々にはこれからの余震や揺れに御注意いただき、これ以上甚大な被害がないことをお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方へ心よりお見舞いを申し上げます。御無事と一刻も早い復興をお祈りいたします。

さて、和事町での災害に対する取組においても、避難所の整備はもとより救援物資等のルート確保や収集、自主防災組織の練度向上など、さらにこの先の災害において対策が必要とされます。町民の命、財産を守るために、あらゆる災害、有事に備えた政策をこれからも提言してまいります。

それから本日の朝刊に、先ほども2番議員のほうからありましたけれども、古墳時代の有力者の墓かということで和事町の記事が挙がっております。これからのこの調査をしっかりとされて、

歴史的な大発見となることを望むばかりであります。

また続いて今日の朝刊ですけれども、県内公立15病院赤字という大きな見出しでありました。まさに現在、物価高騰や人件費の増により、それが要因で赤字経営が非常に多くなっている状況であります。

和水町の町立病院におきましても、2024年においては1億6,000万円の赤字、一般会計から約2億円ほどの繰り出しをしているということです。町民の健康や医療体制の充実のため、これから先の課題となります。

また、本日の朝刊になりますが、自衛隊へのレーダー照射は冷静に対処ということで、非常に大きい見出しで懸念されております。まさに木原官房長官が会見でレーダー照射に対し中国側に強く抗議し、再発防止を嚴重に申し入れたと。冷静かつ毅然に対応すると強調しているという報告をされております。

今後の日中の緊張状態も気になるところです。自衛隊員の皆様のおかげで我々の生活があることを忘れてはなりません。日頃の防衛に本当に感謝いたしているところです。

本日の一般質問については、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税、また町職員の現状、旧南小学校の活用事業について質問いたします。それでは一般質問通告に従って質問いたします。

質問事項1、ふるさと応援寄附金の活用と制度の認識について。

質問の要旨(1)「ふるさと応援寄附金基金の活用をどう考えているか」

質問の要旨(2)「ふるさと納税制度、企業版ふるさと納税制度での寄附の状況と寄附金、返礼品の募集状況を問う」

以上となります。以降の質問については質問席より質問いたします。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長(石原佳幸君) それでは、荒木議員の御質問にお答えします。

質問事項1、ふるさと応援寄附金基金の活用と制度の認識について。

質問の要旨(1)「ふるさと応援寄附金基金の活用をどう考えているか問う」についてお答えします。

ふるさと納税制度は出身地にかかわらず、寄附という形で自治体を応援する制度として平成20年に創設され、本町においても平成20年から寄附の受付を開始しております。

寄附という形で自治体を応援することで、その応援に対するお礼として自治体からの返礼品が届き、その自治体の特産品や体験等が楽しめることもあり、また所得税の還付や住民税の控除など税制の優遇が受けられることにより、年々全国的に寄附件数や寄附額が増加しています。

なお、いただいた寄附については貴重な財源として、ふるさと応援寄附金基金条例及び子育て支援基金条例に基づき、適切に管理運用を行っております。また、頂いた寄附金は子育て、教育、文化、スポーツ、福祉、魅力の向上など、本町のまちづくりに資する事業に活用させていただいており、今後もこれらの条例に基づき適正に活用してまいります。

次に、質問の要旨(2)「ふるさと納税制度、企業版ふるさと納税制度での寄附の状況と寄附

金、返礼品の募集状況を問う」についてお答えします。

ふるさと納税制度、企業版ふるさと納税制度のいずれもいただいた寄附は町の様々な施策に活用するための貴重な財源となることから、積極的に募集を行っています。また、ふるさと納税の返礼品についても本町の特産品を知っていただく大切な機会と捉え、品数の拡充に努めています。これらの取組により、年度により増減はございますが、寄附件数、寄附額ともにおおむね増加傾向で推移しているところです。

企業版ふるさと納税については、寄附を行うことによる返礼品はありませんが、寄附額の最大9割が法人税から控除される税制優遇措置制度が設けられています。本町では令和4年度から募集を開始し、こちらについても年度による増減はありますが、県内外の企業から寄附の申出をいただいております。

ふるさと納税制度、企業版ふるさと納税制度とも本町の持続的なまちづくりに大きく寄与するものであることから、今後も適正な運用と寄附いただいた皆様の思いを生かす取組を進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） ふるさと応援寄附金基金については、日本全国から多くの寄附をいただいている、町発展のために目的に沿った形で、目標達成のために活用していただきたいと思っております。

和水町のふるさと応援寄附金は、多くの方々のおかげで令和4年は5億8,476万円、令和5年は7億6,512万円、そして令和6年度につきましては19億1,486万円と右肩上がり、町長をはじめ執行部の方々や担当者、また委託業者や返礼品を納めているの方々など、皆様の努力のたまものかと思っております。

どこの自治体も、このふるさと応援寄附金をまちづくりや政策にどう生かすかと検討を重ね努力されていることと思っております。このふるさと納税の返礼品についてですけれども、サイトで5段階のレビューがございます。もちろんいい意見が多いのですが、その中に星1のレビューがあります。今後の返礼品についての課題の解決に向けて、6つほど紹介させていただきます。この評価は今年の10月から11月にかけてのレビューになります。

1つ目なんですけれども、レビュープレゼントの町名入り吸水コースターやエコバッグは使い物になりません。いいかげんにこのような製品をつくることに税金を使うをやめるよう、目を向けたほうがいいと思います。町民ですら要らないと思うでしょう、町名はパッケージに入っていれば十分です、使えなければごみです。納税された税金でごみをつくっていること、製造しているのは町内の業者ですかという厳しい御意見です。

続いて2件目。なぜこんなに割れている米や白い米が多いのでしょうか。続いて3件目です。このようなお米を返礼品にされてがっかりです。品質の低い品を使用する業者を指導してください。続いて4件目です。本当に新米かと疑いたくなる味です。二度と注文することはないと思

ます。続いて5件目です。幾ら訳ありでも掲載とは違うものが送られてくるのはいかがなものでしょうか。

続いて6件目ですけれども、ふるさと納税返礼品として届いたお米ですが、正直ここまで質の悪いお米は初めてです。全く艶がなく、弾力も感じられません。普通のお米と比べて粒が小さく、白っぽいお米も見られました。味も残念で、古古米どころかそれ以下のように感じました。とても食べられるレベルではありませんと、現在は非常に多くの返礼品を発送していると思いますが、こういったレビューの確認は定期的に行っているのか、まずそこをお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時27分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの荒木議員の御質問についてお答えいたします。

まず、レビューについては定期的の確認を行っております。ふるさと納税の返礼品に関するクレームにつきましては、年間数件ですが問合せがっております。

クレームの内容については、返礼品に傷が入っているということや、品質自体に対するクレームが挙げられます。当然ではあります、調達に当たっては品質に問題ないものを調達してまいし、梱包、発送などの段階においてそのような品物は除いております。

このように、返礼品の品質確保に努めていますが、クレームがあった際は事業者と連携して状況を伺いながら丁寧に対応しており、同様の事象の再発防止に向けて原因分析と改善を継続的にやっているところです。

先ほど議員のほうから、令和6年度のふるさと納税額が約19億という紹介がありましたが、件数でしますと8万7,079件になります。そのうち先ほど紹介のありましたロコミの星1つですとか星2つ、こちらですが、まず代替品の返送の件数につきましては全部で78件ございます。これは先ほどの8万7,079件にしますと僅か0.09%、この中には返礼品に不備があったもの、味に関する内容でそういったもの、それから様々な理由が含まれますので、一概にこちら側に瑕疵があった件数と判断できないところもあります。

また、ロコミの星1つ、星2つですけれども、まず星1つの件数につきましては96件、寄附件数の0.11%、星2つの件数は29件で0.03%という状況になっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今答弁いただきました。令和6年に関しましては8万7,000件のうち78

件ほどですから、その星1つにおいても一定のそういったお答えが出るんじゃないかというよう
なことかと思えますけれども、その割合のことではなくて、これを踏まえてやはり今後は、なか
なかい評価に目が行きがちなんですけれども、悪い評価にもしっかり目を向けて、和水町の農
産物の、やはりこのレビューというのは消えないんです、ずっと残ってしまいますから、やっぱ
りこういった是正をしっかりかけていくというのは非常に重要なことじゃないかなと思います。

それと気になるところが、やはりお米の件数が多いからというのがありますけれども、おいし
くないとか、白くなっている、割れている、こういったものがどういう状況なのかというのがす
ごく気になることです。

そこで質問ですけれども、返礼品の品質のチェック、先ほど品質の管理はやっているというよ
うなことで、・・・を省いているということを話されているんですけど、例えばそのお米に
ついての味見、こういったものは定期的に、米も時期とかいろんな状況も違いますけれども、そ
の味見等もやっているのでしょうか、確認しているのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きいた
します。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時35分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品は、全国の皆様に本町の特産品をPRする重要な機会と捉えまして、品
質確保については万全を期しております。

具体的には、返礼品を取り扱う生産者や事業者、それから業務を委託しております中間業者へ
の定期的な訪問や指導を行いまして、品質確保に努めております。ただ、発送などの段階の中
で思わぬ傷が入ったりすることもまれにございます。万が一このようなことが起こった場合は、返
礼品を受け取った方から問合せをいただくこともありますが、その際は私たちも状況を伺い、丁
寧に対応しているところです。

お米の味については、私たちが直接味見をしているということはありません。ただ返礼品で
先ほどの返送があった分だとか、そういった分については味見をしたりすることもあります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 私の質問で星5の数は非常に多く、それはもちろんあります。本当にお
いしいお米でしたとか、いい品でしたという意見は非常に多く、もちろんあります。そういった

中で、この星1のほうで気になったのが、やはりお米の味について結構触れられていましたので、なかなかその味については私たちも分かりませんので、どういったお米を出されているのかというのがなかなか分かりませんでしたので、味見についてちょっとお聞きしました。できればそういう味見といいますか、その品質のどういったものを送って、どの程度の品質なのかというのは理解されていたほうがいいかなと思います。

続いて企業版ふるさと納税について質問いたします。

今までやはり農産物の生産者も返礼品いらっしゃいますので、やはりそういった方々から和水町のこの品質について、同じようなこういった悪いレビューで置き換えられるというか、そう思われるとやはり和水町の品質自体が問われることにもなりますから、これはレビューなので消えませんから、私はそのところが目についたところでは。

続いて、企業版ふるさと納税について質問いたします。

令和6年度については16件で780万円です。こちらも多くのお客様から町へ寄附をいただき感謝しております。これからはもっと多くの企業様から和水町へ理解を示していただけるようお願いするところでは。

さて、ある町民の方から私へ相談がありました。和水町が町外に企業版ふるさと納税のお願いをされているようで、役場の封筒入りで不自然な文書が届いたということで連絡をいただいて、その町外事業者の代表者の方ともお会いしまして、他の町からこういった文書が送られてくるのは初めてのことだと言われました。

本日、その文書をお預かりしており、議長を通じて掲示資料として報告させていただいております。その際、受取人の方からの公開の旨、了承を得ておりますので紹介いたします。当然個人情報につきましては削除しております。

不自然と思われたのが5番目の資料になりますけれども、代表取締役何々様ということで、企業名とお名前のところがあります。本文を読みます。

「突然の送付、恐れ入ります。和水町では3世代が交流できる公園整備を推進しております。背景として、和水町には遊具を設置した公園がなく、住民の方からお弁当を持って孫を連れて遊びに行くことができる公園を整備してほしいという声が上がっています。この要望を受けて町内2か所に遊具のある公園の整備を進めています。地域ぐるみで子育てできる環境づくりを目指して3世代が集うことのできる生活空間を築いていきたいと考えています。企業版ふるさと納税を通じて、単なる寄附ではなく和水町の未来を創るパートナーとして、魅力ある和水町と一緒に築いていきませんか。」ここにもお名前が入っております。「何々様につきましては、和水町の事業へ御支援いただきたく送付いたしました。御支援並びに応援いただけますと幸いです。何とぞよろしくお願いいたします。」という文書になります。

それでこれについて、この文書を読んで単なる寄附ではないとか、和水町の未来を創るパートナーとして魅力ある和水町と一緒に築いていきませんかや、この公園整備事業ということで、この代表取締役の方のところなんですけれども、これはそういう関係事業者になります。これについて、「和水町の事業へ御支援いただきたく」という言葉が出ているんですけれども、これ

だとやはりちょっと入札や見返りに関わる内容とも取れる文章かなと感じるところもありますし、それから意向調査票というものが3枚目にあります。これも同時に送付されていて、和水町担当職員とも打合せ可能などと記載があって、事前の交渉とも取れる企業癒着の疑惑さえも生じます。

この文書を見て送り先の企業はどのように捉えるか、どんな解釈をするか。ちなみにちょっとお聞きしたところによると、寄附したから仕事をいただけるのでしょねと言われた業者もおられたとお聞きしました。受け取られた業者の方は、談合を持ちかけられたのではないかと不安になり、こんなことをしたら和水町の業者に怒られるともおっしゃっていました。

このような表現の文章は勘違いを生み不公平な入札を容易にすることにもなりかねないと危惧しますが、町が出す企業に向けた文書として、これが倫理的に正しいと言えるかお答えを願いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税のコンサルティング、それからプロモーションに係る業務につきましては、現在2社と委託契約を行っております。

具体的な業務内容としましては、企業版ふるさと納税を活用した取組を紹介する冊子の作成、それから企業版ふるさと納税の案内文書の送付、企業とのマッチング等となっております。

まず今回、委託業者が作成した案内文において、例えば公園整備を進めていることや、和水町のパートナーになりませんかといった記載があった点についてであります。これらの表現は企業版ふるさと納税制度において全国の自治体が一般的に用いているものでありまして、制度の趣旨に照らして不適切なものではないと認識しております。

企業版ふるさと納税は地方創生プロジェクトに寄附をいただく制度でありまして、自治体は支援いただきたい事業を具体的に示しながら企業に協力を呼びかけることが通常となっております。実際に全国の自治体でも、例えば公園整備を含む事業を挙げながら企業版ふるさと納税を積極的に募集しているところです。

これらのとおり、例えば公園整備を含む事業を示しながら企業に協力を呼びかけることは、全国の自治体においても極めて一般的な手法でありまして、制度上も何ら問題はございません。また、パートナーという表現につきましても、自治体と企業が地域づくりを協働して進めるという趣旨で広く用いられている規格的な表現でありまして、特定企業に工事受注などの利益を約束するものではございません。

内閣府、国のガイドラインにおきまして禁止されているのは、寄附をした企業に対して工事発注などの便宜供与を行うことではありますが、本町では寄附の有無にかかわらず企業に対する取扱いを変えることは一切ございません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今の答弁でおおむね正解だとは思いますが。寄附を行った法人を企業版ふるさと納税の契約相手方にするのは、あくまで入札、契約上の公正なプロセスを得た上で寄附法人が得ることとなる経済利益であり、寄附を行うことの代償とは認められないということです。つまり寄附をした事業者でも事業の契約相手となれるとされておりますが、先ほども言ったように入札、契約上のプロセス、公平性、透明性に係る説明責任があるということも国は同時に伝えていきます。

そこで質問なんですけれど、今回の文書でやはり企業版ふるさと納税制度への理解が浅い企業様へ送って誤解が生じた事例があるんですが、誤解が生じないとする根拠をお示しください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回この文書をお送りした中で、企業版ふるさと納税制度の御案内というものも添付しております。この中では自治体との良好なパートナーシップですとか、こういった表現をしておりますけれども、その中で経済的な利益を受け取ることは禁止されていますと制度上の説明を十分しておりますので、決してそのようなことはないと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） もちろん今資料を提示させていただいておりますけれども、和水町の封筒それから鑑文、熊本県和水町企業版ふるさと納税の案内というものと、あと制度の御案内というパンフレット、またはこの和水町のメッセージということで、その企業版ふるさと納税の制度、今和水町がどういう事業に取り組んでいるかという内容のこのパンフレットを送るのは、決してダイレクトメールとしておかしくはないと思うんですけれども、先ほど言った文章が入っていることによって、やはり誤解が生じている事例があつているので、何だろうなというところなんです。だから誤解を生じさせないように配慮をもう少しすべきなんじゃないかなとは思っています。

それでこの突然の送付、恐れ入りますという文書を資料5としますけれども、この資料5を作成したときの発送をしたのは町でしょうか、これは受託業者でしょうか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時49分

再開 午後2時50分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、企業版ふるさと納税のそういった業務につきまして、2社に業務を委託しております。その業務の中で委託した上で、業者のほうが発送したということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 業者のほうに委託しているということでありまして、それから先ほど町長が質問中におっしゃいましたけれども、1,000通以上この発送がされているということでありまして。

ちなみにこの町での確認、決裁、発送方法はこういった手順で行われているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

発送内容につきましては、委託業者と内容を精査した上で発送しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

○4番（荒木宏太君） 確認決裁・・・

○議長（高木洋一郎君） 町の手続という意味ですね。

○4番（荒木宏太君） 業者がその確認・・・町が確認する作業と決裁する作業と発送する作業はどうなっているのか。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほど申し上げました精査ということには、精査する上には当然決裁を経た上での発送ということになります。また発送につきましては委託業者のほうから発送しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） またこの企業版ふるさと納税委託業者には、こういった業務を依頼しているんですか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、2社に業務委託しております。その中で企業版ふるさと納税プロジェクト集の作成、それから企業への提案活動の実施、本町と寄附したい企業とのマッチング、それから寄附見込み業者に対する寄附に係る一時的な窓口対応サービス、窓口対応サービスを実施し、寄附見込み企業

を和木町に取り次ぐ、事業紹介パンフレットの作成、企業に対する事業紹介、こういったものが挙げられます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今答弁があったとおりプロジェクトまたは提案、マッチング、窓口対応とさまざまな業務をされているということでもあります。

業務依頼について質問いたしますが、先週12月3日に打合せをいたしました。そのときに確認を取った際には、この資料5の文書を担当者は知らない、見たことがないと言っていたんです。それで昨日は打って変わって、課長が打合せの中で、この資料5については知っていたと言われました。

この委託業者に確認したところ、町担当者にはパンフレットと町長の挨拶文だけを送っていると言っています。それ以外の文書は町担当者には送っていないということを確認しました。担当が知らない、見たことがないと言っていた文書を課長が急に知っていたというようなことになったのは、いつどのように確認したのか答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後1時56分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、こういった文書があるよと口頭でお伝えいただいた際に、具体的にどういった文書なのかというのを、私たちもどういったものかというのが分からない状況の中でお話が進んできたこととなります。

そして1社につきましては令和6年度から業務を委託したものでありまして、その中でお互いに担当者が替わっていたということもございます。そういった中で状況が把握できていなかったということとなります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 議員は打合せであっても正確に情報を伝えていただかないと、やはり疑義が生じてしまいますから、それでもし分かったら分かった時点でこういうことでしたと伝えてもらえればよかったですと私は思います。

昨日に、どうなっているのかということでお聞きしたときには、実は知っていましたということでお話を聞いて、だったらもうちょっと早い段階で伝えてほしかったなというのが、やはり信頼関係で成り立ちますし、議会にというか議員の打合せであってもやっぱりしっかり伝えてほしいなど、そこが大事なところじゃないかなと私は思います。

そして次に参りたいと思いますけれども、この企業版ふるさと納税事業に係る契約の相手方、これによると公園事業の場合ですけれども、この契約の相手方について町は公表していますか。

○議長（高木洋一郎君） ちょっと今のは分かりません。何の公表ですか。

○4番（荒木宏太君） 事業の契約者、契約の相手方です。それを公表していますか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時5分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 資料の確認に時間がかかり申し訳ありません。ただいまの御質問についてお答えいたします。

業者の選定につきましては、プロポーザル方式で業者を選定しております。その後、選定した業者名について公表しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 今、落札者を公表しているとおっしゃいました。しかしQ&Aというのがありまして、地方公共団体が「まち、ひと、しごと創生寄附金活用事業」、いわゆる企業版ふるさと納税において一般競争入札もしくは指名競争入札、または随意契約、プロポにより当該事業に係る契約の相手方を選定した場合は、地方公共団体の寄附活用事業に係るホームページにおいて、これは公表する必要がありますと明記してあるので、ぜひともといいますか、その事業のホームページ上にしっかり、この契約者で事業をしましたということは必要な処置ですので、この辺のところを必ずお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回の公園整備につきましては、有利な起債のほうを活用しております。それで合併特例債のほうを活用しており、今回、その企業版ふるさと納税の分については公園事業に充てておりませんが、今後公園事業に企業版ふるさと納税を充てていくという計画でおります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 私はてっきり何%かはその寄附金の金額でやっているかと思っておったんですけれども、違う予算でやっているということですね。

もう一つお聞きしますけれども、企業の寄附を活用して効果が高い地方創生が行われたことを住民が知るように、これも広報紙やホームページ等を通じて積極的に事業検証の結果を公表するようにしてくださいとあってるんですけれども、それもやってますか。効果の検証とか、積極的に事業検証の結果、ガイドラインに出ています。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時8分

再開 午後2時20分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 資料の確認に時間がかかり大変失礼いたしました。ただいまの御質問についてお答えいたします。

企業の寄附を活用して効果が高い地方創生事業が行われたことを住民の皆様が知ることができるよう、広報紙やホームページ等を通じて積極的に事業検証の結果を公表するようにしてくださいということになっておりますので、今後は積極的に公表していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） ちょっと早めに進めさせていただこうかと思います。事業検証の結果について、寄附を受けた企業に対しての報告というのもあるんです。そちらのほうも、企業を、受けたところに対してこういう事業をしましたよという報告のほうもするように規制されていますので、先ほど言った当該事業に係る契約の相手方の公表、それから事業の検証の結果の報告、それから寄附企業に対しての事業検証の結果、これは報告するようになっています。

また、地方議会との関係というところもあって、これにおいては地方公共団体の議会において十分に審議してくださいと、この事業の予算化については審議してくださいというのと、事業実施後においても透明性の確保の観点から、企業の寄附の名称及び寄附額、それで実施結果を執行部から議会に報告することが望ましいですと、これは望ましいということですがぜひとも、プロセスというのが非常に重要ですので、しっかり町民に分かるように伝えていただければと思います。

これが企業版ふるさと納税の業務、私の中では委託業者に任せ切りになっているところがあるんじゃないかなという懸念もありますし、また町の信用、信頼にも値することになります。先ほど言ったとおり、誤解が起きることもあるかもしれないので、町は内容の把握が必要だと思えます。それを申し添え、次の質問をいたします。

質問事項2、町職員数の現状について。

質問要旨（1）「近年における町職員の退職の理由と離職への対策をどう考えているか」をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項2、町職員数の現状について。

質問の要旨（1）「近年における町職員の退職の理由と離職への対策をどう考えているか」についてお答えします。

近年、全国の自治体において職員の退職、離職が増加傾向にあると言われております。その主な要因としては、住民ニーズや行政需要の多様化に伴う職員の業務量や負担の増加、働き方に対する価値観の変化、民間企業を含む労働市場の流動化による転職機会の拡大など様々です。

本町におきましても人口減少における行政ニーズの複雑化や、限られた職員数による業務の遂行など、他の自治体と同様の課題を抱えており、定年退職だけでなく定年前に退職する職員が一定程度おり、退職の理由は様々ですが転職によるものが多いようです。

中途退職の現状には大きな危機感を抱いていますが、雇用の流動化を無理に止めることは困難であると考えています。そのため自分に合った環境でキャリアアップを目指す方や、現在の町職員が心身ともに安心して働き続けられる環境の整備は町民サービスの質を維持し、町の持続的な発展につなげていく上で極めて重要であると認識しています。加えて、常に職員の採用方法を見直していくことも必要であると考えています。

本町ではこれまでも勤務環境の改善や若手職員への支援、採用方法の見直しなどに取り組んできたところですが、引き続き職員等の声を丁寧を受け止めながら、働きやすい環境づくりに向け対応を進めてまいります。具体的な退職の状況や離職への対策については担当課長より答弁いたします。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 私のほうからは、近年の町職員の退職理由と離職への対策について答弁させていただきます。

まず、一般事務職と保健師、保育士を含む町の職員の退職者数は、令和4年度は10名、令和5年度が6名、令和6年度が7名であり、いずれも定年退職者数を含んでいる数字でございます。

定年退職以外の主な退職理由といたしましては、家庭の事情や健康上の問題のほか、働き方や今後の生活を考慮した転職など、個々の事情によるものを中心となっております。

次に、離職への対策といたしましては、特に若手職員が不安や負担を抱え込まず、組織全体で

支え合える環境づくりを重視しており、上司や先輩が指導役となる新採トレーナー制度の導入、業務の複数名体制、職員研修の充実、定期的な管理職との面談の実施などにより、職員の早期離職の防止に努めているところでございます。

さらに、本町は多様な人材の確保を図るため、これまでの新卒採用に加え、令和5年度から民間企業や公務員経験者の採用を開始いたしました。また、応募者の適性をよりの確に把握するため、民間企業の採用試験で広く採用されている知的能力や個人の性格を的確に判断できるSPI試験の導入も始めており、採用後のミスマッチを防ぐ観点からも効果が期待されております。

これらの取組により、採用段階から本町に合う人材を確保し、採用後も適切な育成と支援を行うことで、職員がより働きやすく継続して力を発揮できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 近年、休日出勤や要請という形で勤務が多い気がいたします。1番議員もこの質問について非常に詳しく質問されており、私のほとんどをかぶっていますので一つ気になるところだけ、金栗マラソンとか11月になると山太郎祭、イベント、またタウンミーティングや、現在だと防災士の資格など休日出勤や時間外の勤務が多いように感じます。もう少し休日のプライベートに和める時間の提供を職員の方々にもお願いしたいと思います。

金額の面とかいろんなコストとかもあるかと思えますけれども、町民への行政サービスの充実にも影響しますので質問させていただきました。

続いて質問事項3、旧南小学校跡地活用事業への認識について。

質問の要旨（1）「旧南小学校跡地活用事業の事業経過について管理責任、監督責任をどう考えているか」をお答え願います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の3、旧南小学校跡地活用事業への認識について。

質問の要旨（1）「旧南小学校跡地活用事業の事業経過について管理責任、監督責任をどう考えているか問う」についてお答えします。

本件は町の管理責任、監督責任を指摘する趣旨の御質問かとお受けします。まず今回の場合、企業側が現行の契約に基づき工場の操業に向けて準備を進めていた中で、予測や回避が困難な外的要因によって事業の継続が困難となった事態であり、町の管理、監督が及ぶ範疇を超えている部分が大きかったと捉えています。

しかしそのような事態の中でも、町としては住民の皆様から町に寄せられた御意見や懸念について速やかに企業側へ伝達し対応を求めてきたこと、企業側が菊水南地区4名の区長様へ説明を行う機会の実現に向けたサポートなどを行ってきたこと、また今年3月の菊水南地区の4つの行

政区の総会において、町から各区の皆様へ事業の御説明や質疑に対する御回答を行うなど、行政として必要な役割を適切に果たしてきたものと認識しています。

しかしながら、最終的に企業側が事業継続困難という判断に至ったことは、町としては大変遺憾であり、今回の事例を踏まえ、今後の町有地活用において地域との丁寧な調整や合意形成のプロセスをより一層重視してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） この旧南小学校の跡地活用事業については3点質問いたします。

1つ目ですが、まずこの跡地活用事業の事業経過についてですけれども、令和2年6月に公募型プロポーザルが開始され、令和3年9月に公募型プロポ提案で議決、承認しています。令和3年12月22日に契約、令和6年12月25日に延長契約、令和7年4月21日に南小学校跡地を避難所へ要望する条例制定請求が提出されてます。令和7年6月4日に契約解除、令和7年11月には和解金の申入れ、令和7年11月に財産買戻し、今定例会で財産の買戻し1,000万円と和解金の100万円を提示されております。という流れで事業の経過が進んでいます。

ただやはり、この町民の中にはこの学校跡地活用事業の過程について、懐疑的な目を持っていらっしゃる方がいます。この公募型プロポーザルのポイント1として、3年という事業開始までの期限があるということを何回も言っていますが、契約書には所有権移転の日から3年以内に提案した事業を開始しなければならない。ただし災害等により3年以内に事業が開始できないときは、事前に町に報告し協議することとすると。

以前の議事録を見ましたところ、当該事業者との調整状況というのを回答されていたときがあります。その際に案件把握が令和4年7月に1回で、対面で5回しているという答弁をされています。そのほかメールや電話、計画着手のめどの確認、意見交換はしているというような回答を令和6年9月の定例会でやっています。どんな内容の意見交換をしたのか教えてください。

議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時34分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、令和3年12月に本契約を締結いたしまして、そして令和7年3月までの間に対面でのヒ

アリングを10回しております。そのヒアリングの内容でいきますと、当然契約書の中に出てきます指定期日ですとか、そういった契約の文言に対して事業を操業できるのかとか、そういったことについてヒアリングを行っているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 令和3年12月から令和6年12月までの3年の間に面談を5回、それまでに今は間で10回しているということでした。

にもかかわらず、事業開始までの期限、スケジュール変更、契約についての見直し等が何で調整されなかったのか、事業の進捗について半年、1年が過ぎている段階で、期限までの事業が完了するかどうかは理解できたはずだと思いますけれども、事業開始までの期限、スケジュール変更、契約についての見直しが、10回の面談によって早い段階で解決できなかったのは、3年目の期限ぎりぎりになってしまったのは町の責任ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

当然、事業の開始に当たっては企業側も大変慎重に、そして契約書を遵守するところで慎重に協議、検討された上での結果と認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。質問の趣旨に。

○4番（荒木宏太君） 3問目、期限ぎりぎりになった理由。何で早い段階で・・・

○議長（高木洋一郎君） 再度、執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） すみません、答弁漏れがございました。ただいまの御質問についてお答えいたします。

企業側とヒアリングを行う中で、当然企業もぎりぎりまで判断を悩まれたという認識であります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） ぎりぎりまで悩んでいたとはいえ、やはりその判断、企業側、また町とその辺が、何でぎりぎりになってしまったのかというのがちょっと曖昧なところです。

このプロポーザル事業そのものが、町はちょっと売却していたことが目的になっていて、町は3年間の企業開設まで見守るということが、もうちょっとできたんじゃないかなと私は思っております。

あくまでもプロポーザルによって、その計画の中で町民にとって有意義な活用であるべき学校

跡地が大事に管理されていない現状が、今の状況じゃないかなと思います。いち早く活用に向けた議論をすることが今は最善策です。

そこで最後の質問です。町長は以前の答弁で、指定避難所の基準は政令により被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること、速やかに被災者を受け入れ、または生活関連物資を配布できること、想定される災害の影響が比較的少ない場所にあることなどの基準があるため、町公民館や体育館などの大きな公共施設が適切と認識していますという答弁をされています。

そこで、まさに旧南小学校がふさわしいと思いますが、避難所として利用する考えはございますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 質問を認めます。執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えします。

旧南小学校跡地に避難所をとということで今年度は話題になって、議会のほうも話題になったところで、町としても指定避難所の在り方を見詰め直そうということで、8月末から3回にかけて避難所検討部会というのを立ち上げました。その中でいろいろ御議論いただきまして、その中で各校区で指定避難所が必要なのかどうなのかということも議論した上で、結論的にはそこまで費用対効果といたしますか、非常に多額の費用を必要とする指定避難所を南校区につくってしまうと、ほかのところも波及効果といたしますか、西、東校区もつくってくれという要望が出ると、またつくった後も管理運営費当たりも非常にかさむということで、今のところ自助・共助を率先して推進していくべきだという結論が出ましたので、現在、旧菊水南小学校に避難所をつくるという考えはございません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） あと1分です。最後の質問を許します。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 学校跡地というのは地域の財産であり、学校跡地はその地域で望まれる形にするために、私は学校跡地活用検討委員会を組み、新たな指針を組まれることを強く望みます。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、荒木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木原議員の発言を許します。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

3番議員の木原泰代でございます。令和7年第4回定例会一般質問の2日目、午後2番目の質問者として登壇しております。

まず、傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様には、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

さて、今回私は3項目の通告をしておりました。まず1項目めの質問です。

昨年、和水町は民間有識者組織人口戦略会議により、20歳から39歳の女性が今後30年で半減するとの推計から、いわゆる消滅可能性自治体に位置づけられました。荒尾、玉名管内では唯一の選定であり、町としても大きな衝撃を持って受け止めるべき結果でありました。

このことを契機として町全体で危機感を共有し、未来を描き直す大きな転機になったと考えております。町長をトップに各所属長で構成するプロジェクトチーム、そして副町長を長とするワーキンググループが立ち上げられ、庁内横断的に人口減少対策が進められていることは、大変心強く感じております。

今年度は昨年度検討された2歳児未満の保育料無償化、高校生の通学バス定期券やバイク購入補助など、人口減少対策として8つの新規事業を創設されました。若年層、子育て世代への支援策が拡充したことは、町の未来を見据えた重要な一歩だと思えます。本日はこれまでの成果の検証と今後の施策展開の方向性についてお尋ねいたします。

質問項目1、消滅可能性自治体脱却に向けて、取組の現状と今後について。

要旨（1）「取組の現状と評価について問う」

要旨（2）「今後の取組について問う」

1回目の質問の要旨は以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは木原議員の御質問にお答えします。

質問事項1、消滅可能性自治体取組に向けて、解消に向けて取組の現状と今後について。

質問の要旨（1）「取組の現状と評価について問う」についてお答えします。

令和6年4月に発表された民間有識者グループ人口戦略会議が公表した、令和6年地方自治体持続可能性分析レポートにおいて、本町は平成26年と同様に消滅可能性自治体に位置づけられました。

これを受けまして、町では令和6年5月に消滅可能性自治体から脱却するため、私を本部長とする和水町人口減少対策プロジェクトチーム、また副町長をグループ長とする和水町人口減少対策ワーキンググループを設置し、取組の検討を進めています。

令和6年度の検討を踏まえて、今年度は8つの新規事業に着手し、既存施策と併せて全庁一丸となって人口減少対策に取り組んでいるところです。

その結果として、令和6年度における人口の社会増減が社会増に転じたほか、令和7年10月に

公表された熊本県内の市町村の人口増減率において、本町は県内で12位、また荒尾、玉名管内では人口減少率が最も緩やかであると評価も示されました。これらの点を踏まえ、これまで取り組んできた施策について一定の効果が現れているものと評価しています。

次に、質問の要旨（2）「今後の取組について問う」についてお答えいたします。

今後の取組についてですが、現在進めている施策の継続して取り組むとともに、プロジェクトチーム及びワーキンググループでの検討を引き続き進めてまいります。

なお、今年度の検討においては、新たに①移住定住支援、②雇用創出、女性の就労支援、③子育て支援、④セカンドライフ、高齢者支援の4つのテーマを設定し、令和8年度の事業化に向けた議論を進めているところです。

引き続き、消滅可能性自治体からの脱却に向け、スピード感を持って全庁を挙げ取組を進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 消滅可能性自治体からの脱却を目指し、令和6年度の検討を踏まえ、今年度8つの新規事業に着手し、既存の施策と併せて全庁一丸となって人口減少対策に取り組まれているとの答弁でした。

要旨（1）の再質問ですが、1、今年度新たに事業化した8つの事業について、町内外からの反応はどうかお尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの木原議員の御質問についてお答えいたします。

8つの事業に取り組んでおりますが、それぞれ申請受付や事業実施を進めております。その際、町民の皆様の福祉の向上や住民サービスの向上に資するものであるとのお話を伺っているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 8つの事業はまだ年度途中ではございますが、現段階の状況について簡単に御答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず防災士育成事業、こちらにつきましては申請件数1件となっております。ただ今年度、町の若手職員を中心としまして防災士の取得のほうを目指しております。また、将来的には職員全員がこちらの防災士資格を取得する取組を行っているところです。

続きまして、中・高校生への通学支援事業になりますが、まず路線バスの定期券購入補助金、こちらは11月末時点で20件の申請がっております。同じく通学用バイクの購入補助金、こちら11月末現在で10件の申請がっております。

中間管理住宅サブリース事業、そしてサテライトオフィス事業については、今実際に事業のほうを進めているところです。

そして保育料の無償化事業になりますが、こちらは町内のゼロ歳から2歳児の方、117名の保育料を無償化しております。家庭保育応援事業につきましては、41世帯に補助金のほうを交付しております。

中学生の海外短期派遣事業、こちらにつきましては10名の派遣を行っております。そして最後に奨学金の返還支援事業、こちらにつきましては申請が10月末現在で8件となっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。私のほうにも町内外からですけれども、和水町の既存の事業に加えた8つの事業について評価の声が届いております。町外の方から羨ましいなという声も聞こえております。

また一方では、施策のスピード感に驚かされているとともに、各種の施策に財源は大丈夫なのかと心配する町民の方も一定数いらっしゃることもあります。町民の方の御理解をいただくために、今年度の取組と8つの事業の財源について改めてお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、今年度の取組としましては、令和6年度に引き続きましてプロジェクトチーム、そしてワーキンググループにおいて人口減少対策の検討を行っております。

昨年度からの変更点としまして、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり4つのテーマを設けて検討を行っております。移住・定住支援、雇用創出、女性の就労支援、子育て支援、セカンドライフ、この4つになります。

これらの4つのテーマをそれぞれワーキンググループで新たに編成しまして、現在20の事業について新たに提案されているところです。これらの提案の事業化に向けて現在精査中でございまして、概要を説明できる段階になりましたら御説明したいと考えております。

なお、精査の結果、20の提案全てを事業化するというにはなりませんので、申し添えておきます。

また財源につきましては、国、県の補助金やふるさと応援寄附金基金のほうを一部活用しているところです。

なお、今回の新規事業に限らず事業に取り組む際は、可能な限り有利な財源の確保も検討しながら、町の財政負担を抑えつつ実施するよう努めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。今後も的確に事業を評価し、また財源を確保しながら、せつかくよい事業と評価いただいておりますので、継続した取組となるようよろしく願いたいと思います。

要旨（1）の答弁を聞いておまして、庁内組織の体制整備とスピード感を改めて感じているところです。人口減少対策は迅速性が求められる施策であり、そのためには庁内体制の機動力が鍵となります。

そこで質問ですが、庁内体制をどのように評価しておられるのか、またよりスピード感を高めるための改善点があればお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まずプロジェクトチームにつきましては、町長が本部長、そして副町長、教育長、そして各課の長、幹部職員で構成しております。

また、ワーキンググループにつきましては、副町長をグループ長とした課長補佐、係長を各課から1名推選して構成しております。

この体制につきましては、プロジェクトチームは人口減少対策という重要課題に対し、町長、副町長、教育長、そして課長等の幹部職員で方向性を共有しながら全庁的な検討、決定を行う必要があることから、適切な構成と考えております。

ワーキンググループは各課から1名推選し、その職員が各課の意見を取りまとめる役割を担うことで、庁内の意見を幅広く取りまとめる体制としたところです。人数を絞ったことで、調整、検討の迅速化につながっていると考えております。

プロジェクトチーム、ワーキンググループとも体制そのものの評価は現時点では行っておりませんが、これまでの運用状況を踏まえつつ、よりよい検討体制を構築していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。今後もよりよい検討を加え、よりよい体制構築に取り組んでいただきたいと思います。

要旨（2）について再質問いたします。

今年度の検討において、新たに4つのテーマを設定し、令和8年度の事業化に向けた議論を進めているとの答弁でした。

今年度の取組はまだ途中ですのでお答えできない部分もあろうかと思いますが、概要について

お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今年度は4つのテーマを設定して検討のほうを進めております。その4つのテーマに対して、20の事業について新たに提案されているところです。

具体的な内容につきましては現在精査を行っておりますので、ここで概要について説明することはできませんが、説明できる段階になりましたら説明したいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。新たな提案についてもしっかり精査し、説明がある時期が参りましたら、それを楽しみにしております。

私もこの事業で提案できるものはないかと、いろいろと考えておりました。産婦人科医との勉強会で、行政に期待するというお話の中で述べられた中の一つで、妊婦さんのRSウイルスの予防接種に取り組んでいただいたらという意見がありましたので、この議会の場で提案する準備をしておりましたら、ちょうど国もスピード感を持って検討されたんだと思いますが、次年度から定期接種になるという報道が入ってきましたので提案できなくなりました。

もう一つ考えておりましたのは、今年度6月議会で可決された保育士確保の補助対策で、次年度の保育士確保の見通しができたという保育園が先日、厚生建設経済常任委員会の意見交換の中で伺っております。これを参考に、本町は医療や介護の施設が多い町でございます。現場も人材の確保には本当に尽力しておられます。

それで学校を出て一度は都会で勤務された方が、熊本で子育てしたいと考えておられる子育て世代の看護や介護の人材を、就職支援等も何か保育士の補助対策に倣って検討材料に入れてもよいのではないかなと考えておりました。答弁ができますようでしたらお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

町内の医療、福祉分野における人材確保は、人口減少対策とも密接に関わる重要な課題と認識しております。

今年度の保育士就職支援金事業では一定の成果も見られておまして、同様に看護師や介護士の資格を持つ子育て世代の方が町内で働きやすい環境づくりを検討することは、大変有意義なことだと考えております。

医療機関や福祉施設と情報共有を図りながら、UIJターン施策等の関連も含めまして、どのような就労支援が可能か調査研究してまいりたいと今後も思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。調査研究のほうをよろしく願います。

1項目めの最後の質問とさせていただきます。

移住定住施策において、本町でも空き家バンクの制度や住宅支援など様々な住まいの確保に尽力していただいております。それで先ほど紹介しました厚生建設経済常任委員会で保育園の園長先生方と意見交換を行った中で、保育園に通える範囲に空き家があって、その所有者から買いはできないと、改修もできないけれど安い金額で借りられたら保育園に通えるのという保護者の声が一定あるよという意見がありました。空き家を安い金額で借りたいという声に、町としてどのような対策を取っているのか伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

町内の空き家の有効活用を図るために、平成25年度から空き家バンク制度を実施しまして、登録物件を町のホームページ上で紹介して、利用したい移住希望者とのマッチングを行っております。

令和7年11月末時点で、累計で133件の物件を空き家バンクに登録しまして、現在はホームページ上に20件の物件を公開している状況です。登録物件の売買、賃貸の内訳につきましては、133件中85件が売買、48件が賃貸となっており、全体の約6割は所有者が売買を希望する物件となっております。

なお、現在公開中の20件の物件についても、賃貸物件は2件のみの状況となっております。また、賃貸物件であっても大規模なリフォーム工事が必要な物件が多いため、すぐに居住できる物件は多くありません。現時点では安い金額の賃貸物件よりも、すぐに居住可能な賃貸物件を増やす必要があると考えております。

なお、移住定住センターのほうに御相談いただきますと、物件の紹介や所有者との調整など可能な範囲で支援いたします。引き続き町内で働く方が住まいを確保しやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。町内で働きたいという方が住まいを確保しやすい環境づくりへの支援を引き続きよろしく願います。

和水町の人口減少問題は、町の未来の存続に直結する課題であります。しかしこれまで町が積み重ねてきた移住定住施策や子育て支援が効果を出しはじめ、人口減少率も緩やかになってきたという答弁があったことは、非常に大きな希望でもあります。課題に向き合い、できることを一つ一つ積み重ねることが、必ず未来につながると確信しております。

今後も行政、議会、地域が一体となって、住み続けたい、住みたいと言っていただけるまちづくりを進めることをお願いし、1項目めの質問を終わります。

2項目めの質問に移ります。

和水町は健康増進計画に基づき町民の健康づくりに積極的に取り組まれており、その姿勢に心から敬意を表します。

命の始まりである胎生期から乳幼児期にかけて、その環境がその後の健康に影響するという考え方が国際的にも定着しつつあります。出生時の体重が2,500未満で生まれた児童を低出生体重児、低出生体重と定義されますが、低出生体重で生まれた児は、将来、生活習慣病を発症するリスクが高いことが明らかになってきました。しかし最近の研究から、出生後に適切にケアすることで、そのリスクが下げられるということも分かってきました。

低出生体重児の予防、低出生体重児で生まれた児をどう支援していくか、個人はもちろん町の将来的な医療費や健康寿命に関わる重要なテーマです。

そこで、2項目めの質問をいたします。

質問項目2、低出生体重児予防及び支援の強化について。

要旨(1)「過去5年間の低出生体重児数や割合について問う」

要旨(2)「予防と支援の取組について問う」

2項目めの質問の要旨は以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長(石原佳幸君) 御質問にお答えします。

質問事項の2、低出生体重児予防と支援の強化について。

質問の要旨(1)「過去5年間の低出生体重児の人数や割合について問う」についてお答えします。

本町の低出生体重児の状況について、住民基本台帳に基づく全体の出生数がおおむね45人前後で推移している一方で、低出生体重児の人数や割合は年度ごとの変動が大きい状況にあります。

過去5年間の低出生体重児の人数や割合は、令和2年度は3人、6.1%、令和3年度は7人、15.2%、令和4年度は6人、13.3%、令和5年度は6人、14.0%、そして令和6年度は2人、4.3%となっております。

次に、質問の要旨(2)「予防と出生後の取組について問う」についてお答えします。

予防の取組として、母子健康手帳の交付の際、妊婦自身の出生時の体重や現在の体重、既往歴等を確認し、妊娠、出産に係るリスクの把握を行っています。

また、胎児の発育に重要な妊娠中の適切な体重増加や体の変化についても、資料を用いて説明するとともに、妊婦健診の経過を踏まえ必要に応じ適切な保健指導を実施しています。

また、出産後は4か月児、7か月児、1歳6か月児、そして3歳児における健診や2歳児歯科健診において身体測定、問診のほか医師の診察、栄養士、保健師による栄養保健指導の実施、加えて2か月児及び1歳児の健康相談において身体測定や問診、栄養保健指導を実施しているところ

ろです。

特に低出生体重児に対しては、より丁寧な保健指導が必要という観点から、体重増加の管理が重要とされる生後2年間について、感染症予防や将来の生活習慣病の防止のためにも、出生体重ごとの身体発育曲線に沿って発育しているか観察し、きめ細やかな支援を行っているところです。以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 過去5年間の低出生体重児の割合について答弁いただきました。

要旨（1）について再質問いたします。

本町の低出生体重児の実態を熊本県、全国と比較してどのように評価しておられますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） 木原議員の御質問にお答えします。

熊本県、全国と比較してということでございますが、統計データで最新の令和5年以前の3年間で申し上げますと、熊本県は平均9%前後、全国は平均9.5%前後であるのに対し、本町は町長答弁にもありましたとおり令和3年度が15.2%、令和4年度が13.3%、令和5年度が14.0%であり、高い状況にあると認識しています。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 年度ごとの振れ幅が大きい状況で、出生数の45人を分母にすると少ない人数でもパーセントが上がってしまいますので、一概に高い低いと評価はできないですが、答弁いただいた中では熊本、全国と比較すると高い割合の年もあるという答弁でした。

本町の低出生体重児の要因等に何か傾向がありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） 御質問にお答えします。

低出生体重児になる要因としては、母体の栄養状態、胎盤の機能不全、生活習慣など様々な要因が挙げられますが、本町の過去5年間の状況を分析したところ、低出生体重児を出産した妊婦において妊娠前のBMI、これは体重と身長から算出される人の肥満度を表す体格指数でございますが、こちらから求められる妊娠中の体重増加量の目安よりも、妊娠中の体重増加が不十分である妊婦が多い傾向にあると認識しています。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 過去5年間の分析をありがとうございました。妊娠前のBMIに応じて

体重を管理する妊娠中の体重増加の目安よりも、妊娠中の体重増加が少ない妊婦さんが多い傾向にあるという答弁でした。

要旨（２）について、低出生体重児への取組について、母子手帳交付から細やかな継続指導を行っていただいているのは理解しております。ただ先ほどの答弁も含めて、低出生体重児の低減に向けて今後どのような対応を考えておられるのか伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） 御質問にお答えします。

低出生体重児には出生後の医療ケアが必要になる場合があること、また発育、発達及び将来を踏まえた健康面への影響も懸念されることから予防が非常に重要と考えます。

健康管理に対するアプローチとして、個人の人生における経歴や軌跡であるライフコース全体を通して健康を守るライフコースケアの必要性が求められていますが、その中で胎児期におけるケアの重要性が科学的にも証明されていると認識しています。

本町の傾向であります妊娠中の体重増加不良は胎児の発育に影響し、低出生体重児のリスクを高めることが指摘されておりますので、今後、母子健康手帳交付時の保健指導を継続するとともに、妊婦自身が体重増加が胎児の発育に影響を与えること及び体重増加の必要性を理解した上で妊娠中を過ごすことができるよう、胎児期の関わりでの拡充に取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。今後、胎児期の関わりでの拡充に取り組んでいくという答弁でした。

胎児期は産婦人科が責任を持って管理しておられますが、熊本県の状況を見ますと産婦人科にかかっても3時間から4時間待ちで、診察までにそのように時間がかかる病院もあります。十分な保健指導とかいろんな母親学級とかが用意されても、それを受ける気力もないという妊婦さんもいらっしゃいます。

また、お勤めの妊婦さんが多い中で、妊娠中にお母様たちと出会い保健指導を行うことは難しい部分もあると思いますが、ハイリスクの方を適切に捉えて、適切な保健指導を行っていただきたいと思います。

2項目めの最後の質問としますが、プレコンセプションケアという言葉を目にするようになりました。これは男女を問わず、将来の妊娠や出産を見据えた健康づくりを意味します。

町は19歳からの特定健診と若い世代からの健康管理にも力を入れていただいておりますが、一歩進めて若い世代に自分の未来のための健康づくりを伝える仕組みができないかと感じているところです。

若年層や結婚前の世代に対し、プレコンセプションケアの視点を取り入れた健康教育や啓発を町として進めていくお考えがあるかについてお尋ねいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

永田保健子ども課長

○保健子ども課長（永田雅裕君） 御質問にお答えします。

本町では小学校での学童血液検査以降、結婚・妊娠期までの若年層との接点が少なく、課題であると認識しております。

今後、中学校在籍時及び若年層を対象とした、まちの行事等を通じ、将来を見据えた健康教育やプレコンセプションケアの普及啓発に努めてまいります。

また、本町で実施しております19歳からの特定健診は、若年期から将来のライフプランを考え、自身の健康に関心を持ってもらう機会になると思われますので、今後さらなる受診勧奨の推進に努めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 子供たちが健やかに育ち、親世代が安心して子育てできるまち、その実現のために胎児期前から始まる健康支援を町の柱として丁寧に取り組んでいただきたいと願っています。

命の始まりを大切にするまち和水町、その思いが次の世代にしっかり受け継がれていくことを期待し、2項目めの質問を終わります。

3項目めの質問に移ります。

町政運営のスピード感が増す中で、職員の業務量や心理的負担も多いのではないかと察します。また、更年期、月経、妊娠、育児など女性特有の健康課題への理解と配慮も求められています。職員の健康管理や適正な配置、労働時間、ワーク・ライフ・バランス、ストレス対策、自身の健康管理への支援と多面的な視点が必要であると考えます。

3項目めの質問は、役場職員の健康支援対策の強化について。

要旨（1）「メンタル不調や体調不良による退職、休職等の過去3年の状況を問う」

要旨（2）「ストレスチェックや健康診断の結果の活用について問う」

要旨（3）「職員が安心して相談できる体制について問う」

3項目めの質問の要旨は以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の3、役場職員の健康支援対策の強化について。

質問の要旨（1）「メンタル不調や体調不良による退職、休職等の過去3年の状況を問う」についてお答えします。

近年、業務の複雑化や人間関係等による心理的負担の増加により、職場におけるメンタル不調者は全国的に増加傾向にあります。

和水町町立病院を除く本町における過去3年間のメンタル不調、そして体調不良による退職者数は、令和5年度1人、令和6年度2人、令和7年度は現在のところ該当者はございません。

休職者については、令和5年度1人、令和6年度2人、令和7年度は11月末現在で3人となっています。詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨(2)「ストレスチェックや健康診断の結果の活用について問う」についてお答えします。

ストレスチェックは毎年度1回、会計年度任用職員を含む全職員を対象に実施しています。ストレスチェックの結果において、高ストレスと判定された職員については、これまで任意であった産業医の面談を昨年度から全員が受診するよう運用を強化しており、メンタル不調の未然防止の観点から重要な取組と認識しています。また、健康診断についても要精密検査対象となった職員のうち治療等につながっていない場合は所属長から受診勧奨を行い、適切な医療につながるよう働きかけを行っています。

これらの取組を通じて、職員が健康を維持しながら安心して勤務できる体制づくりに努めているところです。

次に、質問の要旨(3)「職員が安心して相談できる体制について問う」についてお答えします。

町としましても、先ほど答弁しましたとおり業務の複雑化等に伴い、職員が職場における悩みや不安を抱えやすい状況が見られることから、職員が相談しやすい体制整備は重要であると考えています。

本町では職員が安心して相談できる体制として、職員が気軽に悩みなどが相談できるよう、熊本県、市町村の職員、共済組合が実施する、健康こころの相談ダイヤルを活用できるよう周知しています。当該相談窓口では、電話健康相談やメンタルヘルス、カウンセリングがあり、24時間いつでも受付が可能となっています。

また、町といたしましてもハラスメント相談窓口の設置や健康教育セミナーを計画しており、職員が安心して働くことができる職場環境づくりに継続して取り組んでまいります。

以上になります。

坂口総務課長

○総務課長(坂口圭介君) 私のほうからは、(1)についての病気休暇の取得状況についてお答えいたします。

病気休暇を30日以上取得した職員の数、令和5年度が6人、令和6年度が5人、令和7年度が11月末現在で6人となります。

このうちメンタル不調により病気休暇を取得した職員は、令和5年度が6人中5人、令和6年度が5人中3人、令和7年度が6人中5人となっております。

メンタルヘルスの不調により休暇中の職員につきましては月1回程度、総務課担当職員と所属長が面談を実施し、本人の状況把握や復職に向けた支援に努めているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。総務省や地方公務員のメンタルヘルス対策研究会報告等や他の統計でも、メンタル不調による長期休暇者は増加の一途をたどっているという報告がございますが、本町の長期休暇者の実態をどのように評価しておられますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えします。

全国的に業務の複雑化や働き方の変化に伴い、メンタルヘルス不調による長期休暇者は増加傾向にあり、本町においてもメンタルヘルス不調による長期休暇者は一定数発生しており、組織として向き合うべき課題と認識しております。

単なる個人の問題として捉えるのではなく、業務量、勤務環境、人員配置、職場のコミュニケーション等、組織的に要因を総合的に分析する必要が考えられます。

特に早期の気づきや相談につながらない場合も見受けられるため、相談体制の強化、職場環境の改善は今後さらに重要であると評価しております。引き続き、長期休暇者の状況を的確に把握し、復職支援や再発防止の取組を進めるとともに、未然防止の観点から職員の健康管理体制の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。年齢層とか部署とかに何か偏り等はございますか、長期休暇者です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

現時点におきましては、長期休暇者の年齢層や部署の顕著な偏りは確認できておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

要旨（2）について再質問いたします。

ストレスチェックや健康診断の結果の活用について答弁いただきました。高ストレスに該当した職員については、産業医による面談を行っておられるとのことでした。高ストレス該当者は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えします。

令和5年度が50名、令和6年度が48名、令和7年度は34名となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。令和7年度は34人の方が産業医の面談を受けられるというようになると思います。産業医の面談が、心身の状態を振り返り気づきを得るための時間になったらなと願うところです。

ストレスチェックは集団分析もできると思いますが、集団分析での傾向が何かありましたら教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

本町のストレスチェックにおける集団分析結果では、部署や業務内容によりストレスの感じ方に一定の差が見られる傾向にあります。特に業務量の多さや時間的余裕の不足、人員配置など業務負担に関する項目で、ストレスが高く現れる傾向が確認されております。

一方で、職場のコミュニケーションやサポート体制につきましては、おおむねストレス要因として低い状況になっておりますが、引き続き相談しやすい職場環境づくりが重要であると認識しております。

これからの分析結果を踏まえ、各職場の課題に応じた改善を進め、職員が安心して働ける環境整備に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。ストレスチェックの分析が個人の評価だけにとどまらず、集団の分析も踏まえて職場環境の改善につながることを希望します。

要旨（3）「職員が安心して相談できる体制について問う」に移ります。

職員の健康管理については、令和6年3月議会でも質問しております。本日の答弁を聞いておりますと、健康診断の事後態勢やストレスチェックの事後態勢と健康管理体制は、何か強化されているなど感じたところです。

健康に関する研修も企画されているとのことで、自分の健康への気づきとなる時間を多く設定してほしいと願っております。

心や体の体調不良が生じたとき、本町には町立病院もありますし、庁内には保健師もいます。臨床心理士の心の相談もあります。早めに誰かに相談するという雰囲気醸成が大切だと思います。相談してみてもという声かけも必要かと思います。しかし、身近な人では相談できにくいということもあると思います。先ほど広域で実施されている相談窓口や医療機関の情報等の紹介も

ありましたが、職員の目に留まるところに提示しておくことも大事なことだと思います。

衛生委員会等で検討し、身近に相談できる窓口をいつも見えるところに提示するというのは提案いたします。また、職員の健康を支える総務課が健康支援のハブとして機能する体制を整えることも重要だと思います。答弁は求めません。

最後の質問とさせていただきます。役場職員の健康支援対策の強化について、町長の決意を再度伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

本定例会においては、午前中から時間外勤務手当だったりイベントによる休日出勤とかハラスメントのお話、そして健康支援対策ということで、職員の職場の環境とかその辺の支援について、たくさんの御質問をいただいております。

町民サービスを安定的に提供していくためには、やはり職員の皆さんが心身ともに健康であることが重要であり、職員の健康支援対策の強化というものは重要な課題であると認識しています。

これまでの健康診断、そしてストレスチェックの実施に加え、産業医との連携や相談体制の充実を図ってまいりましたが、引き続き職員の皆さんが安心して相談できる体制整備を進めてまいります。

あわせて長時間勤務の縮減や業務量の適正化にも取り組み、組織全体で職員が心身ともに健康的に働くことができる職場環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

3番 木原議員

○3番（木原泰代君） 職員の皆さんの健康は、やはり組織の力の源です。町民の笑顔を支えるためには、まず職員が生き生きと働ける環境を整えることが不可欠です。

どうか職員一人一人が安心して働ける、健康を支える町役場の実現に向けて、積極的な取組を期待します。

以上で、本定例会の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、木原議員の質問を終わります。

以上で本日の会議は全部終了しました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

皆様、御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後3時47分

1 2 月 1 0 日 (水曜日)

第 3 日

1. 令和7年12月10日午前10時00分招集
2. 令和7年12月10日午前10時00分開会
3. 令和7年12月10日午後3時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹淵賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 有働和明	書記 倉掛裕美
-----------	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 石原佳幸	副町長 藤本麻衣
教育長 米田加奈美	総務課長 坂口圭介
まちづくり課長 野田敏治	地域振興課長 鍋島忠隆
建設課長 牧野秀彦	税務課長 中嶋啓晴
住民環境課長 上原克彦	デジタル行政推進課長 大山和説
保健子ども課長 永田雅裕	福祉課長 新木 隆
農林振興課長 益永浩仁	農業委員会局長 中山寛久
学校教育課長 中原寿郎	社会教育課長 樋口恭子
特養施設長 前淵康彦	病院事務部長 石原康司
会計管理者 松尾 修	
12. 議事日程
日程第1 一般質問

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、4人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行います。質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答方式で行います。

第2項目めからの質問は質問席から行います。

第1答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、笹渕議員の発言を許します。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） おはようございます。

（おはようございます。）

日本共産党の笹渕賢吾です。7月の参議院選挙の結果を受け、自公政権から公明党が離脱し、自民党は代わりに日本維新の会と連立を組み、高市政権が誕生しました。高市首相の台湾有事発言をきっかけにして、日中関係が悪化し、緊張が深刻化しています。存立危機事態発言が問題になっていますが、そもそも他国でのもめごとで、国の存立が危うくなることがこれまでであったでしょうか。これは政府が自己判断で戦争を始める口実をするための詐欺的な造語ではないかとの指摘がありますが、そのとおりだと思います。

国民のほとんどは戦争ではなく平和を求めています。和水町は台湾との交流を深めておりますが、こんな発言は撤回して、外交による平和を追求すべきです。

自民党と日本維新の会は、5日に衆議院議員定数自動削減法案を提出しましたが、マスコミや国民から批判の声が上がっています。

読売新聞は、こんな乱暴な法案を政権を担っている与党が提出するとは、見識を疑いたくなる。維新が与党入りしたからといって、自分たちの思いどおりに物事を進められると思ったら大きな誤りだ。定数を削減して、国民の代表を減らすことが、なぜ改革と言えるのかと報道しています。

毎日新聞は、必要性や根拠を示せないまま、一方的に主張を押しつけようとする、でたらめ以外の何物でもない。与党が身を切る改革をうたうのであれば、より痛みを伴う企業団体献金の規制強化や政党交付金の減額などに踏み込むほうが理にかなっていると主張しています。

西日本新聞は、こんな方法を許してはならない。国会軽視も甚だしい。合理的根拠を欠く与党の法案は廃案にすべきだと主張しています。

また、世界は大きく動いています。アメリカのトランプ大統領は共和党ですが、ニューヨーク市で民主主義的社会主義者を自認する民主党のマムダニ候補が勝利しました。アメリカでは富裕

層と国民の格差が拡大し、マムダニ候補が、富裕層や大企業に増税し、公営住宅の増設と家賃値上げの凍結など、市民を守る政策に共感の支持が広がったと指摘されています。格差が拡大する資本主義社会は限界が来ていると指摘されています。日本でも格差が広がる中で、大企業や富裕層への増税で国民の暮らしを守ることが求められています。

それでは、一般質問を行います。

最初に、農林業振興についてであります。

1つ目に、町内の集落営農組織数と、それに参加している農家数、機械利用組合数と参加している農家数と活動状況についてお聞きします。

2つ目に、町民の安全な食と有機農業推進のため、オーガニックビレッジ宣言を町として行う考えはないかお聞きします。

3つ目に、町内産木材の利用推進施策についてお聞きします。

あとは質問席から質問します。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、笹渕議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、農林業振興について。

質問の要旨（1）「町内の集落営農組織数と参加している農家数、機械利用組合数と参加している農家数と活動状況について問う」についてお答えします。

現在、和水町地域営農組織等連絡協議会に加入している組織及びその構成員数でお答えをします。

組織数は全体で19組織であり、内訳は営農組合8組織、機械利用組合10組織、法人1組織となっています。構成員数は全組織で264人、そのうち営農組合が133人、機械利用組合が67人、法人が64人です。

各組織の活動状況といたしましては、各地域において水稻や麦などの生産に伴う作業の受託や機械の共同利用を行い、地域農業の維持発展に取り組まれております。

次に、質問の要旨（2）「町民の安全な食と有機農業推進のため、オーガニックビレッジ宣言を町として行う考えはないか問う」についてお答えします。

国では、令和4年度から有機農業の普及拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組むオーガニックビレッジの創出を進めており、令和7年度までに全国の150市町村が取組を開始し、県内では南阿蘇村、山都町、菊池市の3市町村が宣言を行っております。

本町では国が進める「みどりの食料システム戦略」の趣旨を踏まえて、農業に関する環境への負荷を減らした取組を推進し、健全な育成、普及、発展などを通して、持続可能な地域農業の存続を図ることを目的に、令和6年度に有機農業等推進協議会を立ち上げ、農業者や関係団体など13名の会員で、研修会や先進地視察などを実施しています。

今後、オーガニックビレッジの取組についても、協議会等で検討してまいりたいと考えております。

次に、質問の要旨3「町内産木材の利用推進施策について問う」についてお答えします。

和水町では玉名地域木材需要拡大推進協議会の会員として、熊本県や玉名地域の森林・林業・木材産業団体と連携し、地域の森林・林業の振興や木材の利用促進に取り組んでいます。また、和水町建築物等木材利用促進基本方針を定め、町内の建築物等における木材利用促進に努めているところです。

今後も木材の地産地消を進め、森林を町民共有の財産として健全に次世代へ引き継ぐことができるよう取組を進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） まず、集落営農組織と機械利用組合の違い、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

和水町営農組織等連絡協議会の会員の名称では、大きく、集落営農組合と機械利用組合に分類をしております。実質的には各組合の活動内容による違いが大きくて、機械の共同利用、作業の受託、協業組織、法人組織など組織の形態によって区分されております。

分かりやすく言いますと、営農組織組合という名称がありますが、機械の共同利用だけをしているとか、機械協同組合という名称をつけておりますが、作業の受託もしているというふうな状況であります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 町内各地で農産物に励まれているというふうに思いますけれども、それでも毎年のように、生産者も後継者も現れないと、高齢化という、そういう状況が続いております。やっぱり町内の県道や町道を車で回っていても、荒廃した農地が見える状況であります。

農林水産省が今年の農林業センサス調査の結果を発表しました。ここでは、基幹的農業従事者数は5年間で34万2,000人減少したと、平均年齢は67.6歳ということです。農家の6割近くが70歳以上になっていると。2000年の240万人から2024年の111万人に大きく半数以下に減少している。これは1年間で9万人以上減ってきているという計算になります。

先ほど集落営農について質問をしましたが、日田市の集落営農組織の研修を行いまして、そこでは14集落が集まって法人化をして、また田畑を荒らさないようにしていると。米や麦や大豆などを作って、そこでは大豆や麦などを加工品としてみそを作ったりして、販売もしていると。法人化をして、加工所そのものも法人化をして、その地域で取れた農産物を経済的な有効活用していくと、そこで生活できるようなふうになっているということでした。

町内の集落営農組織には耕作放棄地をつくらない、荒らさないということで頑張っておられるところもあります。ここでは地域で話し合いをして、共同作業を行っている。共同作業のときの日当ですね、これは多面的機能支払交付金から支出しているということでした。

令和6年度の決算で、先ほどありましたけれども、17組織、面積は285ヘクタール、補助金は約1,757万円、この多面的機能支払交付金で支払われています。このことによって、地域を荒らさない、こういう努力がされています。

この多面的支払交付金というのは、以前、私たちのところにもやりませんかということでありましたけれども、事務的な作業が複雑で大変だと、そういうことでやりませんでしたけれども、このような農業の多面的機能の維持、活気を図るための地域の共同作業への支援、これが交付金があれば、集落で力を合わせて、農道や用排水の管理ができるということです。

そこで質問ですけれども、これまで取り組んでこなかった集落の意見として、複雑な事務的作業をどうにかならないかということがあります。農水省もこれを受けて、令和7年度に制度改正を行っているんです。

ここでは事務負担の軽減についてということがありまして、1つ目に、様式の簡素化、これは住所の記入欄の削除、それから活動計画の記入欄の簡素化、開始時間と活動区分の記入欄の削除こういったものがとても複雑だということだったんで、こういったものを削除していく、簡素化するというふうになってきています。

それから特徴的なのは、中山間支払交付金との様式の共通化というのが挙げられています。これは活動記録と金銭出納帳の共通化と。実際、町内にも中山間地域支払い交付事業、これは54集落ありまして、協定用地としては、水田が392ヘクタール、それから畑は256ヘクタール、合計649ヘクタールあるわけですが、こういう中山間地でやられる方たちの集落の活動記録と金銭出納帳、こういったことが日常的にやられていますので、こういったところの簡素化が今出てきていますので、先ほど言いましたように、ですから、多面的機能支払交付金の事業、これにも参加しやすいんじゃないかなというふうに思います。

そうしますと、共同でその地域の人たちで農地や道路、水田、いろんなところを荒らさないように、共同作業ができるというふうになるわけですね。大変取り組みやすくなってきてるんじゃないかなと、この改正によって、そういうふうに思います。

それから、山鹿市や南関町では、職員が全体的な事務的な仕事を行っているということで、地域での事務的な負担が少ないということで、取り組みやすくなっているということなんです。

本町でも町職員が事務的なことをやれば、多くのところで、取り組んでいないところで、この取組ができるんじゃないかなというふうに思いますし、そうしますと、耕作放棄地を減らすことにもつながっていくんじゃないかというふうに思います。そのために山鹿市や南関町のようなシステムにしてはどうかというふうに思いますけど、その点についてお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、多面的支払交付金とは、地域にある水路、農道、ため池及びのり面など、農業を支える設備を維持管理するための共同作業に支払われる交付金であります。この交付金制度をするには、計画書を策定し、町の認定を受ける必要があるというふうな流れとなっております。

先ほどの御質問の中で、南関町や山鹿市の例がありましたけども、南関町で申し上げますと、町としてその計画書を一本として作成して、その後の下のほうに各集落の方々が活動するという事で、計画書だけ申し上げますと1本になるということです。

和水町の場合につきましては、令和6年度現在で17集落ということでもありますので、17の集落の計画があるということになっております。

当初の取組で、和水町としましては、やっぱり各集落ごとでの計画を策定し、取り組んでいくというふうな方針でありますので、現在のような流れになっております。

今の南関町さんにつきましては、当初から町として一本化して実証するというふうな方向でありましたので、現在も進めているというふうな内容です。

あと、職員の対応ですけども、和水町のほうも事務の内容につきましては職員に対応しております。南関町さんのほうでは、その組織から10%もしくは15%、その事務費を頂きまして、その経費をもって臨時職員また会計年度職員を雇用し、その方がその事務に当たっているというふうな状況であります。

これは山鹿市さんにつきましては、その業務を土地改良区のほうの事務のほうで、また会計年度職員を別途雇用し、事務を遂行されてというふうなことになっております。

実質、今年度11月に17の組織の方々を集めまして、今後の和水町の取組について協議を始めているところであります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 今説明のあったように、10月に協議会を開いて話をしたということですので、ぜひ、町として取り組んでいただいて、そうしますと、各集落ごとにそういった取組ができますので、荒廃地が増えないように、逆に減らしていくと、こういうことができるんじゃないかなというふうに思いますので、進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に行きますが、2番目ですが、オーガニックビレッジ宣言をしている菊池市に研修に行きまして、菊池市は菊池市の環境保全型農業推進協議会をつくって推進をしているということでした。

有機農業面積は455ヘクタールあって、全面積に対して、約7.6%になっている。これは非常に比率が大きいなと思ったのは、全国的にはたしか0.7%ぐらいだったと思うんですけど、それに比べたらその10倍になるわけですね。だから、菊池市がいかにこれに力を入れて取り組んでいるかということが分かります。

みどりの食料システム戦略の基準に沿った農家、これが100数十人いるということで、その農家が栽培した農産物を学校給食に使っていると、現在給食で使用する米は、全て特別栽培米、こ

これは熊本県が出している農薬を半分に減らす、通常のですね。それから、化学肥料を半分に減らすと。これが特別栽培米ですけれども、これを学校給食で全て使っているということです。

そして、令和6年度に有機農業実施計画を作成をして、今年の3月10日にオーガニックビレッジ宣言を行って、有機農業を推進しているということでした。

菊池市では、どんな方法でオーガニックビレッジ宣言を行ったかということが説明があったわけですが、これについてはどういう形で進んでいったのかという、具体的には話がありませんでしたので分かりませんが、オーガニックビレッジ宣言をどういうふうにして進めていくかということについては、先ほど話がありました。町の有機農業と推進協議会で協議していきたいという町長の答弁にありましたので、それで進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、3番目に行きます。

町の森林面積、これが全体のどれぐらいの割合になっているか、面積が分かりましたらお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

町の森林面積は、熊本県の地域森林計画対象民有林面積でお答えしますと、5,099.2ヘクタールでございます。町の全体面積が9,875ヘクタールでありますので、約52%を占めているということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹淵議員

○10番（笹淵賢吾君） 本町面積の半分以上ですね、約半分は森林ということですね。森林は杉が多いと思いますけれども、50年以上に植えられたものが大変多い状況だと思います。木材の輸入は、今、建築物の素材として使われていますけれども、その輸入が1964年ですね、今から51年前になりますけれども、全面自由化されるということになりまして、輸入木材は関税がゼロで、安いということで、家の建築に使われてきたと。大工さんの話を聞きますと、輸入材は長くは持たないのではないかとこのように言われています。この地域で建てる家はこの地域の気候で育てている、そういう木材を使うと長く持つというふうに大工さんも言われています。

私は1か月ほど前に北海道のニセコ町というところに行きまして、このニセコ町というのはスキー場のあるところで有名ですけれども、外国人もたくさん来るということですが、このスキー場の麓にある牧場に行きまして、ここでは乳牛250頭を飼っている方のお話をお聞きしました。

スキー場関係の仕事をする人の滞在するアパート、これを建てて経営もしているということで話を聞いたんですが、話を聞きますと、寒い北海道でどういった家を建てたらいいかということで考えられまして、二酸化炭素を減らすために、省エネの家を建てるために、ドイツに研修に行

ったと。ドイツは御存じのように、気候危機対策、それから二酸化炭素を減らすと、こういうことで非常に熱心にやっているということで有名ですけども、こういうところに行って、どういった家を建てたらいいかということで、そのドイツの方法を学んで建てたそうです。建てた家は窓ガラスを三重にしていると。その間に紙くずみたいなのをに入れて、空間をつくって、寒さを防ぐということでしたけれども、私もそのアパートに1泊泊まらせていただきましたけれども、非常に暖かいんですね。その冷暖房が、実は6畳の1間に1つあるだけで、それで全体の3部屋あって、トイレも2つあって、お風呂もあると。そういう中で暖房機が1つしかない。それで天井にその風を流して、天井から各部屋にパイプで流していくと、そういうやり方で省エネを図っているということでした。ですから、冬場であっても、その部屋に入れば、どこの部屋でも22℃を設定しているということでした。

北海道のやはり木材を使うということが基本になって、そのことによって長く持つと、家が持つということでありました。ですから、ドイツのやり方がそういうやり方だということだと思いますけれども、こういうことを考えますと、やっぱり町内で建てるものは、町内の木材、これを利用するというのが一番ベストではないかなというふうに思います。

それから、私はこのことを通じて感じたんですが、地産地消というのはどういうことかということで、農産物は安全・安心ということで、地産地消というようなことをよく言うわけですけども、これ農産物だけを地産地消でやるのではなくて、衣食住ですね、こういうのをやっぱり基本に据えた地産地消もすべきじゃないかなというふうに思っています。

衣の衣服ですね。洋品店は近くにあって、住宅の住める家も町内の木材を使って建築をすると。衣食住が身近にあって生活が豊かになるようなまちづくり、これが大事じゃないかなというふうに思います。

実は私、昼間、家にいますと、いろんな業者が訪ねてきたりとか、電話がかかってくるんです。それを聞いていますと、熊本市内の業者がほとんどなんです。瓦を葺き替えしませんかとか、壁をどうかしませんかとか、いろんな電気製品をどうかしませんかと、そういうのが来るんですね、業者が。

町内の業者はどうかと言うと、皆さんも御存じのように、どんどんやっぱり小さな電気店とか、洋装店とか、自動車関係もそうかもしれません、減少していると言っているんです。職業がやっぱり減少してきていると。結果的には町民の方が外から来た業者の声を聞いて、買うか買わないかという判断をせざるを得ない。だからそれが高いかどうかというのは全く分からないまま、部品が悪くなったら交換しなきゃいけないということで買ってしまうと、そういう状況だと思うんですね。

だから、信頼性が果たしてあるかどうかというと、やっぱり本町内にある業者だったら信頼が置けるんだと思いますけれども、そこがいまいち困るところだというふうな状況だと思うんです。特に高齢者が多いので、その判断がつきにくいと言うか、だから、まちづくりというのは、そこに目を向けたことをやるべきじゃないかなというふうに思います。

まちづくりの基本というのは、私は住んでよかったと思えるような、そういうことだと思います

すけれども、今言いましたように、日常の中で衣食住をはじめ不便を感じないようにすることが必要ではないかと、このことによって、本当に住んでよかったなと思うんじゃないかなというふうに思います。

建物においては、大工さんがどんどん減ってきていますし、左官屋さんもいなくなってきていると。瓦屋さんもいないと。だんだん減ってきているという、そういう状況ですので、そういった産業的なことも考えながら、まちづくりを進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで質問しますけれども、本町は、新築住宅未来支援補助金というのがあります。これは新築する場合ですけれども、町外からの移住者も含めてありますけれども、町内の木材を使用すれば、二酸化炭素削減にも結びつきます。50年以上の木材が多い中、伐採して新しい苗を植えないと、二酸化炭素の吸収力が落ちてしまうというふうに言われています。温暖化、気候危機を考えますと、新しい苗木の植え付けが必要じゃないかなというふうに思いますので、それで、山鹿市は、市内の木材を使用して家を建築した場合、最高100万円の補助事業が行われています。山鹿市産の木材の家づくり推進事業補助金交付要綱というのがありますけれども、やっぱり市内の木材の100分の60以上を山鹿市産木材とする場合に、最高100万円補助すると、そういうのはあります。ですから、こういうことも参考にして、町内の木材を使用すると、こういう方向にぜひやっていただいて、そしていろんな職業が町内には存在すると、そういうまちづくりを私は必要んじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

地域の木材の利用促進の御質問かと思えます。山鹿市の事例ももちろん存じ上げているところでございまして、まず、5年前ですか、藤田さくらタウンを整備した際に、地域産材を利用した場合は、補助金の増額ということで販売を開始しましたがけれども、結論としては、1件も御利用がなかったというのが実情でございました。

というのも、町内には住宅建設業者が少ないという事情から、町外から住宅メーカーを使って建てられる方がたくさんいらっしゃった。全件そうだったんですけれども、そういったことを考えていきますと、もちろん地域産材利用の場合の補助金を創設するというのはもちろん検討する必要はあると思いますけれども、建築事業者だったり住宅メーカーに対しても、地域産材、地域の木材の利用について、促進していただくようお願いをしていく必要があると考えております。

御提案ありました山鹿市等の事例をしっかりと勉強させていただいて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹淵議員

○10番（笹淵賢吾君） 確かに大工さんそのものが減少してきておりますので、恐らく20年、30

年前に比べたら、もう半分以下になっているんじゃないかなという気がしますが、そういった中で、何か例えば修理をしなければならないとかなった場合に、やっぱり地元にいる業者の方がそれに対応すると、そういう町の中でのサイクルが、私はまちづくりにとっては大事じゃないかなというふうに思うんです。

そういった意味では、ぜひ山鹿市は100万円ですけれども、逆に和水町は200万円に引き上げるとか、何かそういう感じで、町内の木材を利用していくと、そういう方向にぜひ検討していただきたいというふうに思います。その点でいかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

地産地消で地域の木材を活用していくというのは町も考えていることですので、先ほどから申し上げているように、利用される町民、それと事業者等をいろいろ調査させていただいて、今後の計画というか方向性を定めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹淵議員

○10番（笹淵賢吾君） それでは、2番目に行きます。

次に、旧菊水南小学校についてであります。

11月7日に、旧菊水南小学校に係る和解及び財産の取得について、全協で説明がありましたが、内容についてお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、旧菊水南小学校について、質問の要旨（1）「旧菊水南小学校に係る和解及び財産の取得について、11月7日の全協で説明があったが内容について問う」についてお答えをします。

本件につきましては、11月7日の議会全員協議会におきまして、議員の皆様、現行契約を解除し、財産を取得する方向で和解契約を締結する方針であること、そして和解条件の概要、本定例会に関連予算を計上すること、また、和解及び財産の取得に当たっては議会の議決が必要であることを御説明いたしました。

詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの笹淵議員の御質問についてお答えいたします。

ただいま町長のほうから答弁がありましたとおり、11月7日の議会全員協議会において、議員の皆様、旧和水町立菊水南小学校に係る和解及び財産の取得について、本件の経緯と和解の方向性について御説明したところです。重ねてとはなりますが、詳細について申し上げます。

まず、このたびの対応に至った経緯について申し上げます。

今年6月に相手方より契約解除の申出がありましたが、相手方と締結する契約書には、申出による契約の解除に関する規定は設けられておりません。また、契約書に定める買戻権の行使に該当する事実も発生していない状況です。

したがって、現行の契約を解除し、旧菊水南小学校の所有権を町に移転するためには、双方が合意の上で現行の契約を解除する新たな契約を締結する方法が、法的にも明確かつ円満に解決できると判断したものです。

複数の専門家とも逐次確認し、慎重に検討を重ねてまいりました。

なお、本対応につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第8号並びに和歌山県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があると認識しております。

次に、和解の条件について申し上げます。

条件は次の4点を設定する方針です。

1つ目は、相手方は和解金として100万円を町へ納めること。

2つ目は、相手方が旧菊水南小学校の所有権移転登記を行い、それに伴う登記免許税等の費用を相手方が全て負担すること。

3つ目は、町は先ほどの2つの条件の手続が完了した後に、売買代金1,000万円を納めること。ただし、当該代金には利息は付さないこと。

4つ目は、今回の和解により損害が生じても、双方損害賠償を請求しないこと。

これら4つとなります。

なお、本定例会に本件に関連する予算を計上しております。

最後に、このたびの対応に対する町の考え方について申し上げます。

本件は厳密な意味での契約違反、契約不履行として断定することが必ずしも適切ではなく、双方の事情を考慮した合理的な合意解除、和解を目指すことが行政として最善であると判断いたしました。

今回の場合、相手方においては、工場の操業に向けての投資や準備を進めていたにもかかわらず、世界情勢による資材の高騰、半導体不足、円安による事業環境の悪化など、予測回避が困難な特殊な外的な要因により、事業を断念せざるを得なくなったものであり、町としましては、相手方からの申出はやむを得ない事情による合理的な判断だと理解しております。

一方で、操業に至らなかったことは、町民の皆様に対する期待に沿えない結果でもあり、相手方の責任の全てが免除されるものではないとの認識も持っております。

こうした双方の事情と、住民の皆様が受ける影響を考慮しまして、契約違反の有無を追及するよりも、行政運営上の時間的、金銭的負担を総合的に考慮した結果、法的にも明確かつ円満に契約関係を整理できる和解が最も合理的であるという結論に至りました。

これにより町は、相手方との売買契約における契約保証金相当額である100万円を、和解金という形で受けつつ、追加的な費用負担なく財産を取得することができます。また、相手方にも一

方的な負担を強いることなく、双方の損失を適切に精算できるものと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） この丸美屋との契約のときに、私は議会におりませんでしたので、いきさつがよく分からないんですが、その点でちょっと1点だけお聞きをいたします。

旧南小学校のプロポーザル方式で町のほうで公募をされて、しかし、どこの会社も応募しなかったということですよ。

その後、誰かが丸美屋に要請をして応募したということだとは思いますが、そのいきさつについてお聞きをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

議員お尋ねの件につきましては、議会だより第73号にも掲載されておりますが、主な出来事を抜粋してお答えいたします。

まず、先ほど議員のほうからありました令和2年2月に、他の閉校した学校とともに公募を行いました。旧菊水南小学校のみ不調に終わっております。

その後、同年6月に2回目の公募を開始して、応募がありましたので、9月に審査を行い、株式会社丸美屋様を契約候補者として選定しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 誰かが丸美屋さんのほうに話しに行き、それで丸美屋さんがそれじゃやってみようかというふうになったんじゃないかなというふうに思うんですね。そうしないと、それぞれの会社の事情もあるからよく分かりませんが、最初のプロポーザル方式で公募したときには、応募しなかったということですので、そこら辺で答えられないならそれでいいですけども、いかがでしょうか。誰かが言ったってということか、その辺どうなのでしょう。町で交渉したのか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

プロポーザルの実施要綱に基づきまして、あくまで公募した上での応募というふうに認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 今までの説明の中で、最終的には3年間の中で工場を建設するということができなかったと。その理由としては、コロナ禍の中で経営が厳しいということだったと。契約は令和7年1月17日が契約日でしたけれども、その前の前年12月26日に旧南小跡地を避難所にしてほしいという要望書が町長の下に出されましたけれども、その前日の25日に丸美屋と再契約をしたと。その後5月の臨時議会で避難所を求める条例制定請求が住民から提出されたと。しかし、議会でこれを否決して、その後、逆に町民から反対の声があるということで、丸美屋から契約解除の申出があって、契約を破棄することになったと、そういうことだろうと思います。

私はこの経過を見ますと、4年前の丸美屋との契約に、実際無理があったのではないかなというふうに思っています。工場建設費は物価高騰で、4年前とは比較にならないほどになっているというふうに思いますし、会社としても、コロナ禍で経営も決して楽ではなくて、再契約は厳しい面もあったのではないかなというふうに思います。

質問しますけれども、昨日、課長の答弁で、この間、10回のヒアリングを行って、企業もぎりぎりまで迷われたというふうに答弁がありましたけれども、この迷っていたのは、工場建設について迷っていたのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、昨年12月の議会全員協議会の中でも説明しましたとおり、所有権移転と同時、それぐらいから発生しました世界情勢の影響によりますエネルギー価格や物価の急上昇、それから大幅な円安の進行によります業績への打撃と、半導体不足や建築工事の需要過多による新設工事に係る所有額の高騰と、工期の不透明という外的要因によるダブルパンチによりまして、相手方において工事の着手の時期を見極める時期がなかなかできなかったということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） この一連の3～4年の経過を見ますと、やっぱり町として丸美屋さんに対してのリスpektが私は足りなかったんじゃないかなというふうに思うんですね。今、世界情勢とか国内情勢とか物価高騰とか、いろんな要因の中で、工場建設ができなかったということですから、だからそういうのを加味した上で、やっぱりリスpektして、今回の昨年12月25日の契約というのは、慎重にやるべきじゃなかったのかなというふうに私は思います。

やっぱり地方自治体ですので、きちっとそういう企業の状況も見極めた上で、どういうふうに進めていくかということも考えていくべきじゃないかなというふうに思います。

昨日の検討部会で自助向上を進めるので、避難所はつくらないと、そういう答弁がありましたけれども、私は気候変動の影響、あるいは全国各地で地震や火災ですね、こういったものが発生していることを考えますと、地方自治体として住民の安全確保のため、命を守るために避難所をつくるべきだと思いますけれども、どうしてもつくらないと、住民の願いには応えないということでしょうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えいたします。

避難所の建設の可否というところの問いだと思いますけれども、昨日、荒木議員のときに答弁した内容とかぶりますけれども、防災会議の下部組織、避難所検討部会で3回、その話をさせていただいて、その答申の中では、各校区での指定避難所の建設は必要ないというところの内容で決定しております。その答申内容を町長のほうに12月5日に提出をしたというところでございますので、その内容をまた12月24日に開催されます防災会議で御意見をいただくという形でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹淵議員

○10番（笹淵賢吾君） やっぱり先ほども言いましたけれども、気候変動というのはかなり早い速度で進んでいますし、いろんな地震が、一昨日もありましたけれども、こういった自然災害とかがいつ起こるか分からないという状況だと思いますよね。ですから、そういった面では大小にかかわらず、きちっとした住民の皆さんが、もしものときに避難できる場所、それが近くにあるということがやっぱりまちづくりの基本にならないと、そこに住んでよかったというふうにはならないと思うんですね。

だから、その点で、ぜひ必要ないと、避難所は必要ないという結論で今あるということですが、ぜひその住民の命、安全を守るということを真剣に考えていただいて、金はかかりますけれども、それは命よりも大事なものはありません。命が大事です。ですから、そういう面でも、真剣に検討していただきたいということを述べて、ちょっと時間がありませんので、3番目に行きます。

次に、福祉充実についてであります。

1つ目に、介護認定者数と施設入所者数、待機者数についてお聞きします。

2つ目に、介護問題で町民からの町への相談内容についてお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間が少ないのですので、端的な答弁をお願いします。
執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の3、福祉の充実について。

質問の要旨（1）の「町内の介護認定者数と施設入所者数、待機者数について問う」についてお答えします。

本町では平成18年度から3年ごとに和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、現在で令和6年度から令和8年度までの第9期計画にございます。この計画において、本町の65歳以上の高齢者人口の推移や、介護が必要な要介護認定者数の将来予測及び必要とされる介護サービス量の見込みと確保策を示し、介護が必要な方やその御家族が適切に介護サービスを利用できるように努めています。

なお、直近の10月末現在の町内の要介護認定者数は834人で、65歳以上における要介護認定率はここ数年、県の平均と同程度の約20%で推移しています。施設入所者数及び待機者数の詳細については課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）「介護問題で町民から町への相談内容について問う」についてお答えします。

現在、町では、介護全般に関する相談窓口として福祉課に地域包括支援センターを設置し、主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師等の専門職を配置し、ワンストップの相談窓口として対応しています。

当センターに寄せられた介護に関する相談件数は、集計が済んでおります令和6年度においては、実人数で1,200人、延べ件数が3,161件となっています。相談内容は要介護認定に関する相談から、その後の介護サービス利用に向けた調整、また、医療機関からの入退院時の支援や施設入所に関する相談など多岐にわたっており、町内の高齢者やその御家族が不安に思われる介護に関する心配事全般についての御相談をいただいております。

また、来庁や電話による相談対応に加え、相談者の実情に合わせ、御自宅や入院先への訪問支援も実施しており、令和6年度で912回の訪問を実施しています。

今後も住み慣れたこの町で、安心・安全に暮らせる町を実感いただけるよう、また、高齢者だけでなく、子や孫の世代も含め、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを実現できるよう、福祉の充実に取り組んでまいります。

以上です。

新木福祉課長

○福祉課長（新木 隆君） それでは、施設の入所者数及び待機者数についてお答えいたします。

直近の介護保険事業状況報告の10月分によりますと、入所者数については、特別養護老人ホームが101人、介護老人保健施設が66人、介護医療院が7人の計174人となります。介護医療院というのは医療依存度の高い方が利用される施設となります。

待機者数については、庁内施設のみとなりますが、12月1日時点で、きくすい荘が42人、うち町内の方が32人、町外の方が10人、和楽荘が67人、町内の方が43人、町外の方が24人、清風園が7人、町内の方が3人、町外の方が4人となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 最後をお願いします。どうぞ。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） ちょっと時間が足りませんので、次回にしたいと思いますので、後でまた、福祉課のほうにはまた質問したいと思いますので、これで終わりたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、笹渕議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、齊木議員の発言を許します。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

令和7年12月10日水曜日11時15分、6番議員、齊木幸男の一般質問を始めます。

12月議会の一般質問3日目、2番目の質問者です。傍聴席の皆様、テレビモニターの前の皆様、お忙しい中、傍聴いただきありがとうございます。また後日、会議録をお読みになる方、YouTubeの動画を御覧になる方、どうか最後まで御覧になってください。最後の部分に、どうしてこの一般質問をしているのか要旨がまとまっております。

私の議員2期目のスローガンは、「子育てするなら和水町」です。和水町が県北地域で子育てをするなら一番よいまちだと誰もが口にするようなまちにしたい、これは私の強い願いです。そのためには、子供たちが夢を育み、安心して学べる教育のまちであること、そして先祖から受け継いだ大切な農業を次の世代へとつなぎ、若い後継者が誇りを持って働ける農業のまちであること、これが必要だと考えております。

では、会議規則の規定により、通告した4件の一般質問をさせていただきます。

質問事項1、通学路の安全対策について。

質問の要旨1、江田川沿いの河川管理用道路を併用した通学路の状況と安全対策を問う。

あとは質問席にて質問させていただきます。執行部におかれましては、持ち時間内に終わるよ

う、簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、齊木議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、通学路の安全対策について。

質問の要旨（1）「江田川沿いの河川管理用道路を併用した通学路の状況と、安全対策を問う」についてお答えします。

御質問の江田川沿いの道路である、町道中原萩原線については、通学時の安全性を確保するため、平成17年に町道認定を行い、熊本県の占用許可を経て河川に沿った防護柵を設置しています。当該町道の延長は、萩原から瀬川まで3.1キロとなります。

また、この路線は旧南校区の生徒をはじめ、現在20名程度の通学路となっております。河川の利用管理用道路として、一般車両の通行を制限していることから、自転車通学の安全は一定程度確保されているものと認識しています。

通学路の安全性については、教育委員会において、毎年、通学路合同点検を実施していますので、その内容については教育長から答弁いたします。

以上となります。

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問の要旨（1）「江田川沿いの河川管理用道路を併用した通学路の状況と安全対策を問う」の中で、通学路合同点検についてお答えします。

通学路合同点検は毎年度、各学校で危険箇所の調査を行い、学校、警察、町議会、県、町の関係者が合同で現地を確認し、必要に応じて改善を図っているところです。

なお、町道中原萩原線につきましては、ここ数年、学校のほうから危険箇所として改善要望は上がっておりません。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 今、教育長から答弁がありましたが、では今の答弁の中で、改善の要望を、これは学校を通して上げる必要があるのか、このところをお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。

通学路の危険箇所については、教育委員会から学校に調査を依頼しまして、対応を検討しているところでございます。御質問の本件につきましては、通学路として生徒の安全確保の観点からの御要望であれば、まず、保護者から学校へ申し出ていただきまして、学校で危険と判断されれば、教育委員会へ要望していただく流れとなります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 今答弁をいただいたんですが、この議会で取り上げるため、私は、もちろん保護者の方からも聞いているんですが、ほとんどの方は、その保護者、生徒さん、児童さんの周りに住んでいる方とか、この河川道路建設に携わられた年配の方とか、そういう方たちから数多くいただいておりますので、直接、生徒さんの保護者から聞いたというのは1名しかいらっしゃいませんが、大多数がそういう感じでした。そういう方たちが見て、やはり危ないんじゃないかなという気持ちがあるので、この議会に取り上げております。

では、再質問として、通学生徒の保護者から、この通学路は夜になると照明がなく、転落する危険が高まるので、安全対策と防犯対策を兼ねた反射板等を設置してほしいという声を大分私、いただいております。この件についての答弁をお願いしたいと思うんですが。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

町道中原萩原線には、道路照明がなく、防犯灯也没有ありません。防犯上、何らかの対策は必要であると捉えております。まずは、通学路合同点検の対象箇所となり、要対策箇所に抽出されましたら、江田川を管理しております熊本県と協議をして、道路反射板等の安全対策を検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 答弁がありましたが、最初に町長が言われましたとおり、これは河川の管理道路なんですけど、町道として認定されております。本当に先人の方が苦勞されて認定された道路だと思いますので、今答弁がありまして、学校、教育長ですね、そしてまた、建設課長、連携を取って対応していただきたいと要望しまして、次の質問に移ります。

質問事項の2、公民館の図書室について、質問の要旨1、玉名圏域電子図書館の利用状況と今後の利活用について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、公民館の図書室について、質問の要旨（1）「玉名圏域電子図書館の利用状況と今後の利活用について問う」についてお答えします。

今回の御質問については、これまでの同様の質問をいただいております、利用促進に対し、周知啓発に取り組んでいるところです。

玉名圏域電子図書館は、玉名市、南関町、玉東町、和水町の玉名圏域定住自立圏の事業として令和3年7月1日から実施しており、はや4年が経過しました。

利用状況についても、令和7年4月1日から令和7年11月までの実績として、和水町で電子図書館を登録されている方は、一般945名、児童7歳から15歳となりますが、622名となります。今後の利活用などの詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問の要旨、（1）「玉名圏域電子図書館の利用状況と今後の利活用について問う」についてお答えします。

和水町の令和6年度末の電子図書館登録者は、一般831名、児童556名、令和7年度11月末時点では、先ほどの町長答弁にもありましたが、一般945名で、114名の増、児童は622名で66名の増となっております。

読書数では、令和6年度の一般の月平均読書数が10.1冊に対し、令和7年度11月末が9.8冊、児童は、令和6年度月平均が29.5冊に対し、令和7年11月末時点で4.9冊となっております。

なお、和水町の児童アカウントは、令和6年7月から開始しておりますが、令和6年度の読書数が伸びている要因として、7月から9月までに多く読まれたことが挙げられます。

電子図書館には、オーディオブックというプロの朗読による音声データをデータ化した、耳で聞く本が150コンテンツ用意されております。館内全体で令和6年度は112冊、令和7年度は68冊が読まれております。通勤通学中、家事中、運転中、就寝前など、様々な場面で活用され、ふだんの生活の中に読書時間を足すことのできるものです。

また町では、昨年度に引き続き、学校を通じた児童アカウントの周知や、タブレット端末へのショートカット設定など利用促進策を実施しております。加えまして、熊本県立図書館が提供するクマモトイーブックスとの併用により、幅広い年代に利用される環境整備を進めております。

今後も電子図書館の利用が進むよう、学校、地域との連携を深めながら、周知、啓発を努めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 今、教育長の答弁の中で興味深いのが2つありました。オーディオブックと熊本県のイーブックスという新しい電子図書館の話題です。

御紹介すると、アメリカですね、アメリカ人の半数はこのオーディオブックを聞いた経験があるそうです。それに比べ日本は、利用経験があるのは約15%ぐらいだそうです。今まさに成長段階のすばらしいサービスだと思います。

そういう中で、今DX戦略とデジタル田園都市構想、いろいろデジタルが進んでいますが、この図書館は、紙、電子、音声の三位一体型の読書環境として、地域の知的インフラとして進化を遂げていると私は感じております。

そこで、和水町ですが、熊本市と連携ができましたので、熊本市の図書館も使える環境になりました。これまで何回も質問しましたが、玉名市の図書館、玉名圏域の図書館、そして山鹿市の図書館、加えて、玉名圏域の電子図書館が使える環境にあります。そして、今まさに熊本県の電

子図書館も使えると、電子図書館はに2つ使えると、物すごくよくなりました。一つ残念なのは、熊本市の電子図書館は使えません。これが使えると3つ使えるんですが、非常に残念ですが、御紹介だけしております。

そこで、御質問ですが、再質問ですけど、この町民の方にオーディオブック、そして、イーブックス、新しい電子図書館ですね、これを周知をまだもう少し力を入れてやってもらったほうがいいんじゃないかと私は感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

樋口社会教育課長

○社会教育課長（樋口恭子君） 齊木議員の御質問にお答えいたします。

社会教育課内のイベントの機会にでも周知をしてみたいと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） それでは、質問要旨3に移ります。

質問事項3、町有地の活用について。

要旨の1、旧南小学校跡地の活用に関する契約解除の手續終了後は、町は、旧南小学校跡地をどのように活用するのか問う。

要旨の2、旧南小学校プール跡地の活用状況を問う。

要旨の3、消防菊水分署周辺の町有地の活用状況を問う。

要旨の4、町有地に住宅を造成して、移住定住者を増やすとか、太陽光発電施設等を建設し、町民の電気代の負担を軽減するとか、まちづくり総合計画を基本にして、町は人口減少に歯止めをかけるとともに、町民の暮らしやすさを向上させるために、積極的に町有地を有効利用していく考えはあるか問う。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の3、町有地の活用について。

質問の要旨（1）「旧南小学校跡地の活用に関する契約解除の手續終了後は、町は旧南小学校跡地をどのように活用するのか問う」についてお答えします。

まず、現時点において、旧菊水南小学校の土地建物は、町の所有財産ではなく、11月7日の議会全員協議会にて御説明したとおり、町の所有とするためには、本定例会において提案しております一般会計補正予算（第6号）の議会での議決、また、その後に提案を予定しております地方自治法第96条第1項第12号の規定による和解に関する議案の議決、さらに、和解の内容の一部が1,000万円かつ5,000平米以上の土地の取得に該当するため、同条第1項第8号に基づく議会の議決が必要となります。これらの手續を経て初めて当該跡地を町の財産として活用することが可能

となります。

次に、跡地活用の方向性についてです。

この跡地については、企業誘致の候補地として積極的に誘致を強化してまいりたいと考えています。熊本県への台湾の半導体メーカーの進出に伴い、関連企業の立地が相次いでいる現在、本町にとりましても大きな好機であり、この機を追い風と捉え、関連企業の誘致を念頭に各方面に対しトップセールスによる積極的な売込みを行っていきたいと考えています。

当然これまでの経緯を踏まえ、地元の皆様の御理解、御協力を最大限に得た上での事業となりますが、地域の皆様に愛されてきた旧菊水南小学校跡地の活用により、旧南校区の地域活性化はもとより町全体の発展、そして雇用の創出につなげてまいりたいと考えています。

次に、質問の要旨（２）「旧南小学校プール跡地の活用状況を問う」についてお答えします。

旧菊水南小学校プール跡地の利活用につきましては、令和５年９月にプロポーザル方式による公募を実施しましたが、事業提案はなしという結果となったため、令和６年５月に指定用途の緩和など条件の見直しを行い、再度の公募を実施しましたが、同様に事業提案はなく、現時点では具体的な活用には至っていない状況です。

今後の対応につきましては、一般競争入札を基本とし、民間事業者等の参入機会を広げていく方向で検討を進めてまいります。

次に、質問の要旨（３）「消防菊水分署周辺の町有地の活用状況を問う」についてお答えします。

和菊水分署周辺の町有地につきましては、平成25年度から平成26年度にかけて宅地造成が計画され、用地取得、測量設計、地質調査までが完了していますが、多額の事業費が必要となること、排水処理などの課題があり、事業化には至らず、計画が中断している状況です。

当該町有地につきましては、現時点において具体的な活用計画等は定まっておりませんが、周辺開発の動向や住宅需要の変化を踏まえながら、適切な活用方策について検討を進める必要があると考えています。

次に、質問の要旨（４）「積極的に町有地を有効利用していく考えはあるか」についてお答えします。

町有地は町の財産であるとともに、町民の皆様の貴重な共有財産であることから、町民の皆様の福祉の向上のため、有効活用していくことは当然の責務と考えています。

これまでも学校や公共施設跡地など、その時々状況や社会情勢等を踏まえ、企業誘致や宅地造成等の活用を行ってまいりました。

今後も町民の皆様の福祉の向上や人口減少対策に資するよう、町有地の積極的かつ計画的な活用に努めてまいります。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、要旨1から再質問をします。

答弁によれば、今の契約が終わった後の処理が済んでからの活用ということですが、活用方針は、新たに学校跡地検討委員会を開くとかそういうのではなくて、今の定まったところで進んでいるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの齊木議員の御質問についてお答えいたします。

そのとおりとなります。

以上であります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 要旨の2の再質問をいたします。

現在はこのプール跡地ですね、募集はしておるのでしょうか。また、今年度、令和8年度、募集は行われるのでしょうか。現在の状況ですね、それをお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

現在、当物件は公募等、あと一般競争入札等も何もやっていない状況でございます。

今後におきましては、町長が答弁のほうで申されたとおり、公有財産取得財産処分等で検討委員会の中で、審議をして前向きに一般競争入札のほうを準備させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 要旨の3の再質問をいたします。

よく町は一丁目一番地駅前開発と言いますが、和水町の駅前開発はどこでしょうか。私は菊水インターチェンジ周辺が一丁目一番地駅前だと思います。ここが開発されなければ、まちの発展はないんじゃないか。

子ども議会でも言われるぐらいですから、もうこれはこれぐらいにしまして、再質問として、今年で12年目、造成工事はまだ始まっていない状況です。私は、平成30年6月議会よりこの質問をしております。議員就任から8年にわたり一般質問で、今回8回目になります。

直近の質問のときに回答がありました。もちろん検討はします。しかし、ほかの活用も視野に入れながら調査研究をしてみたいと思いますという答弁がありましたが、このほかの活用も視野に入れながら、調査研究は今進んでいるかどうかお聞きします。

答弁は、令和6年3月議会です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

これまで8回御質問いただいておりますので、状況は御存じかと思っておりますけれども、一番最下部のところの先の地権者の方が、排水の問題でいろんな事情がございまして、これまで事業が進んでいないという状況ではございます。

そのほかの活用については、現在は検討は進めていない状況でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、要旨の4の再質問に移ります。

今の3にも関連していますが、先ほど言ったとおり、一丁目一番地、インターチェンジ周辺の開発が最重要だと思います。それには、インフラの整備が必要だと思います。上下水道の整備ですね。厚生建設委員会のほうで、下水道の施設の見学に行きました。調査もしました。しっかりとした施設であります。管をこの地域からつなげば処理も十分できますし、もちろん増設も必要だと思います。

今、規制緩和テクノロジーも進歩しております。もう一度管をつなぐ検討調査をすべきじゃないでしょうか、状況をお聞かせください。下水道処理場まで前原インターチェンジ周辺から上下水道をつなぐという検討です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

排水処理等についてのお話だと思います。

○6番（齊木幸男君） 時代も進んだし、テクノロジーとか、そういう規制緩和も進んだから、もう一度、幾らぐらいかかるかとか、やれるかどうかを検討してみたらどうかと、インフラを整備すれば住宅も建つし、いろんな開発も進んでいくんじゃないかという、関連した質問です。

○議長（高木洋一郎君） 4番ですか。有効活用のための上下水道の整備についてということ。

○6番（齊木幸男君） まずはインフラを整備しなきゃ始まらないことだから。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、下水道事業、それと簡易水道事業については、新たに管を延伸して敷設していくという

ことは、多額の費用を要する事業となります。そのため現在の下水道計画範囲の事業内、簡易水道についても、その事業が定められているところです。

下水道につきましては下水道区域外については、合併浄化槽処理事業ということで、現在対応しているところでございます。また、水道の簡易水道布設区域以外については、本年度から井戸の改修補助というのも始めているところでございます。

テクノロジーや規制緩和によってというお話でございますけれども、私も勉強不足で、それが下水道の敷設の延伸と関係することがちょっと私は分かりかねませんので、そういった情報をたくさん入れながら検討はしてまいりますけれども、当然、費用対効果という部分を一番に考えていく必要がございますので、今回、参考の御意見として伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 質問事項4に移ります。旧南小学校跡地の和解について、質問の要旨1、旧南小学校跡地の活用に関する契約解除申出後の町の対応と今後のスケジュールを問う。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の4、旧南小学校跡地の和解について。

質問の要旨（1）「旧南小学校跡地の活用に関する契約解除申出後の町の対応と今後のスケジュールを問う」についてお答えします。

まず、本件については、本町のこれまでの町有地活用において、過去に例のないケースであったことから、町としては弁護士など複数の関係機関に逐次、確認を行いながら、慎重に対応方針を検討してまいりました。

その上で、相手方である株式会社丸美屋に町の対応方針を示し、11月7日の議会全員協議会において、議会の皆様へ和解内容等を御報告したところです。

今後のスケジュールにつきましては、本定例会に、和解及び財産の取得に係る関連予算を計上しています。この補正予算を承認いただきました場合には、地方自治法第96条第1項第12号及び第8号並びに和歌山県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、相手方との和解及び旧南小学校の土地建物の取得には議会の議決が必要となるため、直近の議会に議案を提出する考えです。

なお、当該財産の活用については、先ほどの質問事項3でお答えしたとおりとなります。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、再質問をいたします。

今、和解のための契約書は、町有財産売買仮契約書並びに町有財産無償譲渡仮契約書であります。確認のためお聞きしますが、これは公契約になりますよね。企業と企業が契約する契約ではなくて、公契約、自治体と企業の契約、ですから、契約は民法だけではなくて、こういう地方自治法にかかりますので、こういう議会にかけて、議会の議決を経た後、このものが決まる、いわゆる公契約、何でそうなっているか。一言で言うと、町民の財産が権利がそこになくなるかあるかの大切なところがあるので、わざわざ議会にかける必要があると。それは地方自治法で守られているし、そこにも書いてある公契約になるというふうに理解しておりますが、そのところをお聞きします。

間違いないと思うんですが、この売買譲渡契約書は公契約になるのか、企業とこの町が契約している契約になっているのかと。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時50分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

町も企業も法人ですので、法人同士の契約というふうに認識しております。

以上であります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、再質問を続けます。

では、この契約書と言わせていただきますが、契約書において、または学校活用事業において、町はこの契約内容に違反するようなこと、または不備、いわゆる瑕疵ですね、そういうのが発生しているのかどうか、お伺いします。

町が当該事業に対して、何か瑕疵があるか、不備があるか、この契約書に基づいてですね。ないとは思いますがそれは。ないということでお聞きしたいんですが。

○議長（高木洋一郎君） 契約書の中に記載していることのうち、まさに瑕疵や不備があると思うかという質問ですね。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、売買契約書の中では、第12条で、指定用途というところで、売買物件を提案書の提案趣旨に基づく用途に供しなければならないという規定がございます。

続いて、第13条で、指定期日3年以内に提案書で提案した事業を開始しなければならない。ただし、災害等により、3年以内に事業が開始できないときは、事前に甲へ報告しなければ、甲というのは町になりますが、町へ報告し、協議することとする。

それから、第14条、指定期間、こちらは事業開始の日から10年間が経過するまでの間、引き続き指定用途に供しなければならない。

そして、第15条では、所有権移転等の禁止、売買物件について第三者に所有権を移転し、または権利の設定をしてはならないというふうな規定がされております。

それに対して、このようなことを違反した場合に、第16条で、買戻特約ということで、買戻権の行使というものが規定されております。

そして、第21条では、契約の解除ということで、町は企業が契約に定める義務を履行しないとき、また乙が提案書に記載された事業に違反したときは、催告なしに直ちに契約の解除をすることができるということがあります。

以上のようなことから、今回の件については契約に関する違反ではないというふうに認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 質問の趣旨は、町が不備や瑕疵はないか、町はという、主語は町です。再答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 大変失礼いたしました。答弁漏れがありましたので、引き続き答弁いたします。

町のほうに瑕疵はなかったというふうに認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 再質問をします。

この契約書に契約不履行とあります。この契約書で言う契約不履行とはどのようなものが考えられるでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、契約書の第12条、指定用途、そして第13条、指定期日、第14条、指定期間、第15条、所有権移転等の禁止と考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 答弁がありました。契約不履行というのは大きく4つあると私は思いま

す。契約の遅滞、契約で定められた期限まで義務を果たさないこと、契約不能、契約上、義務を物理的、法律的に果たせない状態、不完全履行、義務を果たしたが、内容が契約どおりできない。履行拒絶、契約者が義務を果たさず、意思を示さず、履行を拒否すること。

では、お伺いしますが、今回、契約者、買手側のほうから契約解除の申出が出たということですが、これは契約不履行になるのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

11月7日の議会全員協議会において御説明したとおり、相手方から契約解除の申出がありましたが、相手方と締結する契約書には、相手方からの申出による契約の解除に関する規定が設けられておりません。また、契約書に記載する買戻権の行使に当たる事実も発生していない状況です。

そのような状況を踏まえながら、町長の答弁にもありまして、弁護士など複数の関係機関に逐次、確認しながら、慎重に対応内容の検討を重ねてまいりました。その上で本件は契約書上での厳密な意味での契約違反、契約不履行とすることは法的に困難であり、契約関係を円満に終了するためには、双方が合意の上、新たな契約を締結、和解することが法的にも確実で、かつ今後の紛争を防止でき、町が追加的な負担を負わない方法として、行政として最善であると判断したところです。

住民の皆様にとっても、裁判等による問題の長期化を避け、財産を速やかに町に戻し、将来の活用に向けた検討を早期に進められることが大きなメリットになると考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 再質問いたします。

契約不履行ですね、このところをこの契約書の中で聞いております。売主側が契約解除を申し出る。この行為は契約不履行になるのでしょうかと聞いています。この契約書の中の条文から考えてです。

今言われたのは、この全員協議会でも聞きましたが、私が言っているのは、この契約書の中のことです。この契約書で売主が契約解除を申し出る行為は、契約不履行になるのでしょうかということを聞いています。

○議長（高木洋一郎君） 確認します。売主がこの契約を解除することは、この契約書の中でいう不履行に当たらないのかと。売主というのは町ですね。

○6番（齊木幸男君） 失礼しました。買主です。甲乙、私の間違いです、買主。

○議長（高木洋一郎君） もう一度、整理して質問してください。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 再質問を訂正いたします。

買主の当該企業側から契約解除を申し出る、これはこの契約書の中で言う契約不履行に当たる

のでしょうか、このところをお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

当たらないと認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 再質問いたします。

この契約書をしっかり読みましたが、私は契約不履行に当たると思います。これはこの契約書に契約解除の項目がないのでありますので、この契約を解除を認めること自体が、もう契約違反になってる状態だと私は認識しております。

繰り返します。この契約書には、契約解除を買手側から申し出て、それを認めるという条文がないわけなんです。ですので、今、町はその買手側から契約解除を申し出られて、いろいろ処理をしていますが、この契約書からすると、契約解除は売主の町はできるんですが、買主の当該企業からはできない条項になってます。ですから、このことは認められないわけなんです。

この契約書によると、契約解除の項目は、契約解除というのは、売主の町はできるんですが、買主の当該企業からは解除ができないわけなんです。ゆえに、本議会において、この契約書をなくしてしまわないと事が進まないの、わざわざ現行契約を解除する新たな契約を締結する方法によって、円満に契約を終了すると言っていますが、分かりやすく言うと、この契約書を破棄してなくしてしまわないと物事が進まないわけなんです。だからわざわざこの議会において、この契約書を破棄する今、話が進んでいるわけです。

ここはもう事前にお話ししましたが、双方の意見が、私は今言ったとおりこの契約書には買手側が契約を破棄する、解除する条項がないので、解除ができません。ですので、認められない行為をしてる。ゆえに、契約不履行なので、契約不履行のこの契約書どおりの契約を行わなきゃいけない。そして、この契約書どおりの行為というのは、まず違約金300万円を買手側は町に支払うこと、そして、契約保証金100万円は返還されませんので没収されます。そして、契約解除時には、いわゆる買手側、乙ですね、原状回復の義務が課されること、この3つがしっかり明記してあります。

新たに、私さっきも言いましたが、この契約書を読んで、さすが行政の契約書だなと思いました。もう立派な契約書です。繰り返しますが、この契約書には違約金300万円を町に支払うこと、契約保証金100万円は返還しない、没収されますので、合計400万円、そして契約解除には、原状回復義務が課されるというふうに書いてあります。ですので、ゆえに、この買手側、いわゆる当該企業からすれば、和解によって和解金100万円で物事を収めたほうが良いというのが、買手側の気持ちじゃないかと推察します。

しかし、これはもうさっき言ったとおり公契約、いわゆる町と企業が契約した契約ですから、

議会にかけなければなりません、地方自治法に係る、何回も言われていましたとおり、わざわざこの議会の場で町民の方にお知らせして、議員がこうやって議論するわけです。何のためやっているかと言うと、町民の財産、権利を守るためです。私はこの契約書をしっかり読んで、そして今言ったとおり、町は契約書のとおり、違約金300万円、契約保証金100万円、合わせて400万円を支払っていただき、そして、原状回復の義務も行っていただく。これを行った後、解除する。これが必要じゃないかというふうに思いますが、このことに対して町の見解を問います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

一方からの見方も主張した場合に、議員が御主張する契約違反を評価し得るとの見方もあるかもしれません。

しかしながら、契約というものは、お互いの法律関係を明らかにし、そして紛争を未然に防止するために契約を結んでおります。そのようなことから、お互いの理解、解釈、そのために今回和解をするものです。

契約書内に定めるところの契約不履行であれば、契約書に基づいて、和解をする必要はございません。ですので、今回は契約書に定めがないために和解という形で、このある契約書を解除して、この分を和解というのは、議会の議決案件となっております。ですから、和解について議会の議決を得るという今後の予定を計画しているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） ここはもう先ほど言われているとおり、見解の相違があるので、どこまで話しても、もう裁判にならない限り無理かもしれませんが、契約書に契約解除というのは、買手側からはできると書いてないわけですからできないんですよね。契約解除は、売主の町はできるけども、その見解が相違していますので、話はなかなかかみ合わないんですが、再質問として次に行かせていただきますが、先ほどから何回も言っているとおり、公契約というところがちょっとあれかもしれませんが、町と企業の契約です。そして、今後もこの町と企業の契約はずっと続いていくと思います。町と企業、この契約書に基づいて仕事をしていただかなければ、町の信頼性もなくなると思います。

そして、和解ということをしてしまうと、町民の権利と財産がなくなってしまうというふうに私は考えております。それはどこかと言うと、違約金300万円と契約保証金100万円、そして原状回復、これを契約書ではできると書いてあるのですから、その契約書のとおり行わなければならないですね。

この全協の説明書の頭のところにそのことがすっぱり抜けているから、私もこの契約書を再読するまでは分かりませんでした。違約金300万円と契約保証金100万円、合計400万円ですね。そして、原状回復義務もこの契約書にはちゃんとうたっています、書いてあります。ですので、

これを契約者側にさせていただくようなきちっとした対応をしなければ、今後もこういう事案が起きたときに、この前例があるなら、この企業、この自治体、和水町は、和解という立場を取ってくれるんじゃないかというふうなことに慣れてしまうというおそれもあるので、わざわざここで何回も聞いております。

やはり自治体として、和水町はこれからもずっとこういう契約をしていくわけですから、そして、今回の件はいろんな町民の方に聞きましたが、やはり町民の方の財産が失われるようなことをあってはならない。

先ほどから申しましたとおり、企業と町の契約ですから、ただ、契約書を、契約終わりましたということじゃなくて、こういう議会にかかって、議会の場で町民の方に公に知らせ、そして議決を経て、なります。しかし、今回の議決は、この元の契約書をなくしてしまって和解をするという議案なんですよね。だから、町民の権利を失わせてしまって和解に行くという、非常に町民の方からすると、町民の権利が失われるという事案なんです。

だからこんなに言っているんですが、再質問として、改めてもう一回聞きますが、契約書の中だけで買主側から契約解除を申し出という項目がないというのは認められてないから書いてないんです、これは。もう立派な契約書なんです、これは。書いてないということは認められないから書いてないんですよ、この契約書の中に、そうでしょう。認められるなら契約書に書いとかなきゃいけないじゃないですか。それも、公の町が企業と交わす契約書だからですね。この契約書は本当に立派な契約書です。書いてないから認められないんです、買手側から自分から契約を解除しますということは。ですので、わざわざ議会にかけてこの契約書をなくしてしまって、そして和解に進むという手続が必要なんです。

地方自治法と議会とこういうので町民の権利が守られているという、改めて日本の民主主義が素晴らしいところと感じましたが、今回は、言っていますが、この町民の権利が失われますし、今後の町の対応も企業側から見られるわけです、町は和解してしまうと。私はもう断固としてこの契約書のとおりの行為で、この契約を終わらせるべきだと思います。

再質問として、契約書のとおりこの契約を終わらせていただきたいと思いますが、見解を問います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今回、契約書に定めのないことに対して、和解により、議決を経た上で和解を成立させるというところで、今後、議案のほうを提出する予定です。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、この再質問の最後として町長にお伺いしますが、契約書に書いてある違約金300万円、そして保証金100万円、合計400万円ですね。そして、原状回復義務、これ

をこの議会においてもうなくしてしまっていて和解に進むと、町民の権利、財産が失われて進む、私はそう考えていますが、町長はそれでよろしいのでしょうか。それとも、また違う見解を持っていらっしゃるかどうかお伺いします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後0時12分

再開 午後0時15分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

これまで全員協議会、そしてこの一般質問のやり取りでも御説明しておりますとおり、和解によって解決してまいりたいと考えています。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。時間が少なくなりましたので、簡潔に質問・答弁をお願いします。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 再質問させていただきます。答弁は結構です。

今まで質問しましたが、本年、令和7年の人口、和水町は1月が8,996人、6月で8,920人、76名の減少となっております。また、転入は125名、転出は162名、世帯数は3,774名です。数字は減少していますが、この3,774世帯の方、そして8,996名の方、お一人お一人がまちの暮らしを支え、そしてまちの未来を切り開く大切な町民の方でいらっしゃいます。私はこの町民の方の権利と財産をしっかり守っていかなくちゃいけないというふうに考えております。

私は、平成30年6月の議会から一貫して申し上げてきました。未来は見えない、確定していません。しかし、その未来を創るのは、今の私たちの行動です。10年、20年先を見据えた長い視点を持って、今日の一步を踏み出すことが必要だと考えております。

和水町は給食の無償化や、第5子以降は100万円の出生祝い金、これは単なる支援策ではなくて、子供を産み育てやすいまち、若い世代が安心して暮らせるまちをつくるための投資だと考えております。地方創生、活性化は、まず知らせることから始まる。情報発信とコミュニケーション、広報、宣伝が最も重要です。どんなよい政策も情報を知らなければ効果は半減するかもしれません。町内、町外、世界に向かってすばらしい和水町を発信していきましょう。

地方が元気、人、元気、物、お金、情報が効率よく循環していく状態が、この町のいい状態だと思います。地方が元気であれば、日本も元気になり、地方が元気になれば、日本も元気になります。私は和水町を元気にすることで、地方を、そして熊本県、日本を元気にしていきたいと強く願っております。

県北地域なら、子育てするなら和水町をと誰もが口にするようなまちにしていきたいと考えて

おります。

以上をもちまして、6番議員、齊木幸男の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、齊木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時30分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本議員の発言を許します。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

令和7年第4回12月定例会一般質問3日目午後1番目の質問者として登壇をしております、11番議員、坂本敏彦でございます。傍聴席の皆様、テレビモニターを通じ御視聴の皆様、年末のお忙しい中にもかかわらず、議会傍聴にお越しをいただき、誠にありがとうございます。午後、昼食の後でございますけれども、私にしばらくの間お付き合いをお願いいたします。

現在、空気が乾燥している中、先月には大分県の佐賀関において、大規模火災が発生し、群馬県や神奈川県でも山林火災が発生をしており、いまだ鎮火に至っておりません。

町民の皆様におかれましては、火の取扱いには十分注意をしていただきたいと思います。早いもので12月も10日となり、1年を振り返りますと、私は地球温暖化による長期間にわたる気温上昇に危惧したところでございます。

この猛暑の中、和水町の基幹産業である農業者の方々をはじめ、屋内外において作業をされる方々にとりまして、つらく長い夏であったと思うところでございます。猛暑が長期間にわたり、秋は短く、最近の寒暖差に体も対応していかないと感じているところでございます。寒暖差のせいもあり、インフルエンザも増加傾向にあると聞いておりますので、町民の皆様におかれましては、健康管理には十分御注意をいただくようお願いいたします。

さて、令和の米騒動の中、令和7年産の米の価格は、これまでにない金額で取引が買取りが行われたと思うところでございます。これまで生産者からの米の買取り価格は、上昇するよりも下降する年もあり、価格低迷が長く続いてまいりました。小売価格も高止まりする中ではございますが、生産者の立場からすると、肥料、農薬、燃料、農業機械の価格の上昇、猛暑の中での作業、猛暑の中、登熟期間の水管理、有害鳥獣対策など、御理解をいただきたいと思います。御理解をいただきたいと思います。

また、米の買取り価格の上昇により、生産意欲の向上により、耕作放棄地の解消にも一役を担うため、今後も買取り価格の安定を期待するところでございます。

先ほど登熟と申しましたけれども、登熟とは、作物の花が咲き、受粉をした後、実である、例えば米で言われるなら粒が肥大化し、でん粉などの栄養分を蓄えて成熟し、最終的に収穫に適した品質になる過程でございます。以上、付け加えさせていただきます。

さて、私の2期目の任期もやがて4年を迎えようとしています。本定例会の一般質問事項は、私たちの生活に欠かすことのできない道路環境のみについて質問を行います。

それでは、会議規則第61条第2項の規定による質問通告書に基づき、質問を始めます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

質問事項1、和水町の道路環境整備について。

質問の要旨1、和水町道路整備推進委員会より熊本県に要望した主要道路7路線の整備改良工事の進捗状況について問う。

2、現在工事が進捗中の菰田橋の完成予定と菊池川左岸側下津原中の急カーブ改良工事について問う。

3、町道久井原崩立線など、南関東部工業団地への通勤車両対策である道路改良について問う。

4、町内の県道、町道の道路空間及び街路灯を阻害する樹木や竹及び雑草対策について問う。

5、町内の県道、町道の区画線及び歩道整備について問う。

再質問以降につきましては、質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、坂本議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、和水町の道路環境整備について。

質問の要旨（1）「和水町道路整備推進委員会より、熊本県に要望した主要道路7路線の整備改良工事の進捗状況について問う」についてお答えします。

和水町道路整備推進委員会は、平成20年2月24日に、町内県道7路線の整備促進を目的として設けられており、沿岸区域の沿線区域の区長及び議員の方々を構成員とし、国及び県に対する要望活動を継続いただいております。

該当路線は県道大牟田植木線、玉名立花線、玉名八女線、玉名山鹿線、和仁菊水線、竈門菰田山鹿線、和仁山鹿線の7路線となります。

令和7年9月1日には、和水町中央公民館において、県北広域本部玉名地域振興局土木部を招き、熊本県に対して要望活動が行われ、当該路線のうち9か所を要望し、そのうち4か所で着手がなされております。

玉名立花線、内田久井原間の拡幅改良では、令和3年度末に完了した内田工区の整備完了を受け、長小田工区として道路改良区間の延伸を図っています。

和仁菊水線、野田地区の拡幅改良では、西吉地地区の事業完了を受け、南側区間として事業を立ち上げ、延伸を図っています。

玉名八女線、和仁・中和仁間の拡幅改良では、昨年度から単県事業として取り組まれております。

そして、和仁山鹿線、東吉地地区の拡幅改良では、令和4年度から交付金事業として工事に着手し、今年度から供用開始した区間に続く補強土壁工事に着手しています。

また、当委員会による要望箇所ではございませんが、大牟田植木線と玉名山鹿線が交わる江田交差点の整備についても着実に完了に向けて進められているところです。

町として未整備区間の早期整備完了に向け引き続き要望を行ってまいります。

次に、質問の要旨（2）「現在工事が進捗中の菰田橋の完成予定と菊池川左岸側、下津原中の急カーブ改良工事について問う」についてお答えします。

現在、菰田橋では上部工の工事を行っており、11月22日に下津原地区と平野地区の住民を対象とした現場見学会を町主催で開催しました。また、来賓として西野衆議院議員、内野県議会議員に御臨席をいただきました。

見学会では、ふだんなかなか機会のない建設現場の様子や、建設工事が社会に果たす役割について、御理解を深めていただくことができたことと認識しています。

そして、御質問の菰田橋の完成予定については、菊池川河川事務所から、令和9年春頃を予定しており、その後、旧菰田橋の撤去工事に着手すると伺っております。

また、御質問の急カーブ箇所は、菰田橋完成後にT字交差点となる予定の箇所です。現在は警察と協議の上、道路センターにラバーポールを設置し、車線を分離するとともに、進入する手前に減速マークを表示するなどの安全対策を講じながら、道路管理者である熊本県が供用を開始しているところです。

次に、質問の要旨（3）「町道久井原崩立線等、南関東部工業団地への通勤車両対策である道路改良について問う」についてお答えします。

南関東部工業団地の規模拡大に伴い、通勤車両が急激に増加していることから、安全な道路環境を確保するため、地元行政区から町道の拡幅要望をいただいております。町としましては、沿線の住民が安全・安心、快適な道路環境を実感できるよう、通勤車両対策としまして効果が見込まれる町道久井原崩立線の整備に着手することを検討しています。

次に、質問の要旨（4）「町内の県道、町道の道路空間及び街路灯を阻害する樹木や竹及び雑草対策について問う」についてお答えします。

道路の通行に支障となる草木等を除去する作業活動は、通行車両や歩行者の事故を未然に防ぐ観点から、また街路照明を遮る樹木の伐採についても、防犯の観点から、大変重要なものと認識しています。そのため、道路管理者である県及び町において定期的にパトロールを行い、安全な交通空間の確保を図っています。

また、町道において道路利用者からの通報があった場合は、倒木や雑草の撤去を委託業者に依頼しております。

県道につきましても、可及的速やかに県への対応を要請しているところです。

次に、質問の要旨（5）「町内の県道、町道の区画線及び歩道整備について問う」についてお答えします。

区画線は交通の安全と円滑な通行を確保するための重要な交通安全施設です。そのため、町民

の皆様から寄せられた補修要望や情報提供のほか、日常の道路パトロールで状況を確認しています。

なお、補修が必要な箇所については、摩耗の程度、交通環境を総合的に判断し、限られた予算の範囲内において、必要性の高い箇所を順次選定して対応をしています。

また、歩道整備につきましては、学校、警察、道路管理者が連携して、通学路合同点検を実施し、抽出された要対策箇所のうち、国の補助要件である徒歩での通学路、これは小学生の通学路になります、について優先的に歩道整備を検討しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） それでは、要旨1の再質問を行います。

県道6号玉名立花線、長小田から下久井原区間の道路改良について、現在停滞しているのではないかとと思われる住民の方もいらっしゃいますので、現在の進捗状況について、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

今年度は、ルートを見直すため、範囲を広げて地形測量を行い、道路詳細設計を実施しております。今後、計画の素案ができましたらば、地元説明会を開催し、用地測量に着手する予定であります。

道路整備は時間を要しますが、着実に事業は進められております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま御答弁をいただきましたルートを見直すために、地形測量を行っているということですので、計画の素案ができましたらば、スピード感を持って、地元説明会の実施をしていただきたいと思います。

それでは、続きまして1の要旨1の再質問ですけれども、県道4号玉名八女線の中和仁道路改良工事の現在の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

昨年度は、既存の地形図と航空写真を利用して、ルート選定を行っております。

今年度は、現地の地形を測量して、詳細設計に必要なデータ収集を行っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま御答弁いただきました。今年度は現地地形を測量するというような形で今答弁をいただいたと思いますけれども、来年度におきましては詳細設計となるというところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

熊本県のほうからは、今年度は詳細設計に必要なデータを取ることと聞いておりまして、実際に来年度、詳細設計に入るかというところまでは回答はいただいております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 今、御答弁いただきましたけれども、具体的にはまだ分からないという答弁でしたので、分かりましたら、地元区長さんあたりには、その都度御報告をお願いしたいと思います。

続きまして、要旨1の3番目の再質問に移りたいと思います。

県道3号大牟田植木線と玉名山鹿線が交差する江田交差点の拡張工事の完了予定はいつか伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

大牟田植木線と玉名山鹿線が交差する江田交差点の工事につきましては、県からは、歩道整備に必要な用地取得は完了しており、令和9年度中の完了予定であると伺っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 工事が長期間にわたっておりますので、やっぱり住民の方から、いつできるのだろうかという声が多数聞かれますので、区長会あたりでも周知を今後お願いしたいと思います。

それでは次に、1の要旨1ですけれども、県道大牟田植木線の江田交差点から菊水小学校までの区間において、路側の電柱により、大型車両が離合に苦慮されている。電柱移設できないものかについて伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

道路管理者としましては、民地に電柱を立てるよう指導されてきておりますが、民地に電柱を

立てる余裕がないため、路肩部への電柱設置が続いている状況であります。

今後、江田交差点の歩道整備が完了しましたら、菊水小学校までの歩道延伸を県へ要望し、その際には、電柱を道路区域外へ設置することにより、車道幅員が確保できると捉えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 今の件について再質問をいたしたいと思えます。

現在、江田交差点の整備工事が完了したならば、菊水小学校までの歩道部分を延伸して、その際に電柱を道路区域外に移設するというような形で理解してよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、道路管理者としましては、電柱等の占用工作物は、道路敷に設置しますとやはり通行に影響が及びますので、原則、新しく歩道等ができた場合は、道路区域外に電柱等は設置するよう進めていくように考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいまの答弁につきまして、歩道外というところで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

原則、歩道内に電柱が立っている場所もあるんですけども、道路、車道、歩道ともに電柱等がありますと事故の原因となりますので、できるだけ民地に立てるよう、道路管理者としては指導しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 現在は本当に大型車両が離合に苦慮されているというところがございますので、スピード感を持って歩道の延伸等も要望していただきまして、早期な移設工事を行っていただくように県のほうにも要望をお願いしたいと思います。

続いて、質問の要旨2の再質問に移りたいと思えます。

現在、竈門方面から現在の菰田橋方面へ進行するとき、新菰田橋の取付道路が急カーブであるために、反対車線を進行した車両が数台確認をされております。また、下津原方面から竈門方面へ進入する際は、道路幅員も狭く、あまりの急カーブのため、大型車両の後輪が縁石に接触した

り、大型バス等が道路のセンターラバーポールに接触しながら走行するのが確認を取れておりません。

以上のとおり、危険な状態で供用を開始され、改良が必要と思われませんが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

御質問の箇所は、速度を減速せずに交差点に進入することにより、車両が車道幅をはみ出すことが要因と考えられます。このことについて、道路管理者である熊本県と橋梁工事を実施している菊池川河川事務所と町の三者により、先月末から協議を開始しておりまして、大型車の通行に必要な幅員を検証し、安全に通行できるよう、必要な対策を講じてまいります。

今後は、警察の意見も聞きながら、道路管理者である熊本県が対策工事に着手していただくと認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま御答弁いただきましたけれども、この件につきましては、10月の中旬だったと思いますけれども、町内の大型ドライバーの方が、バスのドライバーさんでございまして、下津原から竈門方面へ通行するに当たって、やっぱりセンターのラバーポールに接触させながら曲がらないと、ホイールベースが長いので曲がらないというところをお聞きしまして、所管課である建設課のほうにおつなぎをしたところでございますので、県や菊池川河川事務所あたりにも協議をしていただきまして、早急にそのようなことがないようにお願いしたいと思っております。

また、反対車線を走行をした車が数台確認されると、私、再質問の中で申しましたけれども、やはりあの急カーブを最初通られるときは、皆さん戸惑われたと思うんですよ。私も最初通ったときは、あっとちょっとびっくりするようなカーブでございましたので、このような今後は設計あたりもどうなのかなと思ってもありますので、県のほうにも十分その旨お伝えをお願いして、早期な改良をお願いしていただくようにしていただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

非常に危険なカーブの状態になっていることは、私も認識しておりますので、できるだけ早く対応ができるよう、道路管理者である熊本県へ要望していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 三加和地区にあります鉾山辺りに大型車両が通行する重要な産業道路ともなっておりますので、早い段階での改善をお願いしていただくようお願いをいたします。

それでは、質問事項3の再質問に移りたいと思います。

令和7年8月26日火曜日午後6時半から8時半近くまでの間、上久井原集会所の前の町道におきまして、通行車両の台数を調査したところ、600台から700台までの車両が通行をいたしております。南関町との町境にかかる山道橋付近では、右折する車両の渋滞が発生をしております。また、久井原肥猪線から油田橋を経由して工業団地へ進入する、工業団地駐車場へ進入する車両も多く見受けられ、岡垣工業下の交差点で南関方面から右折などが困難な時間帯もございます。

このような状況の中、対策についてお伺いをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

工業団地の規模拡大に伴い、町道の交通量が増加傾向にあることは認識しております。

まずは、南関東部工業団地へのメインアクセス道路である久井原崩立線を片側1車線に拡幅する事業に取り組み、事業効果の早期発現を図りたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 私も議員にならせていただきまして、平成30年から毎年、車両の台数調査を行ってまいりました。当初は400台程度でございましたけれども、ここ7年間ぐらいで100台まで行きませんが、毎年毎年通行車両が増加をしております。道路脇の水田等で作業をする場合にも、過去には、道路脇に車を停車して作業を行っていた時期もありましたけれども、もう現在ではそういうこともできない状態にありますし、また空き缶やペットボトルの投げ捨て等も多々ございますので、早い段階での着工をお願いしたいと思っておりますけれども、その辺についてもう一度、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

対策事業としまして、まず久井原崩立線の事業化を今検討しているところでございます。

今、地元の区長様が、地権者の同意を得て、要望書の提出を準備されているところでございます。それを踏まえて、町としましては、まずは概略設計のほうを予算化しまして、その後、詳細設計、用地測量で実際の対策工事はその後の拡幅工事になっていくかと思っておりますけれども、そういった流れで今後考えていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 先ほど台数については御報告を申し上げましたけれども、メインアクセスということで、交通量の多い場所からというような考え方かなと理解をしているところでございます。

それでは続きまして、質問の要旨3、これも同様な南関東工業団地に通勤される車両も見受けられますけれども、久井原吹野線においても、通勤車両が確認をされておりますが、何らかの対策を考えていらっしゃるか、お伺いをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

御質問にある久井原吹野線は、先ほど町長が答弁した内容と少し重複いたしますが、地元行政区から拡幅の要望がっております。拡幅に必要な地権者の同意の取りまとめを現在進めておりまして、この路線も通勤路の一つであることは認識しておりますが、限られた予算を効果的に執行するため、まずはメイン通勤路である。久井原崩立線を優先的に整備し、早期の効果発現を実現したいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、早期の工事の着工をお願いしたいと思います。

それでは、質問事項4の再質問に移りたいと思います。

町内の県道や道路の至るところで法律で定められている4.5メートルを下回る樹木や竹により、道路空間を阻害している箇所が確認されるが、対策についてお伺いをいたします。

また、最近、強風によりまして枯れた竹が道路上に落下していることが多々あったかと思しますので、その辺の対策に対しても併せて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

6月の一般質問においても答弁しておりますが、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、道路構造令により、樹木等が道路に入ってはいけない空間を定めた範囲として、車道が4.5メートル、歩道が2.5メートルを建築限界と定めております。

建築限界を阻害する樹木については、原則として土地の所有者が伐採すべきものでありますが、安全な通行の確保ができない場合は、やむを得ず道路管理者が伐採しております。

また、県道につきましては、道路パトロールや通行者からの情報提供後、県に対して速やかに対応を要望してまいります。

また、続けて強風等により、枯れた竹などが倒れて通行の妨げとなることについての質問であ

りますが、道路管理者としましては、原因が雨や風、特に強い雨や風が原因であると考えておりますので、そういった風や雨が発生した後は、委託業者のほうに道路パトロールをするように指示しております。

また、県道につきましても、同様にそういった雨や風が強い後は、道路パトロールを強化してもらうように要望していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 御答弁をいただきましたけれども、やはり地域性もございますし、最近、強風と、驚くような強風ではございませんけれども、やはり枯れた竹が道路上に倒れているという場面を私も目撃をして、撤去をしたこともございますので、その辺も踏まえて、道路パトロールのほうを強化をしていただくように要望をしていただきたいと思います。

それでは、4の再質問に移りたいと思います。

気候変動もあり、道路上の縁石や歩道境界ブロック等の下のほうに土砂等が堆積して、そこから雑草が生えているというような場面を多く見受けられます。今後、除草の頻度など、どのように対策を講じていかれるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

除草の頻度を多くする場合は、多額の予算が必要となりますので、道路区域については、何らかの防草対策としまして、防草コンクリートや防草シートの施工により、除草作業の軽減を講じてまいりたいと思います。

また、車道へ雑草等が伸びてこないよう、施工業者のほうに、路肩から1メートルから2メートル程度長く斜面側まで除草するように業者へ指示しております。

対策としては以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、私、打合せのときと若干変わったところが、縁石や歩道、境界ブロック、要は歩道の下の部分に、やっぱり土砂が堆積して、そこからの雑草が多く最近では見受けられると思いますので、歩行者の方の妨げにもなっておりますので、その辺についても県のほうにも沿道であればしっかりと要望をしていただくようお願いしたいと思いますし、やはりこれだけ大型のダンプあたりが通行をしておりますと、場所次第ではカーブの付近においては大分堆積が多くなっておりますので、県あたりへも要望をお願いしたいと思います。

それでは、最後の要旨5の再質問に移りたいと思います。

県道、町道において、区画線が見えにくいところ、見えないところが多く見受けられます。今

後どのようなサイクルで区画線の整備を進められるかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほどの町長答弁と重複いたしますが、区画線は交通の安全と円滑な通行を確保するための重要な交通安全施設であります。町が委託している建設業者の道路パトロールや通行者からの情報提供により、対象箇所を抽出して、必要性の高い箇所を順次選定して対応してまいります。

対策工事のサイクルにつきましては、交通量や環境条件により摩耗率や劣化度が異なりますので、固定的なサイクルは設けず、事後対応の措置で行ってまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 御答弁ありがとうございました。

ただいま、固定的なサイクルは設けず、事後対応で行うということでしたがけれども、やはり交通量の多さや交通車両の大きさで、その摩耗あたりが変わってくると思います。その辺についてはやはり県道であれば県のほうも交通量の多さというのは理解をされていると思いますし、町道であれば、私の自宅の下の町道、それからまた県道へ交わる、ちょうど深草商店前の辺りになりますけれども、やはり最近は産業道路化しまして、大型車両が頻繁に何というか近道と言いますか、するということが増えております。

何回も建設課のほうも、町道部分はアスファルトの補修工事を行っておりますけれども、やはりそこら辺でちょうどハンドルを切るところでございますので、損傷が激しいのかなと思いますので、県道であれば県のほうにやはりきちんとした形で区画線あたりも、既に事故防止のためにも見えるような状態であるように要望をしていただきたいと思いますし、また、町道についてもその辺もきちんとした形で点検等も行っていただきまして、安全を確保していただけるなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問の要旨5の再質問に移りたいと思います。

通学路でありながら、歩道がなく危険である通学路が確認をできる。対策は講じていらっしゃるのかについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほどの町長答弁と重複いたしますが、通学路合同点検で抽出された要対策箇所のうち、国の補助要件である徒歩での通学路、小学生の通学路について対策の必要性、危険性を判断して歩道整備を検討してまいります。

また、県道につきましても、同じように対策の必要性、危険性を判断して県へ要望してまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 私も通学途中の児童たちを見ておりますと、歩道がない部分を危険な部分を通学されている子供たちも見受けられますので、スクールバスの乗降場まで、ぜひ、危険がないように整備を進めていただきたいと思いますし、次の質問、続けてよろしいですか。

運転免許を返納された方々が、シニアカー等で安心して走行できる歩道整備に何らか対策を講じられる考えがえられるかについても併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

牧野建設課長

○建設課長（牧野秀彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

シニアカーは、道路交通法上は歩行者とみなされ、車椅子と同様に歩道を通行することができます。シニアカーを利用する方々が安全に通行できるよう、バリアフリー化に対応した歩道整備を道路管理者は行っております。バリアフリー化に対応した構造基準は、勾配を緩く設定して、車道や横断歩道との段差を2センチとする対応を取っております。この基準よりも以前に整備された歩道については段差がありまして、シニアカーが走行しにくい構造となっておりますので、要望箇所がありましたら、その周辺の交通量や道路の形状、歩道の利用状況等を地元行政区から聞き取りまして、歩道のバリアフリー化を事業化できるか、また、有利な財源があるかを含め、調査研究してまいります。

ただし、国の補助要件であります徒歩での通学路を中心として、歩道整備を現在行っていることから、すぐにはバリアフリー化の歩道整備は事業化しにくいのではないかと認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 御答弁をいただきました。しかしながら、やはり、本町、高齢化が進む中、そして免許返納が進む中、どうしても日常の足について、これも一つの課題だと私は考えるところでございますので、今後とも御検討をいただきまして、町民の皆様が安心・安全な道路使用をしていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、坂本議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時30分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、秋丸議員の発言を許します。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 皆様こんにちは。

（こんにちは。）

9番議員の秋丸要一です。令和7年12月定例議会一般質問2日目、最後の質問者として登壇しております。本日は大変お忙しい中、またモニターにて御視聴の皆様にも、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

現在、議会一般質問の様子が録画配信されています。多くの皆様にアクセスをしていただきました。心より感謝申し上げます。

今回は、町行財政運営についてを通告しています。しっかりと質問してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、本題に入る前に、賃金と消費税の関係について申し上げたいと思います。

日本は30年間ずっと経済が停滞しています。失われた30年と呼ばれています。この間の政策は失敗だったと思います。それが1つと、あと2つ失敗しています。

1つは、コーポレートガバナンス改革です。大企業は収益をどんどん上げています。でも、賃金は上げなかったのです。その結果、企業の利益はどんどん上がって行って、配当金は10倍になりました。つまり、株主に利益を出すための改革を、歴代政権は30年間やってきたんです。だから給料は上がらない。給料を上げると、配当が出ないから給料を上げないという改革、これがコーポレートガバナンスというものです。

それともう一つ、上がらなかった要因が消費税です。消費税があるから給料が上がりません。何でかという、消費税というのは売上税なんです。売上げの10%を納税しろという税金なんです。給料を上げる前に消費税を払えという仕組みになっているんです。だから賃上げしたくても、企業は賃上げできないでいるのです。

中小零細企業なんかは、売上げができないから、消費税分を丸かぶりしています。赤字でも売上げの1割持ってこいと言われるから、赤字でも強制的に納税させられるのが消費税なんです。第二の法人税とも言われています。

だから、消費税減税、または消費税を廃止しないと給料は上がりません。消費税廃止は物価対策ではありません。消費税を下げたって物価は上がりません。それよりも、中小零細企業は、この消費税の納税で苦しんでいます。だから私は、消費税を廃止して、中小企業の手元に利益を戻すことで、初めて賃上げができると考えています。

ほとんどの人は、消費税分が価格に必ず上乗せされていて、預り金や預かり税だとみんな思い込んでいます。あくまでも消費税は、企業が売上税として払うものであり、消費者が消費税分を払ったり預けたりする制度ではありません。この理屈が多分ほとんどの人に共有されていないため、消費税の仕組みを理解できないでいます。景気をよくするためには、消費税廃止が必要であると思っています。

本題に入ります。今回は、町行財政運営について質問いたします。

まず、要旨の1、特別会計事業であるきくすい荘の消費税会計処理の実態と申告内容について問う。

要旨2、令和7年6月4日、旧菊水南小跡地の契約解除に基づき、買戻し手続がなされていると思うが、これまでの相手方との交渉内容や経緯についてと、新たに和解契約が必要になった理由等について問う。

3、スクールバスの契約更新内容について問う。

4、ふるさと納税寄附金事業の運用実態について問う。

以上であります。

執行部におかれましては、より簡潔な答弁を求めます。この後は質問席にて行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） それでは、秋丸議員の御質問にお答えします。

質問事項の1、町行財政運営について。

質問の要旨（1）「特別会計事業であるきくすい荘の消費税会計処理の実態と申告内容について問う」についてお答えします。

消費税は社会保障を支える貴重な財源であり、適正な申告や納付を行うことは重要であると認識しています。

また、国や地方公共団体も国内において商品の販売や役務の提供等を行う場合で、一定の要件に該当する場合は消費税法に基づき課税事業者となる場合があります。

一方で、国や地方公共団体の事業活動は、公共性が強いものであり、法令上、各種の制約を受けたり、国からの財政的な援助を受けたりするなど、営利法人と比べ特殊の面が多いことから、国や地方公共団体の一般会計については、消費税法第60条第6項の規定により申告義務なしという特例が適用されています。

また、地方公共団体が条例で設置している特別会計については、消費税法上、課税売上げが1,000万円を超えるなど、一定の要件に該当する場合、消費税の納税義務者となり、申告や納税の義務が生じますが、特別会計だからという理由で、全ての特別会計が課税事業者になるということではありません。

したがって、きくすい荘の特別会計については、消費税法第9条の規定により、課税売上げが1,000万円以下の小規模課税事業者であることから、原則として消費税の納税義務が免除され、申告や納付を行う必要はありません。そのため現状としましては、免税事業者として消費税の会計処理や申告を行っていないという状況です。

なお、令和8年度及び令和9年度には、建築工事の建物の引渡しや、既存施設の解体工事などの設備投資を計画していますが、当該期間において、きくすい荘の特別会計が課税事業者を選択した場合は、消費税の還付が生じる可能性があります。

ただし、課税事業者の選択には、少なくとも2期間の継続した申告義務が生じること、設備投資がある年度だけでなく、その翌年度以降の納付額を見越した判断が必要であること、申告手続

に要する事務負担や、税理士等の専門家への委託費用が発生することといった複数の要素を総合的に検討する必要があります。このため、きくすい荘の特別会計が課税事業者となることへのメリット・デメリットを慎重に判断し、総合的に検討した上で、免税事業者から、課税事業者への変更等について適切に判断していきたいと考えています。

次に、質問の要旨（２）「R 7. 6月4日、旧菊水南小跡地の契約解除に基づき買戻し手続がなされていると思うが、これまでの相手方との交渉内容や経緯についてと、新たに和解契約が必要になった理由等について問う」についてお答えします。

本件については、11月7日、議会全員協議会において議員の皆様には詳細を御説明したところでございますが、議員御質問のR 7. 6月4日、旧菊水南小跡地の契約解除に基づき買戻し手続がなされていると思うという部分については、事実誤認でございますので、この場で訂正させていただきます。

この令和7年6月4日に相手方の株式会社丸美屋から旧菊水南小学校に関する契約の解除についての申出がありました。町はこの意向を受けることとし、各契約書や関係法令と照らし合わせて対応を進めていますが、町が当該財産の買戻し手続を行ったという事実はございません。その点についてはまず訂正させていただきます。

そして、御質問の趣旨である新たな和解契約が必要になった理由については、こちらも議会の全員協議会にて御説明したとおり、相手方より契約解除の申出がありましたが、相手方と締結する契約書には、申出による契約の解除に関する規定は設けられておりません。また、契約書に記載する買戻権の行使に当たる事実も発生していない状況です。

したがって、現行の契約を解除し、旧菊水南小学校の所有権を町に移転するためには、現行の契約を解除する新たな契約を締結する方法によって、法的にも明確かつ円満に契約関係を終了させることが適切であり、これが新たに和解契約が必要となった理由となります。

詳細につきましては、後ほど担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（３）「スクールバスの契約更新内容について問う」についてお答えします。

スクールバスについては、小学校ごとに契約を締結しており、現在の契約が両校ともに今年度で満了することから、現在、次の契約、次期契約に向けた準備を進めています。

契約の更新に当たっては、国土交通省が定める運送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインに基づき、公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

選定においては事業者が変更となる可能性もあることから、来年4月からスムーズな運行を開始できるよう、さきの9月議会定例会において5年間の債務負担行為の設定について御承認をいただき、速やかに業者選定を行うこととしています。

また、具体的な契約内容や運行条件等については教育長から答弁いたします。

次に、質問の要旨（４）「ふるさと納税寄附金事業の運用実績について問う」についてお答えします。

昨日の荒木議員への答弁と重複しますが、ふるさと納税は出身地にかかわらず、寄附という形で自治体を応援する制度として、平成20年に創設され、本町においても平成20年から寄附の受付

を開始しております。

頂いた寄附金は、本町の貴重な財源として、ふるさと応援寄附金基金条例及び子育て支援基金条例に基づき適切に管理運用を行っています。

また、寄附金の活用に当たっては、条例の趣旨に沿って、子育て、教育、文化、スポーツ、福祉、魅力向上など、本町のまちづくりに資する事業に充当することを基本に、事業効果や財政状況等を踏まえた上で判断をしているところです。

今後もこれらの条例に基づき、制度の適切な管理運用に努めてまいります。

以上になります。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 質問の要旨2「R7年6月4日、旧菊水南小跡地の契約解除に基づき、買戻し手続がなされていると思うが、これまでの相手方との交渉内容や経緯について、新たに和解契約が必要になった理由等について問う」について、町長から答弁がありました。詳細について答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君） 答弁必要ないということですので、答弁を終わります。

米田教育長

○教育長（米田加奈美君） 秋丸議員の質問の要旨（3）「スクールバスの契約更新内容について問う」についてお答えします。

スクールバスの契約更新につきましては、先月11月の議会全員協議会で御説明しましたとおり、現在、事業者の募集段階にあります。募集に当たっての主な仕様について申し上げます。

委託期間は、令和8年度から令和12年度末までの5年間としております。

年間の運行日数は205日を基準とし、登下校以外にも事業者との協議の上、学校行事等で運行する場合もございます。

運行時間は、登校は午前8時までに学校に到着し、下校は午後3時半及び4時半の出発を基本として、学校の教育活動に応じて学校と調整をしながら、運行時刻を決定することとしております。

運行台数及び委託料につきましては、菊水地区では4台を運行し、年間約3,240万円程度の委託料を、三加和地区では3台を運行し、年間約2,711万円程度の委託料を見込んでいるところで

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） それでは、要旨1について再質問いたします。

まずお聞きします。令和6年度の課税売上高と、人件費を除く総費用を教えてください。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時46分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

前渚特養施設長

○特養施設長（前渚康彦君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

まず、課税売上げが3億4,320万7,000円ほどでございます。それから、人件費を除く総支出額ということで、令和6年度の決算ベースで3億4,686万6,000円ほどでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 課税売上げが3億7,000万円あるんですか。4,000万円。

課税売上げの内容と言いますと、どういう内容ですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

前渚特養施設長

○特養施設長（前渚康彦君） 大変失礼いたしました。課税売上げは違います。それは仕入れのほうでございました。課税売上げはほとんどなくて、91万8,763円でございます。

○議長（高木洋一郎君） 3億4,300万円というのは。

○特養施設長（前渚康彦君） 課税の支出のほうの合計額を申し上げました。

○議長（高木洋一郎君） 売上げは91万円程度で。

○特養施設長（前渚康彦君） はい、課税売上げは91万8,763円でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 分かりました。この課税売上げの91万円というのは、どういう内容でしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

前渚特養施設長

○特養施設長（前渚康彦君） お答えいたします。

内訳は、給食サービスで弁当を製作して、それを社協様に収めておりますので、その売上げが77万円ほど、あとは自販機の売上げとか廃車の売上げの分、廃車したときに車の売上げということで入ってきた分でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 私は当初、課税売上げが発生しているので、払い過ぎの消費税分が還付されるのではないかと、これは未収消費税として還付されるのではないかと思、国税庁

の相談室や玉名税務署に出向いて調べてみました。やはり町長答弁のとおり、介護施設の場合は、介護報酬や一般会計からの繰入金の方は非課税であり、課税売上げの対象とはならない。その事業に要した費用、つまり課税仕入れの消費税分は控除対象にならず、これで言いますと、この3億4,000万円ですか、だから1割の3,400万円ですか、が払い放しとなっていると思います。

私は、先ほど言われました91万円の課税売上げに要した費用のみが課税仕入れの対象となるので、経費のみが課税仕入れの対象となるので、令和6年度の課税売上げに対する消費税の額というのは幾らぐらいになるんですか、91万円に対して。

91万円に要した費用ですね。分かりますでしょう。要するに消費税は、課税売上げから課税仕入れを引いた残りのその差を納税するんです、普通は。だから、この場合は、特老の場合は、非課税の部分ですね、3億円かぐらいあったですよ。それに要する費用というのは認められないのですよ。課税仕入れには認められない、対象外なんです。今、対象外というのは課税売上げの91万円に対しての要した費用、これの差の分が消費税を納めないかん額になるんです。分かるですか。だけん、それが幾らなのかというと、分かりますか。ざっとでいいです。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

前渕特養施設長

○特養施設長（前渕康彦君） 金額でと言うことが、ちょっと手元にないので分かりませんが、そもそもこのきくすい荘の課税売上げというのはごくごく一部でございまして、こちらに表にまとめているんですけども、大部分が不課税収入、そして非課税収入に当たりまして、この辺りが課税仕入れで控除できないところになるんですね、仕入れの部分が、該当するところは。そうやってきて、じゃあ控除できるのかと言われると、私どもが概算した額では、ほぼほぼゼロに近い、令和6年度はということで、やるメリットがないというふうに思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） そのメリットがないというのは分かりますよ。それを聞いてるんじゃないかと、消費税が幾らあるかということです。例えば、91万円は、全部払うのは9万円ですよ。9万円払わな。しかし、それに要した費用というのが5万円とか6万円であれば、5万円引くけんがどうなんですか4万円でしょう、その差は。4万円は、普通インボイスを適用しておれば4万円払わなんですよ。適用してません。それはなぜかと言うと、1,000万以下は、令和5年10月からインボイス制度が始まりました。課税売上げ1,000万円以下は、今のところ申告の必要はありません。自治体自らが納税を啓発している以上は、私は、たとえ少額であろうとも自治体の介護施設としてインボイスを適用して、この消費税の納付はしていただきたいという思いがあります。

先ほど町長が答弁になさった大型の投資が今あってますよね。そしたら、そのほうが大きいと思います。インボイスを適用したらどうなるかとおっしゃったけど、非課税の部分がある以上

は、それはできないということですね。

そういうことで私が思うのは、この少額であってもインボイスを適用して、納付をしていただきたいなということを言いたかったんです。その点について町長、どうでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

前渚特養施設長

○特養施設長（前渚康彦君） 御質問にお答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、きくすい荘の特別会計については、消費税法第9条の規定により、課税売上げが1,000万円以下の小規模課税事業者であることから、原則として消費税の納税義務が免除されております。その制度にのっとってインボイス登録も行っていない、課税事業者として届出をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） そういう考えであれば、もう致し方ないと思います。ぜひインボイス制度を適用をなさって、納税していただきたいなと僕は思っています。よろしくお願いします。

では次に、要旨の2で再質問いたします。南小跡地の契約に関しての再質問です。

まず、先ほどからこの件については、10番議員、6番議員から質問がありまして、かなり重複していますので、私の考え方に基づいて質問したいと思います。

いかなる理由があれ、約束は守らなければならない。何も手つけてなかったということは、不履行である。不履行とは、果たすべき約束などを実行しないことであり、不履行でないというのであれば、履行されている状態とはどういう状態か、これをまず聞きたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時19分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの秋丸議員の御質問についてお答えいたします。

まず、今回の契約に関しましては、指定期日の延長についてまず申入れがっております。そのようなことから、この指定期日までに操業すること、それがこの契約を履行したことになるというふうに考えております。

ただ、しかしながら、この指定期日の延長の期間になるまでに、今回、契約の解除の申出があったと。そのため現在、その履行、不履行へ至る途中での契約の解除の申出と、外部的要因による契約の解除の申出があったということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） そういうことだろうと思いました。

相手企業は、プロポーザルの要綱内容を理解し、要綱にのっとり、契約を交わしたと私は考えております。昨年12月25日には3年間の延長までして、結局、相手企業は今年6月4日、自らしないと、不履行宣言をしたと私は考えております。

契約書では、相手企業の申出による契約解除はできないことになっていますし、町が契約解除権を有することになっています。申出による解約計上は不履行に当たると私は考えます。契約書の第21条では、相手企業が契約に定める義務を履行しないとき、催告なしに直ちにこの契約を解除することができる。また解除したときは、町は売買代金を相手企業に返還し、相手企業は売買物件の所有権を町に移転するとなっている。また、プロポーザル要綱では、契約不履行に対する措置として、事業者が契約を履行しないときは、売買代金の100分の30に相当する金額300万円を違約金として町に支払うことになっているが間違いないですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、一つ一つのプロポーザルの要領ですとか、契約書の部分をそれぞれ読み取っていけば、そういうふうなことが規定されております。ただ、今回、契約書に基づいて、今回双方の権利と義務というものが発生しております。その中で先ほどお話のありました契約の解除、第21条の契約に定める義務を履行しないとき、この義務というのは、先ほど説明したとおり、第12条に規定する指定用途、売買物件を提案書の提案趣旨に基づく用途に供しなければならない。それから、第13条の指定期日3年以内に提案書で提案した事業を開始しなければならない。ただし、災害等により3年以内に事業を開始できないときは、事前に町へ報告し協議することとする。そして、第14条の指定期間、事業開始の日から10年間で経過するまでの間は、引き続き指定用途に供しなければならない。そして、第15条の所有権移転等の禁止、売買物件については、第三者に所有権を移転し、または権利の設定をしてはならない。これが契約の解除に規定します第21条の契約に定める義務に該当すると認識しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 今の答弁は、先ほども言われたと思います。私は、契約書の21条に基づき不履行を理由に、300万円の違約金を催告することで決着となるべき案件だと考えております。今回の和解契約は、もともと必要はないと考えています。

折り合わない理由は何でしょうか。相手はなぜ100万円なのか。200万円カットした理由は何なのか、この理由をお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

公募時のプロポーザル実施要領に記載された契約不履行に係る違約金、売買代金の100分の30は、あくまで公募要領に記載された違約金の記載でありまして、法的効力、拘束力が発生する契約書本文の条項に規定する金額とは異なります。

契約書において、違約金に相当する金額として定められているのは、契約書保証金相当額、売買代金の100分の10であります。こちらは法的拘束力は契約書本文に記載された内容が優先されます。

さらに、今回の和解金は、契約違反に対する違約金ではなく、紛争や契約関係を円満に解消するために当事者間で取り決める金銭、合意金でありまして、そもそも違約金とは性質が異なるものとなります。

相手方へ売買代金の100分の30を支払うような主張をした場合、相手方との円満かつ早期の解決が見込めない可能性が高くなると考えられます。また、長期の紛争に発展した場合には多額の税金と時間を費やすことにもなり、結果として町民の皆様の利益を損なうおそれがあります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） この契約書は、プロポーザルに基づいて契約しますということになっていきますよ。そこはどうですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えします。

それはあくまでプロポーザルの実施要領でありまして、お互いの土地売買等に係るものについては、新たに土地売買契約書において、権利と義務を発生させたものとなります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 多くの町民の方は、相手企業から300万円頂くのが筋だというような声が多いんです。なぜ100万円なのかということです。これは、町だけが1,000万円返還する道理は私はないと思います。町民の権利と町財産の損失に当たるのではないかと。ぜひ相手企業に対して違約金300万円と保証金100万円を支払っていただくよう勧告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

本定例会に予算計上しておりますとおり、和解金100万円、それと土地の代金1,000万円ということで、今後も進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 今回の和解案は、プロポーザル要綱や契約書を解除すると同時に、新たに相手企業に有利な減額措置を議会で認めてもらうための契約としか私は思えません。民間企業対自治体の契約である以上、相手企業だけが減額優遇され、町の支払いはそのままというのは納得できません。相手企業を優遇しなければならない理由があるのかと疑念を抱きたくなる。相手企業が有利になる解釈をして、それを正当化し、相手企業を優遇することは行政の透明性、公平性に反する行為であると私は考えます。町民から不信感を持たれることとなるでしょう。この点について町長の見解を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

町としましては、今回のケースやその要因ですとか、そして影響等を踏まえまして、契約書や関係法令を踏まえた適切な法的な整理、そして早期解決による跡地活用の加速、そして訴訟リスクと行政コストの最小化、そういったものを行政として総合的かつ合理的な判断を行ったものでありまして、相手方が町内企業であることを理由に特別扱いをしたものでは決してございません。むしろ円満になる早期解決により、相手方にはさらなる町の経済発展に御尽力いただき、町としましては、行政資源を次の活用に迅速に振り向け、町全体の利益につながるからこそ、町として重視すべき視点であるというふうに考えております。そのことを御理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） それでは、要旨3について再質問いたします。

スクールバスの契約更新内容について質問です。

9月の議会でスクールバスの契約期間が5年になるということで債務負担行為を認めたものの、同時期に議会では特別委員会を設置し、現在公共交通の在り方を協議しているところであります。近々議会の公共交通特別委員会としての提案があると思いますが、年間約5,300万円も使っているスクールバスを、これまでどおりの契約内容で5年間の契約更新をすれば、維持費が年間約6,000万円となり、この間、例えばスクールバスの空き時間などを利用した新たな利活用や施策の取組を行うことになれば、支障を来すこととなります。

今回は従来どおり2年か3年の契約が望ましいと考えますが、町長の考え方を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 秋丸議員の御質問にお答えいたします。

今回5年にしたということで、その理由について申し上げたいと思います。

スクールバスの委託先は、契約満了ごとに選定を行っておりますので、事業者が変更になる可能性がございます。委託先のバス事業者は、契約の有無によって保有台数を調整されたり、運転手の雇用計画を調整されるというふうに向っております。

バス事業者は契約開始に当たって、車両の準備など相当の初期投資が必要になる場合がございますので、契約期間を短期で設定することは、バス事業者の負担を増大させ、そのリスクが委託料に反映される可能性も想定されます。町の長期契約に関する規定では、スクールバスの運行业務など相当の初期投資が必要な業務については最長5年間の契約が認められております。契約期間を長期化することによって、運転手の安定的な確保や経費負担の低減につながるとともに、私ども事務負担の軽減、さらには安定したバスの運行にもつながるといふことで委託者、受託者ともにメリットは大きいというふうを考えております。こういった理由から5年間の契約期間を設定したところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） この予算計上と説明が、今回は逆ではなかったかと思えます。時系列で聞きたいと思えます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、予算関係で申しますと、9月議会の定例会におきまして債務負担行為の御承認をいただいております。その後、10月23日に第4回地域公共交通検討特別委員会におきまして、スクールバス事業の事業概要を御説明させていただきました。

それから11月の7日に、議会全員協議会におきまして契約更新について具体的に御説明をさせていただきました。この契約期間につきましては、11月の全員協議会において御説明をしたところです。

その後、現在、ただいま事業者の募集段階にあるということでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） スクールバスの送迎については、子供の通学の安全はクリアしなければならないのは言うまでもありませんが、より使い勝手のよい取組を検討すべきであると思えます。

例えば先月、議会で高森町に視察に行ったときの話ですが、高森町は14人乗りのスクールバスを5～6台、町で購入し、空き時間を無料で高齢者の買物支援に生かしているとのことでした。

経費は国の交付金で賄うため、町の負担は実質ゼロになるということでした。

この空き時間の活用は、国も進めております。ここにありますが、「児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について」というこれが通達されていると思いますが、本町もこういう取組、ほかに地域クラブ活動への送迎とかの移動手段の確保とか、地域住民と混乗し、輸送手段として活用できる取組、これらも視野に入れながら、活用の範囲を広げていければなというふうに私は思っております。

スクールバスの空き時間の活用について、町はどのような見解をお持ちになるか聞かせていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、高森町のケースについては、人口ももう少ないということで、14人乗りということで動かれております。本町につきましては、菊水地区が4台、三加和地区が3台、全て中型、大型バスを今、運用しているところです。

そういった中で、スクールバスの空き時間の活用についてでございますけれども、先ほどございましたように、午前中は8時で終わりますけれども、午後については基本的には3時半、4時半、しかも日によっては午後から使う場合もあるということで、確実に使える時間というのが8時から13時というふうに私は聞いております。

そんな中で、その大きな中型、大型バスをどういったふうに使っていくかというのは、かなり維持管理費等も含めて課題があると承知しております。事例で挙げていただきました高森のように、14人乗りといった小さなバスであれば、機動力もあって、いろんな活用が検討できるかとは思いますが、和木町で運用しているバスというのは、やはり大きなバスでございますので、その空き時間の利用というのは慎重に検討する必要があると思いますし、これまでもまちづくり課のほうで検討を行い、公共交通会議などでそういったお話をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） それでは財政的に見ても、路線バス助成、そして、あいのりくんの運用事業費、スクールバス事業費、合わせると約1億円以上かかると思います。この資金を効率よく使って住民の移動手段に有効に活用できるよう、町は総合戦略として、住民の移動手段の運営形態の再構築を総合的に検討していただけないものかというふうに思います。

今後、二、三年で新しい方向性を示し、早急に実働する必要があるのではないかと思います。この点について、今、町長もおっしゃいましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

そういった公共交通関係の総合戦略を定めていくというのが町の公共交通会議になります。その中には、当然民間事業者も入っております。路線バスの費用も先ほど出されておりましたけれども、路線バスについては我が町だけで決定できる事項ではございません。今走っているのが玉名・山鹿をつなぐバス、あと南関・山鹿をつなぐバスでございますので、うちの町だけで単独で決定できる事案ではございません。町で単独で行っておりますのは、今あいのりくん、乗合タクシー事業でございます。そういったところも兼ね合いがございますので、その辺を総合的に検討しながら、最終的には公共交通会議の中で決定が図られていくものだと認識しています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） それでは、要旨4について再質問いたします。

ふるさと納税寄附金事業の運用実態についてでございます。今年度と過去5年間の寄附収入額に対する応募費用の割合はどうなっているかお尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えします。

まず、過去5年ということですがけれども、すみません、ちょっと手元に令和6年度のみなんですけど、また過去の分についてはまた後ほど。

令和6年度の経費の負担割合につきましては、45.9%となっております。

なお、ふるさと納税の運用に当たりましては、総務省通知等を踏まえまして、適正な経費率の範囲内での運用を維持することを重視しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 今、答弁ありがとうございました。

これは決算資料から私、引用しているんですけど、令和2年度が49.4%、令和3年度が54.4%、これはまず高巢政権のときです。石原町長になってからは、令和4年度が62.3、令和5年61.5、令和6年54.2、令和7年度は分かりません。先ほど令和6年度が45.9%と言われましたよね。54.2%とちょっと乖離していますけど、私が言いたいのは、今年9月に佐賀県みやき町、長崎県の雲仙市、熊本県山都町が募集費用、経費ですね、経費率が50%を超えたとして、対象から2年間除外された事例があります。2024年度の全国平均では46.4%になっています。このことについて、町はどのように受け止めているか。

加えて、町は国から指導等は受けていないか、お聞きします。これ物すごく私は心配です。よろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、経費の割合につきましては、これは県を通じて総務省のほうから毎年、この経費の割合について、報告のほうをいたしております。その算定の基準に基づきまして、経費を決算額から拾い上げて報告をしているところです。

総務省のほうから、まず返戻割合が3割以下の基準、それから募集費用の総額が5割以下という基準、それから地場産品であるということ、この3つについては厳重に守っていただくようにということで、こちらも県経由でふるさと納税制度における各指定基準の遵守の徹底についてということで、令和7年9月26日付で公文書のほうが発送されているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 過去の事例においては、通達並びに国からの指導とかはなかったということですね。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

そのとおりです。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 返礼品の品質や受け取り状況等について、いろんな投稿がアップされているが、多くが五つ星のポジティブな投稿が寄せられています。一部のレビューを紹介したいと思います。忙しいところ、定期の日程で送られてきて満足してます。お米が高い時期、ふるさと納税であること、助かります。購入して2週間で届きました。梱包も問題なかったです。ふっくらとちょっと甘みのあるおいしい米です。炊きたては特にお米がふわふわとして、ジャーの蓋を開けたとき感動ひときわです。3か月間フルーツ定期便を頼みました。先月はカキ、今月はミカンでした。とても満足な内容なので、最後、何が届くか楽しみです。商品発送やお知らせなどもとても早く、終始安心でした。また、商品と一緒に町のパンフレットなども入れてあり、和水町のよさが伝わってきました。きれいな包装で届きました。とてもよいかと思います。このようなお褒めの言葉がほぼ90何%ですか、あったと思います。

その一方では、残念ながら気になる苦情もアップされてます。4つほどちょっと言いますが、ほかの自治体と比べてレスポンス、対応ですね、対応が遅い。白いお米です。なぜこんなに割れたお米や白いお米が多いのでしょうか。段ボールに一袋ごとに入っているのはよいですが、袋にも米ぬかのかすが散らばっているの、丁寧な扱いをしてほしいです。傷んだものが届きました。要求したら送り直してくれましたが、今までこんなことが起きたことはないと言い訳してきて、非常に感じが悪いです。こういう事例もございます。私が言いたいのは、ほんの一部とはいえ、無視はできません。苦情は謙虚に受け止めなければいけません。こういう対応が物すごく大事な

んです。

町では品質管理やチェック体制はどのようになされているのか。また、商品の管理体制や苦情の対応についての対応策を今後どのようにしたいと考えているかお聞きします。

もう一つ、昨日、荒木4番議員の質問の折、町からの答弁で、そういうネガティブなやつを言ったと。0.001%とか0.何%とか、そういうのを答弁がございました。私はそれは言うてはならないことだと思います。こういう確率の問題じゃなくて、誠意の問題です。ですから、これはこういうことを言うということは、謙虚ではない、そういうふうに思いました。絶対それは言っちゃいけません。もうクレームはただひたすら謝るだけです。これは商売のもう基本です。ですから、そういう発言は、この答弁、誰でも聞いていますので、やっぱり執行部の何て言いますか気持ちと言うか、それが皆さんに伝わりますので、あまりいいことではありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は頑張っているこのふるさと納税の皆さん、本当に敬意を表したいと思っております。そういうことで、チェック体制については、答弁よろしくお願ひします。昨日と重複するかもしれんけど。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品に関するクレームについてですが、その確率の問題で決して言ったわけではなくて、そういうふうを受け取られたのであれば、誤解ということで認識していただければと思ひます。

まず、返礼品のクレームについてですが、クレームがあった場合は、その代替品の返送ですとか、そういった形での対応をしております。また、クレームの方との連絡を取りながら、御理解いただきながら、返礼品のクレーム対応をしているところです。

また、返礼品を送る際に、そういった事業者でどういった形でその梱包をされているのかなど、現場に出向いて状況を確認したり、また、返礼品が返ってきた分については、実際に試食して、どういった味だとか、あとお米についても、当町の返礼品の多くはお米になります。このお米についても、ブレンド米ということで、その米を混ぜた上で発送したりとかしています。ですので、当然、そのブレンド米ということで、新米と違って多少芯が残っているとか、白い粒が見えたりとかというのがあるということは、当然ふるさと納税をしていただく方にも御理解をいただきながら、そこら辺は、購入される方にも、商品のことについて理解していただくということにも努めながら、対応していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

昨日の4番議員の一般質問についての回答となりますけれども、レビュー1のお話、少数の意

見が悪いとは申しませんが、大多数の方が高評価をいただいている中で、評価の悪かった例を事例として挙げられたということに対しまして、この議場という場でそういう発信をされておられましたので、それについて今後の影響について危惧をしたところでございます。

しかし、少数とはいえ、そういった御意見をいただいておりますことは事実でございますので、今、課長からありましたとおり、品質管理等にしっかりと取り組んで、今後そういった和水町の農作物をもっともっと全国の方に知っていただく取組としてしっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間が少なくなりました。最後の質問を受け付けます。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） これからますます国の条件等が厳しくなると思います。今後、町挙げて、ふるさと納税がますます大きくなりますように、十分なチェック体制、それと管理体制を十分行っていていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、秋丸議員の質問を終わります。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

12日金曜日は午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

御起立願ひます。お疲れさまでした。

散会 午後3時52分

1 2 月 1 2 日 (金曜日)

第 4 日

1. 令和7年12月12日午前10時00分招集
2. 令和7年12月12日午前10時00分開会
3. 令和7年12月12日午後2時56分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸要一	10番 笹淵賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 有働和明	書記 倉掛裕美
-----------	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 石原佳幸	副町長 藤本麻衣
教育長 米田加奈美	総務課長 坂口圭介
まちづくり課長 野田敏治	地域振興課長 鍋島忠隆
建設課長 牧野秀彦	税務課長 中嶋啓晴
住民環境課長 上原克彦	デジタル行政推進課長 大山和説
保健子ども課長 永田雅裕	福祉課長 新木 隆
農林振興課長 益永浩仁	農業委員会局長 中山寛久
学校教育課長 中原寿郎	社会教育課長 樋口恭子
特養施設長 前淵康彦	病院事務部長 石原康司
会計管理者 松尾 修	
12. 議事日程
 - 日程第 1 承認第5号 専決処分の承認について
(令和7年度和水町一般会計補正予算(第5号))
 - 日程第 2 議案第64号 和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
 - 日程第 3 議案第65号 和水町専用水道使用料条例の一部改正について

- 日程第4 議案第66号 和水町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第67号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第68号 和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第69号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第70号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第71号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 令和7年度和水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第73号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第74号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第75号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第76号 令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第77号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第78号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第79号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部日程変更について
- 日程第18 議案第80号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）
- 日程第19 議案第81号 指定管理者の指定について
（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）
- 日程第20 議案第82号 指定管理者の指定について（和水町特別養護老人ホームきくすい荘）
- 日程第21 議案第83号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第22 議案第84号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第23 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 同意第4号 和水町監査委員の選任について
- 日程第25 地域公共交通検討特別委員会中間報告について
- 日程第26 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第27 発委第1号 再審法の改正を求める意見書の提出について
- 日程第28 閉会中の継続調査について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

どうぞ御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

上程された議案に対する審議、採決となります。

日程第1 承認第5号 専決処分の承認について

(令和7年度和水町一般会計補正予算(第5号))

○議長(高木洋一郎君) 日程第1 承認第5号「専決処分の承認について(令和7年度和水町一般会計補正予算(第5号))」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号「専決処分の承認について(令和7年度和水町一般会計補正予算(第5号))」は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第64号 和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第2 議案第64号「和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号「和水町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号 和水町専用水道使用料条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3号 議案第65号「和水町専用水道使用料条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 議案第66号について質問させていただきます。

こちらは9月全員協議会で説明をしていただきましたけども、今回、専用水道の使用料金を改正するに当たりまして、現在の料金はいかほどなのか、そして、幾らくらい増額になるのか、お示してください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

鍋島地域振興課長

○地域振興課長（鍋島忠隆君） 亀崎議員の質疑にお答えいたします。

現在の料金についてですが、現在の使用量は1立方メートル当たり12円となります。

改正後につきましては、町の簡易水道条例第22条第1項の規定に準じますので、基本料金が10立米以下が月額税抜き1,600円、使用量が10立米を超えていきますと1立米につき税抜きで160円、それからメーター使用料が1個につき口径20ミリ未満が税抜き50円、口径が20ミリ以上30ミリ未満になりますと税抜き150円、口径が30ミリ以上になりますと税抜き300円という使用料金になります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） すみません、ちょっと私が勉強不足なので補足でお願いしたいんですけど、今、10立米で1,600円、今後、改定すると上がるということで、現在が1立方メートル当たり12円、実際のところの使用量で考えると、1世帯当たり幾らぐらい上がるんですか。何かその辺の数字を出されていますか。分かればお願いします。

板楠団地の方で構いません。もし三加和支所でしか分からないのであれば、三加和支所でも構いません。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

鍋島地域振興課長

○地域振興課長（鍋島忠隆君） ただいまの御質疑にお答えします。

では、板楠団地の入居者の方の1か月当たりの料金を申し上げます。平均値になりますが、年間で2,780円程度、今お支払いいただいています。上半期・下半期を分けて半年ごとに請求を行ってましても、現在は年間で2,780円程度の使用料金となっています。

今後は、板楠団地の入居者に関しましては、先日の提案理由の中でも条例改正の中でも設けてますが、施設に係る電気料等の費用負担、施設の管理料の費用負担を御負担いただくということにしておりまして、単価を申し上げますと12円から13円程度になるのではないかなというふうに見込んでますので、現在が今、立米当たり12円でございますので、もうほとんど変わらない、団地の入居者においてはほとんど変わらない使用料金、使用料金といいますか費用負担というふうになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時7分

再開 午前10時10分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鍋島地域振興課長、追加答弁をお願いします。

○地域振興課長（鍋島忠隆君） では、板楠団地入居者の方に関しての使用料について、再度、御答弁申し上げます。

ただいま1立米当たり12円の使用料を支払っていただいています。

改正後については、第3条で改正を行いますただし書の部分で「その他の施設については」ということで規定を設けまして、中林地区に設置しております水道施設の給水ポンプ等の電気料、これを一部負担していただくということです。その立米当たりの単価はおおむね12円程度ということで、入居者の方に関してはほとんど変わりはないというような状況になります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。3回目です。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

ちなみに入居者、板楠団地の方々に対する説明等は行われたんでしょうか。もし行われたのであれば、そのときの御意見等も併せてお答えください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

鍋島地域振興課長

○地域振興課長（鍋島忠隆君） 御質疑にお答えします。

板楠団地の入居者の方に関しましては、改正後も、先ほど申し上げましたとおり実質的な負担はほぼ変わらない状況にはございますが、年明けて板楠団地の初寄りの中で、板楠団地を所管します建設課と地域振興課であちらのほうに出向いて、説明を行う予定としております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号「和水町専用水道使用料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号 和水町乳児等通園支援事業の整備設備及び運営の基準に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、議案第66号「和水町乳児等通園支援事業の整備設備及び運営の基準に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論をします。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

この採決は起立によって行います。

議案第66号「和水町乳児等通園支援事業の整備設備及び運営の基準に関する条例の制定について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5 議案第67号「和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第67号「和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第6 議案第68号「和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号「和水町子育てひろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第7 議案第69号「和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第69号「和水町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第70号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第8 議案第70号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第71号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(高木洋一郎君) 日程第9 議案第71号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 令和7年度和水町一般会計補正予算(第6号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第10、議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番(亀崎清貴君) 議案第72号、和水町一般会計補正予算の20ページ、款項でいきますと、9款消防費、1項消防費、2項非常備消防費の備品購入費1,500万4,000円の減額補正について伺います。

説明では令和7年度、当初予定していた補助が受けられなかったというふうなところですけども、これはずっと一般質問で私もお願いをさせていただいて、ぜひ非常備消防団に対する活動服を支給していただきたいというふうなところで、ずっと長年お願いさせていただいたところなんですけど、次年度以降、今年度は取れなかったんですけど、次年度以降はどのような形で取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長(坂口圭介君) 亀崎議員の御質疑にお答えしたいと思います。

令和7年度におきましては補助金申請が不採択というところで、今回、令和7年度におきましては取りやめたというところがございます。

令和8年度におきまして、また申請を行いまして、採択されたときには実行したいと、購入していきたいと考えております。なかなか狭き門の補助金でございますので、粘り強くやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番(亀崎清貴君) ぜひ、引き続き取り組んでいただければと思います。消防学校に行かれると分かるんですけども、和水町は団服なんですよね。ほかの市町については、活動服を結構、

皆さん着て参加されておられます。

そういったところもございますし、また質問等でも申し上げさせていただきましたけども、近年の猛暑、そういった中でも厚手の団服を活用して消防活動に当たらなきゃいけないとか、また式典等も団服等で参加しなきゃいけないというふうなところもございます。

そういった中でぜひとも従事する消防団員の環境改善のために活動服の支給のほうを粘り強く交渉していただいて、補助金を取っていただいて、次年度以降、頑張っていたいただければと思います。質問のほう、そちらのほうはは終わらせていただきます。

議長、すみません質問がですね、私もタブレットを使うのが慣れてなくて前後して申し訳ないんですけど、16ページの2款総務費の企画費です。公有財産購入費1,000万円、こちらについて、お伺いさせていただきます。

今回、旧菊水南小学校跡地取得費用として1,000万円計上されておられます。こちらについては全協であったりとか、また、昨日までの一般質問等で御意見が出されましたけども、こちらの南小学校に当初、進出する予定だった企業についてですけども、もうどんなに交渉しても難しい状況なんですか。

当初、契約更新を様々な外的要因の結果、延長という運びになったと思っておりますけども、それから向こう側から今回、引き上げたいという文書等が来たということは承知しているんですけども、協議等を重ねられたということでございますけども、やはりもう一度、考えを改め直していただいて、再度、当該する小学校跡地に進出するお考えはないのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

この件につきましては、全協等でも説明してまいりましたが、まず今回の場合、指定期日の延長をされまして、その工場の操業に向けての投資や準備を進めていたにもかかわらず、その相手方にとりましては予測回避が困難な特殊な外的要因によりまして事業を断念せざるを得なくなったというふうに理解しております。

町としましては、相手方からの申出はやむを得ない事情による合理的な判断と理解しておりまして、相手方の主張されます意思を尊重したいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 企業側については、様々な外的要因、資材高騰であるとかまた物価高騰等、様々な要因がある中でやむにやまれずそういうような判断をされたのかなというふうに思います。

今後、買い戻す後ですけども、これまでの質問等では町として企業誘致を進めていくというふうな御答弁をいただきましたけども、企業誘致を積極的に進めていかれるという考えについては

お変わりはないのか、再度、お聞きして終わりたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

先日の一般質問の中で御回答しましたとおり、もし所有権のほうが移転して町の所有となった際には、私のほうでトップセールスによってしっかりと企業誘致のほうに取り組んでまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） では、13ページの21款諸収入、6目雑入、2の雑入、和解金100万円と16ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の16節の公有財産購入費1,000万円、このことで質疑をいたします。

まず、13ページの和解金ということですが、売主は和水町、買主は企業でございます。

そもそも、企業はこの和解、またこの契約破棄、一般質問でも申してますが、重ならないように言いますけど、企業はこの契約を守ると言っているのか、もう最初から守らないという体制で交渉に臨んでいるのか、和解というスタンスで企業側は何と言って交渉に臨んでいるのかを聞きたいと思います。

また、この100万円の提示は和水町が行ったのか、この買主の企業が行ったのか。この100万円の提示はどちらが行ったか。

そして、この契約書自体、この企業は守るというスタンスでいるのか、それとも最初から和解という、もう守らずに和解という形に持ち込む姿勢でいて交渉に臨んだのか、そういう企業側のことをまず聞きます。

16ページの1,000万円に関しては、この1,000万円はどこからの基準で出てきたのか。契約書に書いてある金額なのか、何の基準でこの1,000万円というのが出てくるのか、この点をお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。幾つか御質問がありましたので、答弁漏れがありましたら申し訳ございません。

まず、和解金の趣旨ですが、和解金というのはそもそも紛争や契約関係を円満に解消するために当事者間で取り決める金額ということになります。

今回のケースは、訴訟や損害賠償請求を前提とするまず違約金ではなく、あくまで双方合意による契約解除に伴います和解金という性質のものになります。

金額の設定につきましては、紛争や契約関係を円満に解消するために当事者間で取り決めるということが前提である中、当時、町から企業側へ売却した際の売買代金の100分の10に相当する

額を基準としております。この設定は行政が公共工事や業務委託契約等で設定する一般的な補償金の額に相当しまして、また企業側と合意の上で交わした契約書にも記載されている補償金の額にも相当いたします。

訴訟等を前提するものではなく、円満かつ早期に契約を終了するという和解の目的に照らして、町としましては双方が合意し得る妥当性のある金額設定だと考えております。

また、売買の1,000万円につきましては、当時1,000万円で売却をしておりますので、その金額で買い取るということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 質疑ですか、挙手をお願いします。ちょっと待って静粛に。

今ので1つ答弁漏れがありました。和解金額はどっちが提示したのかということが漏れておりましたので、そこを答弁してください。

追加答弁をお願いします。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えします。答弁漏れがございました。大変失礼いたしました。

和解金につきましては、町のほうから提案しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 第一答弁の中で、答弁というか1番目の質疑の中で聞いたかったのは、「企業側が何と言っているか」を聞きたいと思って質問しました。

ですので、第2回目の質問の頭で、この企業側は何と主張しているのかというのを聞かせてもらえませんか。

町は今、言われたとおりの対応されてたと。一般質問でも聞きましたが、町には一切瑕疵はないと。契約書にも一切、契約書に限って言えば町には何の落ち度もないというスタンスで今あるわけですね。

企業側は何と言ってるかを私は聞きたいと思って第一答弁のところで言いたかったんですが、伝わらなかったの、第二質問の1番目に、この企業側が今、何と言ってるかを聞かせてくださいということでございます。

その次、この契約は、町有財産売買仮契約書、町有財産無償譲渡仮契約書に基づいて行われました。

まず、町有財産売買仮契約書の冒頭は、読みますが、売主が和水町ですね、買主が企業ですね、「和水町学校跡地施設活用事業公募型プロポーザル実施要領及び甲が提出した事業提案書に基づき、次のとおり町有財産売買仮契約書を締結する」とあります。

現在、このプロポーザルの実施要領並びに事業提案書というのはどうなってるのかなと。

どうなってるかというのは、一般質問の中で何回も聞きましたが、もう関係ないようなことを

言われるんですよね。

でも、契約書にはちゃんと書いてあります。この契約書に記載がない項目は、全て実施要領を参照してこの契約書が結ばれているわけですから、この実施要領がないといたら、もうこの契約書自体がもうおかしくなってしまうんですね。

でも、実施要領はもう関係ないようなことを町が言われますが、第2質問で聞きたいのは、このプロポーザルの実施要領、これはどういう形、今どうなってるのか、ちゃんと生きてるかどうか、もう契約書を結んだからもうこの実施要領は関係ないのかどうか、そういうのを聞きます。

もう一つは、実施要領の中には、プロポーザルの実施要領ですね。その3ページの10番です。契約不履行に対する措置、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として町に支払うこと。これは現在も生きてるんですか、それとも無効になってるんですか、それを聞きます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 整理させていただきますが、まず第一に、企業はこの契約の解除についてどう言っているかと。

○6番（齊木幸男君） 町じゃなくて企業側が何と言ってるかです。

○議長（高木洋一郎君） それから2つ目に、要領は現在も生きてるのか、効力があるかということですね。

○6番（齊木幸男君） そうです。

○議長（高木洋一郎君） それでよろしいですか。

○6番（齊木幸男君） それと、要領の中の契約不履行の措置の100分の30というのは生きてるかどうか。

○議長（高木洋一郎君） 今、整理いたしました3点について、答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、企業側が今回、和解の件についてこちらの提示した条件に関して、どのように言われているかということですが、これに関しましては、あくまで和解ということで、こちらから提示している内容に御理解をいただいているということになります。

それからプロポーザルの要領の件ですが、議員が御指摘する契約書冒頭の実施要領への言及につきましては、あくまで契約に至るまでの経緯等前提を示すものです。

原則としまして法的効力、拘束力を持つのは契約書本文に条文化・明文化された内容となります。

確かに議員の御指摘する実施要領は重要な参照資料であるものの、それ自体は契約書本文と同等の法的効力を持つものではありません。一般的な法的解釈では、当事者が最終的に合意し法的拘束力を持たせることを明確に意図した文書である契約書本文の条項が優先されます。

そのようなことから、3点目の100分の30の違約金につきましても、あくまで契約書の条文のほうが生きてくるということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 答弁漏れはありますか。

再度、答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 答弁漏れがございました。失礼いたしました。ただいまの御質疑についてお答えいたします。

今回は和解金です。違約金ではございませんので、そこを十分御理解いただければと思います。以上になります。

○6番（齊木幸男君） ……（マイクが入っていない） …… 売買代金の100分の30の金額を払うというのは、もう関係してないのか。まだ払わなきゃいけないのかを聞いてるんですよ。

○議長（高木洋一郎君） 理解できましたか、質疑の内容。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

先ほども答弁いたしました、あくまで契約書の条文が生きてくるということになります。

です。100分の30についてプロポーザルの要領で明記されておりますが、契約書のほうではその違約金と明確には出ておりません、契約書の中ではですね。

この契約書の中で、まず第20条の買戻権の行使、この買戻権の行使というのは、指定用途以外の用途に供したとき、また、指定期日までに事業を開始しなかったとき、指定期間中に指定用途に供さなくなったとき、権利の設定をしたとき、こういった場合に、契約保証金相当額については町は返還義務を負わないというふうになっております。

また、第21条の契約の解除、こちらのほうで契約に定める義務を履行しないとき、また、提案書に記載された事業に反したとき、催告なしに直ちに契約を解除する。この場合にも契約保証金相当額については、甲は、町は返還義務を負わないというふうになっております。

この部分が違約金に相当するものと契約書の中では理解しております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑は。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） ……しませんが、私は、この契約不履行の違約金が生きてるかどうかを聞いてるんですけど。払わなきゃいけないのか、払わなくていいのか、そのことを聞いてるんですけど。

だから、その説明はもう一般質問でも何回も聞きましたけど、払わなきゃいけないんですか、払わなくていいんですか。もう免除されるんですか。もうプロポの要項の、ここはもう関係ないと、もう生きてないのか、それともまだ生きてるのかを聞いてるんですけど。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、今回は契約違反ではないのかと。

まず、事業を実施したいものの相手方に起因しない要因によって実施できない状況であり、そして売買契約書中の先ほど言いました第12条から第15条までに規定する義務に違反しているという事実もございません。

そのようなことから、契約書中に定めることにはない申出によりまして、まず契約を解除すると、それを和解によって解除するということになります。

ですので厳密に言いますと、この和解金の設定につきましては、契約書の先ほどありました契約保証金ですとかプロポーザルに出てきます違約金というものではありません。

ただ、何かしらのその和解金としての根拠を持たせるために契約書中に出てくる100分の10という契約保証金相当額というものを和解金として設定しているものです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 3回目の質問です。2つ聞きます。

和水町学校跡地活用事業公募型プロポーザル実施要領（旧菊水南小学校）、3ページの10、契約不履行に対する措置「事業者が契約を履行しないときは売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として町に支払うこと。この場合において町長が必要と認める場合は、土地や建物等の全部または一部を当該事業者から買い戻すことができること」と、この要領には書いてあります。

これは、現在も効果を発揮しているか、もうこれはなくなってしまうと契約書の中の条文に、法律用語ですから分かりませんが、置き換わってるというんですか。ですので、この100分の30の違約金というのは消滅してるというんですかね、なくなってるんですかね。それかほかのものに置き換わったか、ここをはっきりと聞きたいと思います。

もう一つは、機会損失です。契約は3年間、そして町は買主の企業側からの申出で、もう3年間延ばして計6年間になりました。そして4年目に事業が終わるということで今、話が進んでます。

ですので、4年間、何も事業が行われなかったわけですね。1番損失を受けたのはやはり町民だと思ふし、和水町だと思います。当時、一緒に行われたほかの学校は全て活動がされてますが、南小だけこうなってます。

私は、機会損失の補償とか、それをどういうふうにするか、ちゃんと企業側と話すべきだと思います。それが行われたかどうか。行われてないとすれば、今後はそれを求めるのか。これを聞

きたいと思います。

2つです。

1番目は、プロポの要項は現在もしっかり機能しているかどうか、それとも消滅してしまってもうないのか、ほかのものに置き換わったか。ここをはっきりと聞かないともう先に進みませんので、そこのところをお願いします。

○議長（高木洋一郎君） もう一度、確認しますけれども、実施要領は今も生きていますか、それが適合かということですよ。

○6番（齊木幸男君） 100分の30というところが生きていますか。

○議長（高木洋一郎君） 100分の30が生きていますか。

それから2つ目は、町及び町民の4年間の機会損失については、話し合ったかどうか。

○6番（齊木幸男君） もしも話し合っていないなら、これからちゃんと企業側にそれを言ってもらいたいと。

○議長（高木洋一郎君） ということですか。大丈夫ですか。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、プロポーザル要領の100分の30につきましては、先ほどから何遍も答弁いたしますとおり、契約書にあります契約保証金相当額、具体的には「違約金」とは明記しておりませんが、先ほど説明いたしました契約保証金の額については返還しない、ここの部分に相当するというふうに考えております。

また機会損失につきましては、これも議会全員協議会の中で和解の内容について説明してまいりましたが、お互い、当然、債務不履行ではないんですが、それに対する損害賠償というものは発生していないというふうに考えております。この件につきましても、複数の弁護士等に確認しながら進めていた内容になります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 今の和解金等廃校管理経費について、私も質問させていただきます。

先ほど、まちづくり課長の和解金の答弁の中で、当該企業等と紛争とかのための和解金と。

今、町はこの企業と紛争している状況なのか、状態なのか。何だかですね、聞いていると代理

戦争をしているような私、感覚がするんですけど、そこら辺の認識をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えさせていただきます。

今現在、紛争状態にあるとかそういうものではございません。

ただ、こちらから和解の内容について提示しておりますが、またその和解の内容によっては、今後、紛争になる可能性もあるというふうな認識をいただければと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 私はそもそも和解金は要るのかなという感覚ですけど、そこは置いといてですね、町民からの声というのが私の下にももちろん参ります。

南小の跡地を買い戻すことに対していろいろな意見を頂戴します。負の遺産になるんじゃないかと。これが1番私の中で、私が言われる町民の方の声が一番多いんですよ。

それと地元の企業さんですよ、丸美屋さんというのは。名前を出していいのか、分かりませんが。この地場産業の振興にとっても大きなイメージダウンをさせているんじゃないかという声もあります。これまでの経緯などはもう皆さん御存じなのでもう私は何も言いませんけども。

先ほど、町長は、企業誘致に全力を尽くすというふうに答弁をされました。あれだけ、言い方は悪いですけど、住民運動というか、そういうことが行われた場所に企業などが来られるとか、本当に思っておられるのか、また企業誘致をどのように進めていかれるのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

当然、これまでの経緯を踏まえまして、地元の皆様の理解、御協力というのが大前提になるかと思えます。

しかし、町の貴重な町有地財産でございますので、そこにしっかりと企業誘致できるように取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番 白木議員

○5番（白木 淳君） 3回目ですので、もうちょっと。

買い戻すことによる経済的損失、また今から維持管理というのが絶対、出てくると思うんですけど、そういう経費についてどのように考えておられるのか。なるべく早くどういうふうに企業誘致だけじゃないですけどね、企業誘致だけがあれじゃないですけども、町の負担をなるべく少なく済むようなことを考えているかどうか、そこについて、お答え願いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、今回の補正予算でも計上しております企画費の委託料の中で、除草等維持管理業務委託料というものを32万3,000円予算計上させていただいております。

この分につきましては、町が土地を取得した後の周辺の草刈り業務ということで、そういったものが、これは1回分なんですけれども、こういったものが経費として発生してくるということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。経済的損失のお話かと思えます。

当初の計画では事業費60億円の投資をなされると伺っておりました。これについて契約解除になり、そういった投資が行われなかったという状況になりました。そのことにつきましてはもう大変、遺憾に考えております。

しかし、その後の活用をさらに進めていくことによって、また新たな企業の誘致ということに取り組んで、維持管理費を抑えることだったり、また新たな企業の進出によって経済的効果が生まれてくるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 第3表の債務負担行為について質疑をいたします。

3表なので7ページ、上から3段目の令和8年度給食配送業務について、お聞きをいたします。

551万円、債務負担行為で上がっていますが、その内容をお示してください。何のための。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 荒木議員の御質疑にお答えいたします。

給食配送業務につきましては、令和8年度で3年目を迎えます。菊水共同調理場から菊水中学校、菊水小学校へ配送を行っておりますその業務でございます。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 続いて、先ほどから多くの御質問がありました総務費の財産管理費の、すみません、和解金のほうですけれども13ページです。

13ページの和解金についてですけれども、先ほど、6番議員のところ非常に鋭い質疑がありましたが、先ほどの答弁のとおり本文のみを重視されているという内容で今、お示しがありました。

しかしながら、この契約書を見ますと、第15条の2、「乙はこの契約に定める義務の履行のほか、公募型プロポーザルに基づく跡地施設の活用に関する条件を遵守しなければならない」ということで、これはもうプロポーザル要項に基づく跡地施設の活用というところに書いてあるんですね。

そうすると、跡地施設の活用に関する条件というところの契約不履行に対する措置にその100分の30の相当する金額ということが違約金で明記されてるわけです。

ということは、同等じゃないかなと私は思うんですけれども、契約上ですね、契約書にもそういうふうにプロポーザルに準じてやってくれと。そしてプロポーザルの要項には、契約不履行に対する措置を書いてあると。

どうでしょうか。同等だと私は思うんですけれども。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

先ほどから何度も答弁いたしておりますが、契約不履行に伴います契約違反ではなく、今回はその契約書に定めのない相手の申出による契約解除ということで、違約金ではなく、あくまで和解金として今回、協議をするということになりますので、そもそものその違約金、和解金そこ辺りの考え方ということになります。

あくまで和解金として、契約不履行ではない和解金としてということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 議案第72号「令和7年度一般質問補正予算案（第6号）」について、13ページ、21款諸収入ですね、100万円について先ほどから質疑があつてますが、私のほうも質疑をしたいと思います。

私もこの件については複数の弁護士さんに御相談をさせていただいております。契約書とプロポの要項は1セットで考えるべきだというふうに言われました。

それに基づきますとですね、和解金100万円の件ですが、これはまず操業の実態がないのに町は不履行でないとして押し通すことに私は無理があると思います。どんなに言い訳を言っても操業の実態がないという結果になっていますので、違約金300万円は発生すると考えております。

町は相手企業に対して300万円の違約金を請求した事実はあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、今回その申出による契約の解除、そして相手方の事業を続行したいが難しい事態となった。こういったことを踏まえまして、契約の不履行ではなく契約を解除するということとなります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 300万円は請求したか。

続けてどうぞ。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） 答弁漏れがございました。300万円、違約金については当然、違約金ではありませんので請求しておりません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） それでは第二質問ですが、相手企業と交渉を、協議をなさったと思いますが、その中でどういったことが話し合われたか分かりませんが、何がかみ合わなかったのかなと今、相手が100万円しか払えないと言われたのか、それとも町サイドで100万円で決着する提案をしたのかという事実関係、先ほど町から提案しましたというお答えでございました。

私はですね、やはり行政運営は法にのっとり進めていかねばなりません。その都度、その都度、何か解釈を都合のよいほうにやっていっては本当にいけないなというふうに思っています。

今回の場合はですね、雑収入を和解金100万円でなく違約金300万円で予算計上するべきだと考えています。

修正はできませんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

補正予算（第6号）で御提案しておりますとおり、和解金100万円ということで御提案させていただきます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹淵議員

○10番（笹淵賢吾君） 13ページの件はいろいろ出ておりますので、別のところで質疑したいんですが、同じ13ページの諸収入です。

雑入のところですが、多目的機能支払交付金事業返還金6万5,000円、それから農業用機械等

整備事業返還金18万8,000円と。このことについて、説明をお願いしたいということ。

それから、20ページの学校給食費の関係ですけれども、学校給食補助金が90万円ということで、今回、上げられております。これは、物価高騰の折だと思えますけれども、米をこれまで農協のほうから購入をして学校給食に入れているということでした。大体1俵当たり1万8,000円ということでしたけれども、現在どれぐらいの価格で入れているのか。

それと、この90万円はどのような形でプラスアルファにキロ当たり幾らぐらいになっていくのかということ。

それからもう一点は、22ページに職員手当の内訳ということで、補正後と補正前ということですと金額が書いてあります。

この補正前というのは9月議会で、補正後どれだけになるというそういう提案をされて決定をしたという経緯があるかと思えますけれども、ここに書かれている補正前というのは、9月議会の補正後ということで捉えていいのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） まず、13ページ、農業関係の諸収入について説明を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質疑にお答えします。

まず、多面的機能支払交付金事業の返還金でありますけれども、これにつきましては、2つの参加された地域が令和6年度で解散するという事になったという経緯があります。

その中で、その交付金を頂いた残金が残っておりますので、それを返還するというふうな金額となっております。

あと一つ、農業機械等整備事業返還金でございますけれども、これは町の農業機械等の補助金で購入された方で、令和4年度に購入された方が理由がありまして、その購入した機械を売却するというふうな案件が発生しました。

それは現在の返還金の部分で戻す金額が発生しましたので、その分についての返還金ということになっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、20ページの学校給食費の件です。

執行部の答弁を求めます。

中原学校教育課長

○学校教育課長（中原寿郎君） 20ページの学校給食費補助金90万円の増額につきまして、御質疑にお答えいたします。

まず米価につきまして、先ほど1万8,000円ということでしたが、米価の推移について申し上げたいと思いますが、議員おっしゃいますとおり米につきましては農協のほうから購入をさせていただいております。

おとし、令和6年10月までが1俵当たり1万8,000円でしたが、その後、令和6年の11月からは1俵当たり3万3,000円に増額となっております。さらに今年11月からは1俵当たり4万5,360円ということで年々、非常に大きく増加しております。1万8,000円から比べますと、

もう現在2.52倍ということで増加しているような状況です。

それから90万円の内訳根拠ということでございますが、今、申しました米価の高騰による影響分としまして60万円でございます。これは11月以降、米飯給食をどれだけ提供するかという部分なんですけども、見込みでは4校分としまして48.7俵を使う見込みがございます。その分として60万円を増額させていただきます。

それからあと30万円につきましては米価以外にも副食費ですね、米以外にもいろいろなもの高騰しておりますので、その分として1%として30万円、合わせて90万円ということでございます。以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 3つ目の給与明細書については、予算で、人件費等の補正があった場合に、それを説明する資料として添付されているものでありますので、予算書ではございませんが、質疑がございましたので、特に認めます。

執行部の答弁を求めます。

坂口総務課長

○総務課長（坂口圭介君） お答えしたいと思います。

22ページの給与費明細書の2段落目の職員手当等の内訳の補正前の数字はいつのタイミングなのかというところでございますが、ここの数字につきましては、御承認いただきました承認第5号「和水町一般会計補正予算（第5号）」の専決処分の数字でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹淵議員

○10番（笹淵賢吾君） 13ページの多面的機能支払交付金事業返還金のことです。

2地区が撤退したとかこの事業を止められたということですが、その理由としてはどういことが上げられますか。例えば、地区全体でやるようなそういう人がいなくなったとか、何かいろいろあるかと思えますけど、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、学校給食関係は分かりました。

それで最後の1点ですが、答弁がありました、実は9月議会の補正後と補正前、この関係で9月議会でも職員手当の内訳でありました。

見たらですね、補正前が9月の補正後の金額が今回の12月の補正前になるわけですね。課長、そうですね。

それで、見てみますと。

○議長（高木洋一郎君） 笹淵議員、ちょっとお待ちください。

先ほどの答弁は専決処分してますよね。その額という答弁がございました。

ですから9月補正後の金額ではないという答弁がございましたが、御理解していらっしゃいますよね。

○10番（笹淵賢吾君） それでは金額、分かりますか。

○議長（高木洋一郎君） タブレットに入ってます。

○10番（笹渕賢吾君） だけん、この金額でしょ。

○議長（高木洋一郎君） 専決処分をいたしました案件の最終ページ、給与明細書の中に数字は入っております。

専決処分で人件費を補正してますからですね。

（不規則発言あり）

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

益永農林振興課長

○農林振興課長（益永浩仁君） ただいまの御質疑にお答えします。

多面的機能支払交付金事業で令和6年度で脱退されたということでありまして。

その内容につきましては、1団体につきましてはやはり後継者、今後また5年間の活動についてできないということで判断されたこととあります。もう一保全隊につきましては、分かりやすく言えば3つの地域でつくられた保全隊が解散すると。その後、細かく2地区の保全隊が設立されて活動されているということとあります。

その中で大きく3つで活動することが困難になったということでの解散というふう聞いております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありますか、笹渕議員。

○10番（笹渕賢吾君） ありません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算」に対する修正動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の2の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

○議長（高木洋一郎君） 局長が確認をいたします。

ただいま4番議員、荒木議員から動議が提出されました。所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午後1時19分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、荒木議員ほか3名から修正の動議が提出されましたので、提案者の説明を求めます。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算」の修正案について、説明をいたします。

議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算」の一部を次のように修正する。

第1表歳入歳出の予算をつぎのように改める。

歳入。

20款繰越金、1項繰越金、補正前の額1億1,858万8,000円、補正額5,378万1,000円、合計1億7,236万9,000円。

21款諸収入、5項雑入、補正前の額1億8,269万8,000円、補正額325万3,000円、合計の1億8,595万1,000円。

続いて21款諸収入、5項雑入、補正前の額1億5,371万4,000円、補正前の額325万3,000円、合計の1億5,696万7,000円です。

歳入合計が113億7,781万5,000円。

続いて、歳入歳出予算事項説明書を御覧ください。

この修正案は、歳入の21款諸収入、第5項雑入の補正額を、和解金の100万円から減額補正ゼロにし、違約金の300万円に増額補正し修正するものであります。

修正案提出の理由は、旧南小学校跡地の契約に係る契約不履行により違約金の未収入額が発生しているためであります。町有財産売買契約書では、第15条の2に「乙はこの契約に定める義務の履行のほか、公募型プロポーザルに基づく跡地施設の活用に関する条件を遵守しなければならない」とあります。

同じく、プロポーザル要項、跡地施設の活用に関する条件（10）には、契約不履行に対する措置として、「事業者が契約を履行できないときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として町に支払うこと。この場合において、町長が認める場合には、土地や建物の全部または一部を当該事業者から買い戻すことができること」とあります。

本予算案では、町は土地並びに建物において1,000万円で購入しを認めております。また、以前に当該事業者による契約解除の申出も受けています。

よって、事実上、履行不能の状態であり、契約不履行として売買代金1,000万円の100分の30に相当する金額300万円を違約金として受け取ることは町としての権利であります。

これが修正案を提出する理由であります。将来にわたり和水町が契約による不条理な前例をつくらぬよう、議員の皆様の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） これより本修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） ただいまの修正案について、私も勉強不足なので教えていただきたいです。事項別明細書ですとか修正案の中で、当初、和解金として諸収入に入れてあったものを今回、また諸収入で違約金として300万円、上げてらっしゃいますけど、この款項についてなんですけど、諸収入で上げてらっしゃいますけど、補償補填及び賠償金ではないかなというふうに考えるんです。

といいますのも、先ほどの提案理由の説明の中で、町が被害を受けた場合であれば、その補償補填及び賠償金のほうに該当するのではないかなというふうに考えるんですけども、その辺りの見解をどのようにお考えなのか。この諸収入のほうで間違いないのであればいいんですけども、その辺についてお知らせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 提案者の答弁を求めます。

自席で結構です。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時26分

再開 午後 1 時28分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の答弁を求めます。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） ただいまの質問にお答えします。

損害賠償について、本契約書の内で第22条にありますけど、この契約損害に対する損害賠償の規約があります。現在、その数値の把握ができておりませんので、それは私、この段階では金額に入れておらないということです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 損害賠償の話について質問させていただいたわけじゃなくて、款項的に、今回、当初は町としては被害を受けたというわけではなくて、あくまで和解というところで諸収入で上げてらっしゃったと。

今回、違約金というところで上げておられます。そのような場合であれば、補償補填及び賠償金ではなくて大丈夫なのかなと思ったので、質問させていただいたところなんです。町が被害を受けた場合であるとか、もしくは町が被害をもたらした場合、そういった場合はこの補償補填及び賠償金のほうに該当するのではないかなと思って質問させてもらったんですけど、それは問題

ないということであれば、私は大丈夫ですけど。

今後、これがもし可決等されていったときに、入りとして入ってきたところがそこで問題なければいいんです。

その賠償金の額がどうのこうのということを質問したわけではありません。

○議長（高木洋一郎君） 質問の趣旨は、違約金で大丈夫なのかと。補填補償には該当しないんですかということでしたので、そういうことですか。違約金で間違いないかという質疑です。

そうですね。

○1番（亀崎清貴君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 提案者の答弁を求めます。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 違約金で間違いはありません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この討論は、一括討論といたします。

まず、議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算」の原案に対する賛成討論はありませんか。

11番 坂本議員

○11番（坂本敏彦君） 原案である議案第72号「令和7年度一般会計補正予算」に、賛成の立場から討論を行います。

今定例会の一般質問で、旧菊水南小学校に関わる土地売買契約の解除は相手方の契約違反によるものであるとの御意見がありました。

これに対して執行部の答弁は、契約に違反する事実はなく、工場の操業に向けて投資や準備を進めていたにもかかわらず、予測回避困難な特殊な外的要因により事業を断念せざるを得なくなったとの理由で、相手方からの申出によるものである。

しかし、契約書に申出による契約解除に関する規定がないこと、また、買戻権の行使に当たる事実がないことから、和解により契約関係を終了させる対応方針を選択したとの説明がありました。

また、契約関係を終了させる和解については、法的に明確にして円満に早期かつ経済的な解決を進めるためには必要なものであるとの答弁もありました。

今回、その関連予算として和解金と公有財産購入費が計上されています。和解は紛争や契約関係を円満に解消するために、当事者間で取り決めることが一般的であります。

今回の和解金の設定は、紛争や契約関係を円満に解決するために当事者間で取り決める中で、町執行部はこの金額を相手方と合意する見込みの上で、今回の補正予算に計上されたものです。

仮に、予算計上額以上の和解金を請求した場合には、相手方との交渉が難航して裁判に発展した場合には、長期にわたる紛争が懸念され混乱が長期化するおそれもあり、双方にとって望ましいものではございません。

今回の和解は、合理的な問題解決方法であり、また、土地購入により旧南小学校跡地を企業誘致の候補地として活用するためには必要不可欠でございます。

また、今回の補正予算には町民生活に密接に関わる予算やまちの発展と活性化に向けた予算も計上されております。

よって、議案第72号「一般会計補正予算」について、賛成するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願いして、賛成討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論はありますか。

2番 千々岩議員

○2番（千々岩 繁君） 先ほど提出されました議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第6号）」の賛成討論をさせていただきます。

本補正予算内に計上されている旧菊水南小学校跡地取得費用1,000万円及び和解金100万円を含む議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第6号）」につきまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

今定例会において、旧菊水南小学校に係る土地売買契約の解除について、相手方の契約不履行による契約違反である以上、契約書に基づき違約金を請求すべきとの意見が示されたところでございます。

しながら、本件は令和7年6月4日付で相手方より契約解除の申出がなされたものの、当該契約書には、相手方からの一方的な解除を予定する規定が書かれておらず、町としては適切な対応を検討するため、顧問弁護士等の専門家の意見を踏まえつつ慎重に協議をいたしました。

その結果、本件は直ちに相手方の契約違反と断ずるべき性質のものではなく、双方の事情を総合的に考慮し合理的な合意解除、いわゆる和解によって解決を図ることが行政として最善であるとの判断が導かれています。

相手方は工場操業に向け相応の投資と準備を進めていたものの、相手方自身では予測も回避も困難な外的要因の発生により、やむなく事業の断念に至ったものであります。

町としてもこれらの事情を鑑みれば、相手方からの申出には合理性があり、信義則に照らしても理解し得るものであると判断されています。

このため、今回、計上される和解金は契約違反を前提とした違約金ではなく、紛争を未然に防ぎ契約関係を円満に解消するための合意による解決金であり、その性質は全く異なるものであります。

執行部の説明によれば、仮に町が契約書に基づく違約金として売買代金の100分の30を強く主

張する場合、相手方との協議は難航し、円満かつ早期の解決は困難となるおそれがあります。

その結果、争いは長期化し多額の訴訟費用や行政リソースを費やすことになり、地方自治法第2条第14項に定める最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本原則にも反し、町民利益を著しく損なう懸念が生じます。

また、地方自治体が紛争解決に当たり、訴訟ではなく合意による円満な解決を追求することは行政の裁量権の範囲内であり、判例上も最高裁の判例で昭和53年3月30日に行政の合理的裁量として尊重されるべきものとされています。本件はまさにその趣旨をかなう判断であり、行政運営として妥当かつ適正であると考えます。

以上、申し述べましたように、本件の契約解除は厳密な契約違反と断定し難い事情を有すること、合意解除による紛争の早期解決は町民利益の保護に資すること、訴訟等による長期化を避け、行政資源を適切に節約する判断は地方自治法上の行政原則に合致していること、これらの理由により、議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算（第6号）」に賛成するものであります

議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜り、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 次に、修正案に対する賛成討論はありますか。

6番 齊木議員

○6番（齊木幸男君） 令和7年12月11日金曜日午後1時43分、6番議員、齊木幸男です。

議長のお許しを得て、本案に賛成の立場で討論いたします。

議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算」に対する修正動議に賛成であります。

議員の皆様、町長はじめ執行部の皆様、私はこの議会に提案されました旧南小学校跡地施設活用事業に関する契約解除を契約書のとおり合意して解決し、終結すべきと考えております。

町が不利な条件で和解して、跡地施設を買い戻すことには反対です。

まず、今、何を議論しているのでしょうか。町と企業が契約を結んだ、その契約先の企業が契約の内容ができなくなりましたので、契約をやめますと申し出てきたんです。

契約書において、町に落ち度はありません。企業側は契約内容に違反しています。企業側もプロポーザル要領を理解し、事業計画も出して、覚悟を持って和水町と契約を結びました。

付け加えれば、企業側の申出で、契約期間を町は3年間延長する優遇も与えました。同時期に行われた菊水東小学校、西小学校、神尾小学校の跡地事業は校舎を取り壊し、新築の施設で操業している企業やそのまま校舎を利用し操業しているところなど、コロナ禍でも物価高騰、資材高騰の中でも立派に企業活動をされ、まちの活性化に寄与されているではありませんか。

このことを町民の方はしっかりと見ていらっしゃいます。

まず、訴訟リスクへの回避について申し上げます。

町は訴訟リスクを回避するために和解したいと答弁されておりおられますが、しかし、契約書に基づけば、町が訴訟に勝つこと、これは可能性は極めて高く、訴訟費用よりも違約金減額による損失のほうが大きいと私は考えております。

町民の利益を守るために、なぜ契約書どおりの対応を取らないのか、私は疑問です。

次に、企業への配慮の件です。

町内企業だからですか。公の契約は公平性が大原則です。町外の企業であれば、同じ対応をしたのですか。町民の利益より特定の企業の利益を優先することは、行政の公平性を損なうのではないのでしょうか。

具体的に、1、契約書の規定を無視しております。この契約書では、売主の町と買主の企業との間で結んだ契約です。この契約を破棄し、和解によって処理すると町は申しております。

契約書には明確に次の規定があります。「契約不履行の場合は違約金300万円を町に支払う。契約保証金100万円は返還しない。契約解除時には、買主、企業側は原状回復義務が課されています」これらは、町民の財産を守るための条項です。和解によってこれらを放棄することは町民の権利を町自ら捨て去る行為にほかなりません。

契約書に解除条項がない以上、町が買主の企業からの申出で契約解除を認めること、この行為は売主の町の契約違反になると私は考えております。町民の権利の放棄です。

町はこの12月議会に現行の契約を解除する新たな契約を締結する方法によって、法的にも明確に円満に契約を終了する対応を取ると言っております。町も、この売主、町の契約違反になる。買主の企業の契約違反のとき起きる金銭や原状回復義務をなくすために、現行の契約書を破棄したいわけです。このとてつもなくよくできた売買契約書、行政のこの売買契約書を破棄しない限り和解に進めないんです。

今の状況は町民の権利を捨て去り、買手側に有利になるよう今の契約を破棄することをこの議会に求めていると私は思っております。

しかし、なぜこのようなことを議会の場で話し合わなければならないのか。それは町と企業が契約をしている公の契約だからです。町民の権利と財産をなくすためには議会の議決を経なければならないからです。この地方自治法に定められ守られているんです、町民の権利と財産は。

次に、町民の声を誤解しているということを話します。

「町と企業は住民の反対が強いから事業が進められない」と説明しています。しかし、住民の声の本質は、企業の進出や工場の建設、営業活動そのものへの反対ではなく町に対して契約書に定められた3年という事業開始期限を守れという要求、そして、旧南小学校を避難所として整備せよという要望でした。

町と企業がこの声を工場建設反対と捉え、契約破棄の口実になってしまいました。また、その契約書によれば、住民の反対が強いから事業が進められない。これは契約破棄の口実にはすることができないんです。

町民の立場からすると、「住民の反対が止まるような企業努力は十分果たしたのか」そう言う町民もいます。企業努力はちゃんと尽くしたのか、契約解除や違約金減額の和解によって町民が本来、受けられるべき利益や保障が失われます。

具体的には、町民の権利を損なう可能性は、1、財産的権利の侵害。契約書に基づけば、町民は本来300万円の違約金、100万円の保証金、合計400万円を財源として受け取れるわけです。

しかし、和解により100万円に減額されると、町民が受け取れるべき400万円分の利益が失われてしまいます。これは、町民の財産的権利を軽視する行為です。

2番、公の契約の信頼性を低下させます。公の契約は町民の代表であるこの行政が町民の利益を守るために結ぶものです。契約書にない例外を認めることは、町民が行政に寄せる信頼を損なうことにつながります。町は契約を守らないという印象が広がれば、町民の権利が実質的に弱められます。

3番、公平性の侵害。特定企業、町内の企業だからという理由、また、特別扱いを認めることは町民全体の公平性を損ないます。公の契約は町民全員の利益を守るためのものです。特定企業を優遇することで、町民の権利が二の次にされる危険性があります。そう思われてしまうかもしれません。

4番、将来の町民の利益への影響。今回のような契約書のとおりの対応をしない前例をつくると、今後の契約でも、町は契約を守らないと企業に認識されるおそれがあります。

その結果、町民が本来、守られるべき権利、違約金や契約不履行の補償、将来にわたって損なわれる可能性があります。つまり、町民の権利を損なう可能性は非常に高い。財産的損失、違約金減額によるものです。行政への信頼低下、公平性の欠如、将来の契約履行保証の弱体化、これにつながっていくのではないかと私は考えております。

締めに、公の契約の厳格な運用を放棄しております。町と企業の契約は町民全体の財産を守るための公の契約です。民間同士の契約のように柔軟に和解で処理することは許されません。契約書どおりに厳格に運用し、町民の権利を守ることこそが町の責務です。

機会損失の補償について。

契約延長により、跡地がさらに1年間利用されず町民は大きな機会損失を被りました。この損失を町はどう考えるか、どう保障するのですか。町民の生活に直結する損害を軽視していると思えません。

以上の理由から、私はこの議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算」に対する修正動議に賛成します。

町民の財産と信頼を守るため、町は契約書に基づき違約金、保証金、原状回復の義務を厳格に履行させるべきです。和解による権利の放棄は町民の利益を損なう重大な過ちです。このことを認めれば、今後はこのことが前例となり、また同じことが繰り返されるかもしれません。

最後に、今、役場の方がカスハラ、パワハラ、カスタマーハラスメント、パワーハラスメント、町民だからといって役場に不当な要求をしたり、または対応したり受けたり、このようなことが全国的に言われています。

そのときはどんな対応をするのですか。毅然とした対応が必要です。今回も同じです。買手側から、企業側から不当と思える要求には契約書にあるとおりに行動し、毅然とした対応をすべきです。厳格な契約書の条項の運用が必要です。

議員各位におかれましては、どうか町民の声と権利を守るため、慎重な判断をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） ないものと認めます。

次に、原案及び修正案に対する反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） ないものと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論はありませんか。

9番 秋丸議員

○9番（秋丸要一君） 議案第72号「令和7年度一般会計補正予算案（第6号）」の修正案に賛成する立場で討論をいたします。

行政も議会運営も法令を遵守し進めていかねばなりません。今回の案件では、相手企業は3年間で操業開始する義務がありながら、その義務を果たさず、さらに3年の延長契約を承認されたにもかかわらず、6か月もたたないうちにその義務を自ら放棄されました。

この時点で操業の実態が確認できないので、契約の不履行が成立すると思います。

契約はお互いに法令を遵守することであり、理由はどうであれ約束を果たさなければなりません。約束を果たさないときはペナルティが課せられるのは一般常識であります。複数の専門家の御指導で、今回の案件はプロポーザル要項と契約書は1セットで考えるべきであるとのことあります。

今回の案件は不履行になるので、相手企業が300万円の違約金を支払えば即解決するはずですが、何も和解など最初から必要はないのです。操業をしなかった結果が全てです。

私は、この一般会計補正予算（第6号）の和解金としての雑収入100万円の計上については反対であります。私は常に法令を遵守する町行政であり続けてほしいと切に願っています。

原案の100万円を承認すれば、今後、例外を認め続けることとなります。私は、この結果がどうであれ、今回の案件の詳細を公表したいと考えています。住民の代表である聡明なる議会議員各位には、法令を遵守する和水町を望むのであれば、加えて町民の権利と町民の不利益を回避するためにと考えるなら、ぜひこの修正案に賛同を賜りますよう強く要望いたします。

以上で、議案第72号「令和7年度一般会計補正予算案（第6号）」の修正案に賛成する立場の討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 原案に対する賛成討論、そして原案及び修正案に対する反対討論、そして原案に対する賛成討論が先ほどの討論ではございませんでしたので、省いてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） それでは、修正案に対する賛成討論はありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹淵賢吾君） 議案第72号「令和7年度和水町一般会計補正予算」に対する修正案に賛成する立場から、討論を行います。

私の賛成討論は1点だけです。

プロポーザル実施要項では、事業内容の中で、「町は公募型プロポーザルにより選定された事業者と土地及び建物等の売買契約を締結します」とあります。そして、その後、跡地施設の活用に関する条件の中に、その中の10項目めに契約不履行に対する処置、その中で、「事業者が契約を履行しないときは売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として町に支払うこと」というふうにあります。

この公募型プロポーザルに沿って300万円の違約金とすべきです。

以上、賛成討論とします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに修正案に対する賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

この採決は起立によって行います。

まず、荒木議員ほか3名から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案に対して採決を行います。

原案について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、原案については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第73号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号「令和7年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12、議案第74号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号「令和7年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第13、議案第75号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 8ページの歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の物品修繕料です。

施設長の説明だと、調理器具の故障により、今回、計上がされたということでしたがけども、まずどのような故障であったのか。

そして現在、調理器具の故障ということですけど、給食といたしますか、食事の提供についてはどのような形になっているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

前渚特養施設長

○特養施設長（前渚康彦君） 亀崎議員の御質疑にお答えいたします。

こちらの厨房機器の故障でございますけれども、スチームコンベクションオーブンというものでございまして、基盤とインバーターが故障しております。

現在は代替で、それまで、以前、使っておりましたものでなんとか、この機械自体が煮る、蒸す、焼く、炊くみたいな形で複合的にできる最新の機械ではあるんですけれども、それに代わるもので代用しているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 以前のものを、今現在お使いということですけど、ということは必然的に今この故障したものが新しい型になるわけですね。

新しい機材の方の保証期間とか、例えば5年以内とか10年以内とか、その保証期間とかはあったんでしょうか。それとも、もう切れている感じなんですか。

今回、修繕ということでそのスチームオーブンの基盤等を交換されると思うんですけども、今度の新施設のほうには、このスチームオーブンは持っていかれる予定なんですか。それとも新しくまた買い換える予定なんですか、その辺をお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

前渚特養施設長

○特養施設長（前渚康彦君） 亀崎議員の御質疑にお答えいたします。

こちらの機械、予算の御承認後に終了しまして、新施設に移設したいと考えております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第75号「令和7年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号 令和7年度、和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14 議案第76号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第76号「令和7年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第15 議案第77号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第77号「令和7年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第78号 令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、議案第78号「令和7年度和水町病院事業会計補正予算（第

1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第78号「令和7年度和水町病院事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第79号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長(高木洋一郎君) 日程第17、議案第79号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第79号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第80号 指定管理者の指定について(菊水ロマン館)

○議長(高木洋一郎君) 日程第18、議案第80号「指定管理者の指定について(菊水ロマン館)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第80号「指定管理者の指定について(菊水ロマン館)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第81号 指定管理者の指定について

(三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館)

○議長(高木洋一郎君) 日程第19、議案第81号「指定管理者の指定について(三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番(亀崎清貴君) 議案第81号について御質問させていただきます。

質問に入ります前に、まずもってこれまでの長きにわたって指定管理者をお務めいただきました当該企業につきましては、コロナ等ある中でお務めいただいたこと、本当に感謝申し上げます。

今回、新たにグッドスタッフさんという企業に選定されてますけども、この会社になった決め手というところが分かればお知らせください。

また、今後、この当該企業とどのような形で三加和温泉周辺のにぎわい創出を描いておられるのか、その辺も分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長(野田敏治君) ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、今回、この株式会社グッドスタッフ様におかれましては、県内において多数の実績をお持ちいただいております。

挙げますと、温泉施設で11施設、それからマリーナ、これは宇土マリーナになりますが1施設、そして道の駅で2施設、直売所で3施設ということで、かなりの実績をお持ちいただいております。また、実績と併せてこれらのところについては経営のほうもうまくやられているところです。

また、御提案の内容としまして、これらの施設との特産品ですとかそういったものの総合販売というものも提案されております。

例えば、海の幸をこちらの和水の山間部のほうで販売いただくとか、または和水の山間部の特産品をそういった海のほうで販売していただくと、そういった御提案をいただいております。

それから、季節、時期に応じたイベントや地域資源を生かしたイベントの実施、そして、ふるさと納税返礼品の開発、そして出張販売、インターネット販売等の実施も提案されておまして、売上向上につながる取組を評価しております。

また、今後は、議決いただきました後は、指定管理者候補者のほうと協議を行いまして、昨年度、策定しております三加和温泉周辺の基本構想がございます。この基本構想に沿って地域の発展に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。本町の施設の中で一番利用者数の多い施設が三加和温泉及び緑彩館になります。かといってもですね、以前よりも利用者数については、やはり減少傾向にあるというふうなところで、今回、新たな企業さんに指定管理をお務めいただくということがございますけども、ぜひ昔のような活気あるにぎわいを新たに生み出していただければと思います。

ちょっと質問なんですけど、これまで指定管理を受けられていたところにお勤めだった方々が十分数名いらっしゃると思うんですけども、そういった方々の雇用についてはどのような形になるのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、現在、雇用されている方の継続雇用といえますか、そういったものにつきましては、先方のほうからは、これまでどおり雇用いただく、継続雇用できる方は引き続き、継続雇用していきたいというふうな意向を示されております。

また処遇面についてはこれからの協議となりますが、基本はその株式会社グッドスタッフ様の経営に関わってくる場所ですので、そういったところを踏まえて決定していくことになるかと思っております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 荒木議員

○4 番（荒木宏太君） ただいま指定管理の指定について、三加和温泉ふるさと交流センター及び三加和緑彩館の指定があります。

指定管理者となる団体または指定期間については非常に新しい企業ということで期待をしてい

るところですけれども、全協の説明でありましたが、以前まで300万円の指定管理料で事業をしていただいております。その部分について今回、全員協議会の中では450万円での提示ということでお伺いしています。

それについて、この議案によって450万円ともう決まってしまうのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えさせていただきます。

今回、公募に当たりまして指定管理料についても御提案をいただいているところです。

御提案をいただいておりますので、基本は先方が提案されました指定管理料を基本に今後、協議してまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） と言われると、やはり今のところはこの時点では確定ではないということでもよろしいですかね。決定ではないと。今回この議案としては、指定管理者と、あとまたは期間のみでもよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えします。

まず指定管理料につきましては、来年度のことになりますので、来年度の当初予算で計上するという形になります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番 荒木議員

○4番（荒木宏太君） 最後の質問になります。

一応やはり300万円から450万円に金額が変わるということで、以前やっていた事業者さんもやはりありますというか、金額が変わることによってどう思うか、それぞれだと思えますけど、実際には300万円から450万円に上がるということで150万円の実際の何か金額が上がる根拠を最後に教えていただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えします。

まず提案の中で商品の販売データをリアルタイムで記録、集計管理するシステムPOSシステムを導入したいという計画があります。

これは会計処理だけではなく売上げ、在庫、顧客の販売行動などをデータとして蓄積して、経

営戦略の立案や業務効率化に役立てることが可能となるシステムというふうに聞いております。

この購入費用ということで大体1,000万円程度かかるということで、それを指定管理期間の3年ですということ、赤字補填では決してないということになります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 今回のこの新しいグッドスタッフという株式会社、これの指定管理ということで提案がっております。いろいろ提案内容については先日、全協のほうで説明がありましたので、いろいろやってもらえるというような感じではありますが、先ほど出ました指定管理料ですね、これが450万円。考えてみるとアルバイトの方が多いかと思うんですが、そうしますと、三、四人分の方の賃金を町が支払ってやるという形になると思うんですね。

これまでは丸美屋さんが頑張ってこられて300万円の指定管理料ということでしたけれども、それからすると1.5倍ということで非常に大きいわけですね。これが最初から450万円というふうになりますと、その後も450万円とか要望されれば出していくというふうになってしまうと、それはまたおかしいんじゃないかなと思うんですね。そういう面ではやはり私は300万円で始めたほうがいいんじゃないかというふうに思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、まず450万円の指定管理料につきましては、その赤字補填の部分ではないということで御説明をいたしました。そういったところで御提案いただいた金額となっております。

また、その人件費等につきましても、そういったことも含めまして民間のノウハウを生かすために指定管理ということでのものです。

ですので、そういった経営に関わるところの民間のノウハウを生かすために指定管理として、株式会社グッドスタッフ様を指定するところを御理解いただければと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹渕議員

○10番（笹渕賢吾君） 指定するのは私、いいと思うんですね。いろいろ事業内容を書かれてるので、これを見ますと広範囲でいろいろやられるということではいいかなと思うんですが、やはり指定管理料が高いということ、私は指摘しているので、その点についてどうでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

野田まちづくり課長

○まちづくり課長（野田敏治君） ただいまの御質疑についてお答えいたします。

今回、提案に関しまして2者から提案をいただいているところです。もう1者からは実際この

指定管理料450万円よりも高い金額を提案いただいております。決して指定管理料で決定したというわけではございませんが、いろいろと提案内容を、先ほども述べましたがいろいろ販売促進に関わる取組ですとか、そういったところを踏まえて決定したということを御理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番 笹淵議員

○10番（笹淵賢吾君） 私も出荷協議会に入ってますので、ずっと丸美屋さんの頑張ってる姿というのは見ているんですが、いろいろなこの関係以外もやられてきている部分があります。だからそういうことからすると、非常に450万円は高いというふうに思いますので、このままいくのであれば、私は反対の立場を表明しておきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第81号「指定管理者の指定について（三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第82号 指定管理者の指定について

（和水町特別養護老人ホーム きくすい荘）

○議長（高木洋一郎君） 日程第20、議案第82号「指定管理者の指定について（和水町特別養護老人ホーム きくすい荘）」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎議員

○1番（亀崎清貴君） 議案第82号について、お伺いします。

これは先ほど荒木議員が81号でお尋ねされたのとちょっと重複してお聞きします。

今回のこのきくすい荘の指定管理者の選定についてなんですが、全員協議会12月8日に御説明いただきましたけども、指定管理料についてはこの議案を承認したからといって指定管理料を承認したというわけじゃないんですよね。その確認をさせてもらえればと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

前淵特養施設長

○特養施設長（前淵康彦君） 亀崎議員の御質疑にお答えいたします。

今回の指定管理者の指定の議案を議決いただいたからといって、それが指定管理料が決定するということではございません。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） ちょっとその確認をさせていただいたところです。あくまでこの議案に出てる名称であったり団体の所在地であったり、その期間といったものがかけられているところですよ。指定管理料等については、新年度以降というふうな形で、また予算書等が上がってくるというところを考えておけばよかですよ。

はい、私は指定管理料についてはいかなものかなというふうに思っておったので、ちょっと質問をさせていただいたところでございます。

○議長（高木洋一郎君） 答弁、必要ですか。

○1 番（亀崎清貴君） 答弁不要です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第82号「指定管理者の指定について（和水町特別養護老人ホーム きくすい荘）」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第83号 工事請負変更契約の締結について

○議長（高木洋一郎君） 日程第21、議案第83号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第83号「工事請負変更契約の締結について」は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第84号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(高木洋一郎君) 日程第22、議案第84号「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第84号「損害賠償の額を定めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第23 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(高木洋一郎君) 日程第23、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

石原町長

○町長(石原佳幸君) 諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明を申し上げます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会

の意見を求める。

令和7年12月8日提出、和水町長 石原佳幸

推薦しようとする方

住 所 和水町中十町755番地

氏 名 池上英夫氏

生年月日 昭和34年4月3日

諮問理由は、人権擁護委員を推薦するときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める必要がある。これがこの議案を提出する理由です。

推薦する池上英夫氏は高等学校教諭として38年間勤められ、令和3年に退職されました。現在は、和水町地域人権教育指導員として町の中央公民館に勤務されております。人格、識見ともに申し分なく人権擁護について大変理解のある方でありますので、令和8年4月1日からの人権擁護委員の新任候補者として法務大臣に推薦するものです。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配っております意見書案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配りました意見書のとおり答申することに決定いたしました。

日程第24 同意第4号 和水町監査委員の選任について

○議長（高木洋一郎君） 日程第24、同意第4号「和水町監査委員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

石原町長

○町長（石原佳幸君） 同意第4号「監査委員の選任について」、御説明を申し上げます。

和水町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

住 所 和水町板楠2743番地 1
氏 名 池田宝生氏
生年月日 昭和32年11月17日生まれ（現在68歳）
令和 7年12月 8日、和水町長 石原佳幸
提案理由でございます。

監査委員を選任するときは、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要があります。これがこの議案を提出する理由ですが、補足を申し上げます。

池田宝生氏は和水町の職員として39年にわたり行政事務に従事され、建設課長や町立病院事務部長を歴任され、町行政に御尽力をいただきました。現在は、株式会社菊水ロマン館の館長として勤務されておられます。人格が高潔であることはもちろんのこと、行政全般に精通していることから、監査委員として申し分ない方でございます。

令和 8年 3月 8日の現任者の任期満了に伴い新任の監査委員として選任するものです。

以上となります。

御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第4号「和水町監査委員の選任について」は、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

日程第25 地域公共交通特別委員会中間報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第25号「地域公共交通特別委員会中間報告について」を議題とします。

令和 7年 9月定例会で設置した地域公共交通検討特別委員長より、現状の経過についての中間報告の申出がありましたので、報告を求めます。

地域公共交通検討特別委員会 亀崎委員長

○地域公共交通検討特別委員会委員長（亀崎清貴君） 令和 7年12月議会地域公共交通検討特別委員会の中間報告をさせていただきます。委員長の亀崎でございます。

ただいまより審査経過について報告のほう申し上げます。

本委員会は令和7年9月定例会におきまして設置され、議長を除く議員10名により構成され、和水町の未来を見据えた持続可能な交通体系の確立に向け、重責を担って調査研究を進めてまいりました。これまで4回にわたり委員会を開催し、地域交通の現実と向き合い、そのあるべき姿を探求してまいりました。

第3回委員会では、国土交通省九州運輸局熊本運輸支局及び熊本県北広域本部玉名地域振興より講師をお招きし、国・県が描く公共交通政策の方向性、関連法規の枠組み、さらには交通手段確保の要点について、専門的かつ貴重な御教示をいただきました。これは、今後の本町の交通政策を構想する上で大きな指針となるものであります。

第4回委員会においては、和水町が現在、取り組んでいる公共交通施策の全体像について、各課より懇切丁寧なる説明を受け、町が抱える課題、そして住民の移動を守るための現場の努力について理解を深めたところであります。

さらに、11月17日には、県内において先進的な公共交通モデルをつくり上げておられる高森町を訪問し、現地での運営実態を直接、確認させていただきました。地域の知恵と工夫が結実した施策を間近に見ることで、本町が進むべき道筋をより明確に捉える契機となりました。現在も、本委員会は将来の和水町の交通を支える確かな仕組みづくりに向け、不断に調査を進めております。

しかし、課題は多岐にわたりその検証にはさらなる議論と精査が必要であります。今ここで結論を急ぐことはなく、町民の将来に対して責任を果たすことにはつながりません。

よって、本12月定例会におきましては、中間報告として現状を御報告申し上げ、調査は引き続き、継続審査とさせていただきたいと存じます。

本委員会としては、町民の移動の自由を守り和水町の持続発展を支えるため、引き続き、誠心誠意、調査研究に尽力してまいります。

以上、地域公共交通特別委員会中間報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、地域公共交通検討特別委員会中間報告を終わります。

日程第26 陳情等の常任委員長報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第26「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。

厚生建設経済常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。

委員長から、審査の経過と結果について報告を求めます。

厚生建設経済常任委員会委員長 木原議員

○厚生建設経済常任委員会委員長（木原泰代君） 改めましてこんにちは。厚生建設経済常任委員会委員長の木原でございます。

本定例会において、厚生建設経済常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告いたします。

審査につきましては12月8日に厚生建設経済常任委員会を開催し審議を行いました。

受付番号第312号「政府に再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める陳情書」については、罪を犯していない人が誤った捜査、裁判によって自由を奪われるえん罪は何の罪もない人の暮らしと人生、生命さえ奪うものであり絶対あってはなりません。

しかし、現状では捜査機関の証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定はなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的補償がありません。

現在、国において再審法改正についての議論が進められておりますが、えん罪被害者の一刻も早い救済のためには、速やかな刑事訴訟法の改正が必要であるとの意見で一致したことから、委員会での審査結果は採択です。

以上で、委員長報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） 以上で委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第312号「政府に再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める陳情書」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 再審請求に関して、お尋ねをさせていただきたいと思います。

先ほど、委員長から12月に委員会を開催されて、この内容について精査をされたと思うんですけども、そのときにどういった御意見等が上げられたのか、分かる範囲で覚えてらっしゃる範囲内で構いませんので、お知らせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 質疑は審査の過程と結果ですので、その内容、意見の内容を聞きたいということですか。

○1 番（亀崎清貴君） そうです、どういった意見が。

○議長（高木洋一郎君） 経過ということで、答弁があれば、答弁をお願いします。

3 番 木原議員

○厚生建設経済常任委員会委員長（木原泰代君） 経過、12月8日に審査を行いました前にはもう議案が提出されておりましたので、一応、全委員の方には、政府に再審法改正を求める陳情書については熟読をしていただき、いろいろともう全国では500を超えるような意見書が提出されておりましたので、各自勉強するよということ、12月8日に委員会のほう開催し、その委員会においては、ほとんどの方が今、国でも審議が進められており、いろいろと賛成、反対、意見は二分しておりますが、やはり先ほど説明した内容等で早く速やかな刑事訴訟法の改正が必要であると、全員一致でそのような意見でございました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありますか。

1 番 亀崎議員

○1 番（亀崎清貴君） 委員長、ありがとうございます。

事前に皆さん見ていただいて、この内容について確認されて必要だよねというところの認識で

一致されたということでございますね。はい。ありがとうございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第312号「政府に再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める陳情書」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、受付番号第312号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第27 発委第1号 再審法の改正を求める意見書の提出について

○議長（高木洋一郎君） 日程第27、発委第1号「再審法の改正を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

厚生建設経済常任委員会委員長 木原議員

○厚生建設経済常任委員会委員長（木原泰代君） 厚生建設経済常任委員会委員長の木原でございます。

発委第1号「再審法の改正を求める意見書の提出について」

上記議案を別紙のとおり、和水町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

先ほど報告いたしました、再審が誤って有罪とされたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

現行の再審制度は、再審決定が長期化するなど制度的に再審が保証される仕組みにはなっていません。えん罪被害者を速やかに救済するため、刑事訴訟法の改正が必要であるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第1号「再審法の改正を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第28 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第28「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回和水町議会定例会の閉会に当たり御挨拶申し上げます。

去る12月8日の開会以来、5日間、議員各位におかれましては、諸議案について真摯に御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会において成立した諸議案の執行については、適切な運用をもって進められるとともに、住民福祉の向上のための行政に努められることをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

これを持ちまして、令和7年第4回和水町議会定例会を閉会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

閉会 午後2時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員